

R5.5～	5 類移行に伴う新たな取り扱い	新型コロナウイルス感染症が、令和5年5月8日以降、5類感染症に移行することから、新たな取り扱いについて、チラシ等を作成し、広く県民に情報発信	
4 取組成果・実績			
<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の各波の感染の傾向や、変異株の特性など、その時々状況に応じた情報発信を行うことができた。 ・情報発信の手段としては、対策本部会議での呼びかけやあんしんトリピーメールによるメール配信のほか、適宜、テレビCMや新聞広告など広報課と連携した取組も行った。 ・テレビは島根県にも同じ内容が放送されることから、両県で協力して合同CMの放送も行った。 			
5 課題・問題点・展望等			
<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症発生当初は、県民の関心も高く、本県が行う様々な情報発信に対して、県民の方から耳を傾けてくれていたように感じるが、年々、県民の関心も薄れだし、本県が打ち出すメッセージがなかなか県民に届きにくくなってきた一面があるものと考えられる。 ・真に必要な情報に絞り、県民の心に響きやすい情報発信を心がけるなど、工夫が必要である。 			

③ 新型コロナ警報

1 経緯・取組の概要				
<p>新型コロナウイルスの感染拡大リスクの評価基準を設定し、県民、事業者、医療機関等にとっても分かりやすい指標として共有することにより、対策を効果的に展開し、経済・社会活動や医療提供体制の持続化・安定化を図るため、令和2年6月から「鳥取県版新型コロナ警報」の運用を開始した。</p> <p>その他、全国の都道府県別の感染状況を整理した「感染警戒地域」を独自に毎日更新するとともに、県内の感染拡大状況に応じた各種の警戒情報や、変異株の発生に応じた警戒情報を適宜発表し、県民への注意喚起や情報発信に努めた。</p>				
2 変遷				
時期	鳥取県版 新型コロナ警報	感染警戒 地域	感染増大/拡大情報	変異株感染警戒情報
R2. 6. 3	暫定運用			
R2. 6. 19		運用開始		
R2. 6. 30	本運用開始			
R2. 10. 13	基準変更			
R2. 11. 11		基準変更		
R2. 11. 19		基準変更		
R2. 12. 28	運用変更 (特定の市町村に対しても発令可能に)			
R3. 1. 21			感染増大警戒情報制度説明	
R3. 3. 22		基準変更		
R3. 4. 1			運用開始	
R3. 4. 23			基準変更 (嚴重警戒レベルの区分追加)	
R3. 6. 30				デルタ株感染警戒情報
R3. 11. 17	基準変更暫定運用			
R3. 11. 25	基準変更本運用	基準変更		
R4. 1. 16				オミクロン株感染警戒情報
R4. 1. 26			市中感染急拡大特別警報	
R4. 3. 10			感染再拡大警戒情報	
R4. 3. 25			感染急拡大特別警報	
R4. 4. 14				BA.2 感染拡大情報
R4. 4. 22		当面休止		
R4. 5. 6	基準変更		感染拡大情報の運用開始	
R4. 5. 26			基準制定	
R4. 6. 28				変異株による感染急増警戒情報(主に BA.4,BA.5 系統を対象)
R4. 8. 10			区分追加 (感染急拡大嚴重警戒情報の区分追加)	
R4. 9. 15			基準変更 (感染経路不明数の削除)	
R4. 11. 18			基準変更 (新規陽性者数の基準を変更)	
R4. 12. 14			基準制定 (感染急拡大嚴重警戒情報の発令基準制定)	

【見直し】 R4.5.6 (基準変更)	<p>新「鳥取県版 新型コロナ警報」【暫定版】(5/6~) R4.5.6</p> <ul style="list-style-type: none"> オミクロン株の特性を踏まえて、医療提供体制の逼迫状況により判断することとし、最大確保病床使用率を発令の目安とする <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>注意報</th> <th>警戒報</th> <th>警報</th> <th>特別警報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1日新規陽性患者数</td> <td>東部 7.0人/週 中部 5.0人/週 西部 1.0人/週 (1日5人未満/100人/週)</td> <td>東部 7.0人/週 中部 1.0人/週 西部 2.0人/週 (1日5人未満/100人/週)</td> <td>東部 3.5人/週 中部 2.0人/週 西部 0.5人/週 (1日3人未満/100人/週)</td> <td>東部 1.0人/週 中部 3.0人/週 西部 7.0人/週 (1日5人未満/100人/週)</td> </tr> <tr> <td>1日同時刻陽性検出率</td> <td>—</td> <td>圏域ごとに1.5%超</td> <td>圏域ごとに2.0%超</td> <td>圏域ごとに5.0%超</td> </tr> <tr> <td>5日連続陽性による3日連続の確保病床稼働率</td> <td>—</td> <td>圏域ごとに稼働率1.5%超</td> <td>圏域ごとに稼働率2.0%超</td> <td>圏域ごとに稼働率5.0%超</td> </tr> <tr> <td>運用</td> <td>発令の目安 解除の目安</td> <td colspan="3">①2週間以上稼働した日 ②稼働した日の翌日(1日以下稼働)があることが目安</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>注意報</th> <th>警戒報</th> <th>特別警報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最大確保病床使用率</td> <td>圏域ごとに1.5%超</td> <td>圏域ごとに3.0%超</td> <td>圏域ごとに5.0%超</td> </tr> <tr> <td>運用</td> <td colspan="3">発令・解除の目安 ・圏域ごとに発令 ・設定値を超える日が3日連続した日の翌日から2週間 →2週間後に設定値以下であれば解除</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 新規陽性患者数の急拡大が見られる場合には、医療の逼迫や社会活動への影響を避けるため、「感染急拡大警戒情報」を発令 “新規陽性患者数”や“感染経路不明者数”を踏まえて、地域における「感染注意情報」や「感染警戒情報」等を提供していく 	区分	注意報	警戒報	警報	特別警報	1日新規陽性患者数	東部 7.0人/週 中部 5.0人/週 西部 1.0人/週 (1日5人未満/100人/週)	東部 7.0人/週 中部 1.0人/週 西部 2.0人/週 (1日5人未満/100人/週)	東部 3.5人/週 中部 2.0人/週 西部 0.5人/週 (1日3人未満/100人/週)	東部 1.0人/週 中部 3.0人/週 西部 7.0人/週 (1日5人未満/100人/週)	1日同時刻陽性検出率	—	圏域ごとに1.5%超	圏域ごとに2.0%超	圏域ごとに5.0%超	5日連続陽性による3日連続の確保病床稼働率	—	圏域ごとに稼働率1.5%超	圏域ごとに稼働率2.0%超	圏域ごとに稼働率5.0%超	運用	発令の目安 解除の目安	①2週間以上稼働した日 ②稼働した日の翌日(1日以下稼働)があることが目安			区分	注意報	警戒報	特別警報	最大確保病床使用率	圏域ごとに1.5%超	圏域ごとに3.0%超	圏域ごとに5.0%超	運用	発令・解除の目安 ・圏域ごとに発令 ・設定値を超える日が3日連続した日の翌日から2週間 →2週間後に設定値以下であれば解除		
	区分	注意報	警戒報	警報	特別警報																																	
1日新規陽性患者数	東部 7.0人/週 中部 5.0人/週 西部 1.0人/週 (1日5人未満/100人/週)	東部 7.0人/週 中部 1.0人/週 西部 2.0人/週 (1日5人未満/100人/週)	東部 3.5人/週 中部 2.0人/週 西部 0.5人/週 (1日3人未満/100人/週)	東部 1.0人/週 中部 3.0人/週 西部 7.0人/週 (1日5人未満/100人/週)																																		
1日同時刻陽性検出率	—	圏域ごとに1.5%超	圏域ごとに2.0%超	圏域ごとに5.0%超																																		
5日連続陽性による3日連続の確保病床稼働率	—	圏域ごとに稼働率1.5%超	圏域ごとに稼働率2.0%超	圏域ごとに稼働率5.0%超																																		
運用	発令の目安 解除の目安	①2週間以上稼働した日 ②稼働した日の翌日(1日以下稼働)があることが目安																																				
区分	注意報	警戒報	特別警報																																			
最大確保病床使用率	圏域ごとに1.5%超	圏域ごとに3.0%超	圏域ごとに5.0%超																																			
運用	発令・解除の目安 ・圏域ごとに発令 ・設定値を超える日が3日連続した日の翌日から2週間 →2週間後に設定値以下であれば解除																																					

(2) 感染警戒地域の指定

- 新型コロナウイルスの感染が拡大し、警戒が必要な都道府県との往来について警戒を呼び掛けるため、当該地域を感染警戒地域として独自に指定した(原則毎日更新)。

運用期間	経過	備考																											
第2波 ～ 第6波	【運用開始】 R2.6.19～	<p>鳥取県から皆様へのお願い(6月19日以降) R2.6.17</p> <ul style="list-style-type: none"> 「新型コロナ克服3カ条」を守って、県内外への外出も含め、感染予防にあたりましょう。  <ul style="list-style-type: none"> 県外との往来は、流行状況や各自治体が出す情報などを確認し、特に「感染警戒地域」では「三つの密」を避けマスクや手洗など予防に努め、十分に注意してください。 ※感染警戒地域については、県のHP等で随時お知らせします。 県内では、熱中症にも気をつけて、「新型コロナウイルス感染予防対策協賛店」のステッカーも参考にし、みんなで、観光地・飲食店・県産品などを応援しましょう。中国五県でも観光なども楽しみましょう。 																											
	【見直し】 R2.11.11 (基準変更) R2.11.19 (基準変更) R3.3.22 (基準変更) R3.11.25 (基準変更) 【当面休止】 R4.4.22～	<p>感染警戒地域の見直しについて R2.11.11</p> <p>政府の分科会において感染状況の判断基準が示されたこと、全国の感染状況が大幅に変化してきていること、新しい生活様式が定着してきていることなどの実態を踏まえ、今回、新たに「嚴重感染警戒地域」の区分を設けるとともに、基準数値の見直しを行う。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>基準値</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>感染警戒地域</td> <td>0.2～1.0人</td> <td>0.2は、県版新型コロナ警報発令基準の注意報レベル</td> </tr> <tr> <td>嚴重感染警戒地域</td> <td>1.0～2.5人</td> <td>1.0は、県版新型コロナ警報発令基準の警戒報レベル</td> </tr> <tr> <td>特別感染警戒地域</td> <td>2.5人～</td> <td>2.5は、政府の専門家会議において都道府県による社会への協力要請(外出自粛要請等)を行うべき基準として示された数値</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>基準値</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>感染警戒地域</td> <td>1.0～2.5人</td> <td>1.0は、県版新型コロナ警報発令基準の警戒報レベル</td> </tr> <tr> <td>嚴重感染警戒地域</td> <td>2.5～5.0人</td> <td>2.5は嚴重感染警戒地域7.5の1/3レベル</td> </tr> <tr> <td>特別感染警戒地域</td> <td>5.0～7.5人</td> <td>5.0は嚴重感染警戒地域7.5の2/3レベル</td> </tr> <tr> <td>嚴重感染警戒地域</td> <td>7.5人～</td> <td>7.5は政府の感染症対策分科会提言において、ステージⅢの判断目安である15.0人の1/2レベル</td> </tr> </tbody> </table>	区分	基準値	概要	感染警戒地域	0.2～1.0人	0.2は、県版新型コロナ警報発令基準の注意報レベル	嚴重感染警戒地域	1.0～2.5人	1.0は、県版新型コロナ警報発令基準の警戒報レベル	特別感染警戒地域	2.5人～	2.5は、政府の専門家会議において都道府県による社会への協力要請(外出自粛要請等)を行うべき基準として示された数値	区分	基準値	概要	感染警戒地域	1.0～2.5人	1.0は、県版新型コロナ警報発令基準の警戒報レベル	嚴重感染警戒地域	2.5～5.0人	2.5は嚴重感染警戒地域7.5の1/3レベル	特別感染警戒地域	5.0～7.5人	5.0は嚴重感染警戒地域7.5の2/3レベル	嚴重感染警戒地域	7.5人～	7.5は政府の感染症対策分科会提言において、ステージⅢの判断目安である15.0人の1/2レベル
区分	基準値	概要																											
感染警戒地域	0.2～1.0人	0.2は、県版新型コロナ警報発令基準の注意報レベル																											
嚴重感染警戒地域	1.0～2.5人	1.0は、県版新型コロナ警報発令基準の警戒報レベル																											
特別感染警戒地域	2.5人～	2.5は、政府の専門家会議において都道府県による社会への協力要請(外出自粛要請等)を行うべき基準として示された数値																											
区分	基準値	概要																											
感染警戒地域	1.0～2.5人	1.0は、県版新型コロナ警報発令基準の警戒報レベル																											
嚴重感染警戒地域	2.5～5.0人	2.5は嚴重感染警戒地域7.5の1/3レベル																											
特別感染警戒地域	5.0～7.5人	5.0は嚴重感染警戒地域7.5の2/3レベル																											
嚴重感染警戒地域	7.5人～	7.5は政府の感染症対策分科会提言において、ステージⅢの判断目安である15.0人の1/2レベル																											

(3) 感染増大／拡大情報の発令

【感染増大警戒情報】

- ・感染者のウイルス量や変異株など、人へのうつりやすさに着目し、感染拡大の危険性がより高まっていると認められる場合に発令した。

運用期間	経過	備考									
第4波 ～ 第5波	<p>【制度創設】</p> <p>R3.1.21</p> <p>(制度説明)</p> <p>※定例記者会見で説明</p>	<p>新型コロナ 感染増大警戒情報 R3.1.21</p> <p>○感染者のウイルス量（人へのうつりやすさ）に着目して発令 →「感染拡大の危険性がより高まっているアラート」として活用</p> <p><発令の考え方></p> <ul style="list-style-type: none"> ・一定期間に特定地域、特定グループで、ウイルス量が一定水準を超える感染者が複数認められる場合に、専門家の意見を伺った上で発令 ◆発令の判断 → 次の指標を参考に総合的に判断（症例の積み重ねにより、指標は随時、改良） <ul style="list-style-type: none"> ・ウイルス量が多い感染者を、1週間（原則、週ごと）で複数名確認 ・クラスター発生時に、ウイルス量が多い感染者が複数名発生 ◆発令地域 → 原則、市町村単位（発生状況によっては、東・中・西部、全県でも） <p><発令時の対応></p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民に対して、感染予防対策の徹底を呼びかけ（3密回避、頻回な手洗いなど） ・医療機関、福祉施設、事業者等へ感染予防徹底の重点指導（職員の健康管理の徹底など） ・医療機関・福祉施設の従事者、利用者の幅広いコロナ検査実施 など <p>※これまでの感染事例で「感染増大警戒情報」の対象として検出対象となった事例は……</p> <ul style="list-style-type: none"> ・R2.7～8月の東・中部知人等の感染事例、9月の米子市宿舎クラスター、12月の境港市飲食店クラスター 									
	<p>【適用開始】</p> <p>R3.4.1～</p>	<p>新型コロナ感染増大警戒情報（4月2日現在） R3.4.1</p> <p>感染力の高いウイルスの拡がり認められ、県内においてもうつりやすくなっています！</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発令地域</th> <th>発令日</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鳥取市</td> <td>4月1日</td> <td>ウイルス量が多い感染者が連発的に多発しており、地域におけるウイルスの密度が高くなっている</td> </tr> <tr> <td>倉吉市</td> <td>4月1日</td> <td>変異株によるクラスターが確認され、周辺の者にも拡がりがある</td> </tr> </tbody> </table> <p>東部地区の陽性者数のうちCt値25未満の数 (2020年7月以降の1週間ごとの推移)</p> <p>3/29-4/4の週は4日間で大幅に最多更新中</p> <p>※PCR検査のCt値が低いほどウイルス量が多く、感染力が高いと推察され、Ct値25未満の陽性者数に着目</p>	発令地域	発令日	備考	鳥取市	4月1日	ウイルス量が多い感染者が連発的に多発しており、地域におけるウイルスの密度が高くなっている	倉吉市	4月1日	変異株によるクラスターが確認され、周辺の者にも拡がりがある
発令地域	発令日	備考									
鳥取市	4月1日	ウイルス量が多い感染者が連発的に多発しており、地域におけるウイルスの密度が高くなっている									
倉吉市	4月1日	変異株によるクラスターが確認され、周辺の者にも拡がりがある									
	<p>【見直し】 (基準変更)</p> <p>R3.4.23～</p> <p>※ 厳重警戒レベルの新区分を追加</p>	<p>新型コロナ 感染増大警戒情報</p> <p>感染者のウイルス量や変異株（人へのうつりやすさ）に着目して発令 ➡ 新たに厳重警戒レベルを設定し、厳重な注意を呼びかけ</p> <p><発令レベル></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>レベル</th> <th>目安</th> <th>対応例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒レベル</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・一定期間に特定地域、特定グループでウイルス量が多い感染者が複数認められる場合 ・従来の株よりも感染力が高い変異株が複数確認された場合 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・入念に都度都度手洗い、マスク徹底、「3密」の徹底回避など、感染防止レベルアップ </td> </tr> <tr> <td>新 厳重警戒レベル</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ウイルス量が特に高いものが複数確認された場合（健康観察中の者は除く） ・1週間当たりの平均Ct値が、相当程度低い場合 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・更に、 ・屋外、短時間の会話でもマスク着用 ・家族など以外との会食を控える ・出勤人数の縮小、交代勤務の推奨 </td> </tr> </tbody> </table> <p>➡ 感染予防レベルを上げる注意喚起（近距離でのマスクなし会話のリスクなど）</p> <p><最近の感染事例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭内で複数名が感染 ・会食参加者の全員が感染 ・運動部の活動で複数名が感染 ・職場の研修会参加者や休憩室利用者の複数名が感染 	レベル	目安	対応例	警戒レベル	<ul style="list-style-type: none"> ・一定期間に特定地域、特定グループでウイルス量が多い感染者が複数認められる場合 ・従来の株よりも感染力が高い変異株が複数確認された場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・入念に都度都度手洗い、マスク徹底、「3密」の徹底回避など、感染防止レベルアップ 	新 厳重警戒レベル	<ul style="list-style-type: none"> ・ウイルス量が特に高いものが複数確認された場合（健康観察中の者は除く） ・1週間当たりの平均Ct値が、相当程度低い場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・更に、 ・屋外、短時間の会話でもマスク着用 ・家族など以外との会食を控える ・出勤人数の縮小、交代勤務の推奨
レベル	目安	対応例									
警戒レベル	<ul style="list-style-type: none"> ・一定期間に特定地域、特定グループでウイルス量が多い感染者が複数認められる場合 ・従来の株よりも感染力が高い変異株が複数確認された場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・入念に都度都度手洗い、マスク徹底、「3密」の徹底回避など、感染防止レベルアップ 									
新 厳重警戒レベル	<ul style="list-style-type: none"> ・ウイルス量が特に高いものが複数確認された場合（健康観察中の者は除く） ・1週間当たりの平均Ct値が、相当程度低い場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・更に、 ・屋外、短時間の会話でもマスク着用 ・家族など以外との会食を控える ・出勤人数の縮小、交代勤務の推奨 									

【各種感染拡大情報】

・感染爆発に繋がる恐れが高まっていると認められる場合に、感染状況の特性に応じて発令した。

運用 期間	経過	備考				
第6波	<p>【市中感染急拡大特別警報】 R4.1.26～</p>	<p style="text-align: center;">市中感染急拡大特別警報 R4.1.26</p> <p>県西部、特に米子市・境港市において、市中感染が急拡大しています。 感染爆発手前の今が瀬戸際です。 子どもたち、お年寄りを守るため、一人一人厳重な感染予防対策をお願いします。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">区域</td> <td style="text-align: center;">米子市・境港市</td> </tr> </table> <p>※特措法第24条第9項による外出自粛要請</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 区域 米子市・境港市 ■ 期間 令和4年1月27日から2月9日まで(2週間) ■ 要請内容 通院、通勤、生活必需品の買い出しなど必要なものを除き、不要不急の外出を控えてください <p><small>※混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出・移動は自粛してください。 ※各種イベント、町内会やPTA会合など、不要不急の行事の中止や延期、リモート開催への変更をご検討ください。 ※職場では、在宅勤務(テレワーク)、交代勤務など、人との接触機会を減らす取組をお願いします。 ※通院、通勤、生活必需品の買い出し、屋外での運動など、生活や健康維持のために必要なものは行っていただいてもかまいません。</small></p>	区域	米子市・境港市		
区域	米子市・境港市					
	<p>【感染再拡大警戒情報】 R4.3.10～ R4.4.27～</p>	<p style="text-align: center;">感染再拡大警戒情報 R4.3.10</p> <p>市中感染と思われる事例を含め感染は下げ止まっており、再拡大への警戒が必要です。 引き続き、感染予防対策の徹底をお願いします。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">区域</td> <td style="text-align: center;">鳥取市</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">米子市</td> </tr> </table> <p>鳥取市・米子市に出ていた「市中感染急拡大特別警報」は、市中感染急拡大の局面を脱したと考えられることから、本日をもって解除します。</p>	区域	鳥取市		米子市
区域	鳥取市					
	米子市					
	<p>【感染急拡大特別警報】 R4.3.25～</p>	<p style="text-align: center;">感染急拡大特別警報 R4.3.25</p> <p>全県に「感染急拡大特別警報」を発令します。</p> <p>3連休での若者を中心とした普段会わない人との飲食時の感染など、市中感染と思われる事例を含め感染が拡大しており、感染爆発につながるか、今が瀬戸際です。</p> <p>年度末・年度初めでの人々の移動や、歓送迎会などの行事が増える時期を迎えます。</p> <p>一人一人厳重な感染予防対策をお願いします。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">区域</td> <td style="text-align: center;">全県</td> </tr> </table>	区域	全県		
区域	全県					

【感染拡大情報】

- ・新型コロナ警報について、オミクロン株の特性を踏まえて、発令の目安を最大確保病床使用率に着目したものに変更したことから、“新規陽性者数”や“感染経路不明者数”に着目した新たな発令基準を制定した。

運用期間	経過	備考												
第7波 ～ 第8波	【運用開始】 R4.5.6～	<p style="text-align: center;">感染注意情報 R4.5.6</p> <p>西部地区に「感染注意情報」を提供します。 西部地区では、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規陽性者数が引き続き高いレベル (人口10万人・7日間に対して121人、(大都市圏程度)) ・感染経路不明者数もGW期間にも関わらず、休日前と同程度と高い水準 <p>であり、感染が広がる恐れが今後も非常に高い状況です。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>提供区分</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西部地区</td> <td>感染注意情報</td> <td>5/6～</td> </tr> </tbody> </table>	地域	提供区分	備考	西部地区	感染注意情報	5/6～						
地域	提供区分	備考												
西部地区	感染注意情報	5/6～												
	【見直し・追加】 R4.5.26 (基準制定)	<p style="text-align: center;">新規陽性者数を踏まえた県民への「警戒」「注意」の情報 R4.5.26</p> <p>圏域ごとに以下の①②③のいずれかが設定値に達した日に提供</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>感染拡大「注意」情報</th> <th>感染拡大「警戒」情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 新規陽性者数 【7日間の累計】</td> <td>10万人あたり100人/週 〔実数：東部・西部各225人/週 中部100人/週〕</td> <td>10万人あたり200人/週 〔実数：東部・西部各500人/週 中部200人/週〕</td> </tr> <tr> <td>② 感染経路不明数 【7日間移動平均】</td> <td>東部・西部各 10人/日 中部 5人/日</td> <td>東部・西部各 30人/日 中部 15人/日</td> </tr> <tr> <td>③ 新規陽性者数の前週比 【3日間累計】</td> <td style="text-align: center;">増加</td> <td style="text-align: center;">1.5倍</td> </tr> </tbody> </table> <p>●「感染拡大注意情報」は、レベルⅢの移行判断目安より前に、「感染拡大警戒情報」は、レベルⅣの移行判断目安より前に提供するように基準値を設定</p>	区 分	感染拡大「注意」情報	感染拡大「警戒」情報	① 新規陽性者数 【7日間の累計】	10万人あたり 100人/週 〔実数：東部・西部各225人/週 中部100人/週〕	10万人あたり 200人/週 〔実数：東部・西部各500人/週 中部200人/週〕	② 感染経路不明数 【7日間移動平均】	東部・西部各 10人/日 中部 5人/日	東部・西部各 30人/日 中部 15人/日	③ 新規陽性者数の前週比 【3日間累計】	増加	1.5倍
区 分	感染拡大「注意」情報	感染拡大「警戒」情報												
① 新規陽性者数 【7日間の累計】	10万人あたり 100人/週 〔実数：東部・西部各225人/週 中部100人/週〕	10万人あたり 200人/週 〔実数：東部・西部各500人/週 中部200人/週〕												
② 感染経路不明数 【7日間移動平均】	東部・西部各 10人/日 中部 5人/日	東部・西部各 30人/日 中部 15人/日												
③ 新規陽性者数の前週比 【3日間累計】	増加	1.5倍												
	【見直し】 R4.8.10 (区分追加) ※感染急拡大嚴重警戒情報の区分を追加 R4.9.15 (基準変更) R4.11.18 (基準変更) R4.12.14 (基準制定) ※感染急拡大嚴重警戒情報の発令基準を制定	<p>(R4.8.10 区分追加)</p> <p style="text-align: center;">県内全域に「感染急拡大嚴重警戒情報」を発出 R4.8.10</p> <p>新規陽性者数が予想を上回る勢いで急拡大していることから、県内全域に「感染急拡大嚴重警戒情報」を発出します。 高齢者施設、医療機関での感染が増加し、医療がひっ迫し始めています。 また、県外往来や放課後児童クラブ、保育施設でも感染が増えています。換気やマスクの着用、密を避けるなど、特別の感染対策をお願いします。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>区分</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県内全域</td> <td>感染急拡大嚴重警戒情報</td> <td>8/10～</td> </tr> </tbody> </table>	地域	区分	備考	県内全域	感染急拡大嚴重警戒情報	8/10～						
地域	区分	備考												
県内全域	感染急拡大嚴重警戒情報	8/10～												

(R4.9.15)

県内全域に「感染拡大警戒情報」を发出

新規陽性者数は減少傾向に転じていますが、引き続き高い水準で推移していることから、**県内全域に「感染拡大警戒情報」を发出**します。

特に、高齢者施設、医療機関のほか、県外往来や学校、保育施設でも感染が続いています。換気やマスクの着用、密を避けるなど、引き続き、感染対策の徹底をお願いします。

地域	区分	備考	①10万人あたり 新規陽性者数 【7日間累計】 注意：100人/週 警戒：200人/週	②新規陽性者数 の前週比 【3日間累計】 注意：増加 警戒：1.5倍
東部地区	感染拡大警戒情報	9/15～	491.8人/週	0.92倍
中部地区	感染拡大警戒情報	9/15～	304.5人/週	0.71倍
西部地区	感染拡大警戒情報	9/15～	305.6人/週	0.46倍

(R4.11.18)

中部地区に「感染拡大警戒情報」を发出

新規陽性者数が増加傾向であることから、中部地区に「**感染拡大警戒情報**」、東部・西部地区に「**感染拡大注意情報**」を发出します。

特に、一般の事業所、官公庁、建設工事現場、高齢者施設、学校や保育施設で感染が続いています。換気やマスクの着用、密を避けるなど、引き続き、感染対策の徹底をお願いします。

地域	区分	備考	10万人あたり 新規陽性者数 【7日間累計】 注意：100人/週 警戒：500人/週
東部地区	感染拡大注意情報	11/18～	484.6人/週
中部地区	感染拡大警戒情報	11/18～	758.1人/週
西部地区	感染拡大注意情報	11/18～	370.9人/週

(R4.12.14)

県内全域に「感染急拡大嚴重警戒情報」を发出

人口10万人・週あたりの新規陽性者数が1,000人を超え、新規株が顕著になってきていることから、**県内全域に「感染急拡大嚴重警戒情報」を发出**します。

一般の事業所、高齢者施設、学校、保育所等での集団的感染が続いています。換気やマスクの着用、密を避けるなど、より一層の感染対策の徹底をお願いします。

地域	区分	備考	10万人あたり 新規陽性者数 【7日間累計】 注意：200人/週 警戒：500人/週 嚴重警戒：1,000人/週
東部地区	感染急拡大嚴重警戒情報	12/14～	1,090.0人/週
中部地区	感染急拡大嚴重警戒情報	12/14～	1,083.7人/週
西部地区	感染急拡大嚴重警戒情報	12/14～	1,300.7人/週

(4) 変異株感染警戒情報の発表

- ・従来株より感染力が高い変異株の感染が鳥取県内で確認されたことから、今まで以上に感染予防を徹底するために発表した。

運用期間	経過	備考						
第5波	【デルタ株感染警戒情報】 R3.6.30～	<p style="text-align: center;">デルタ株感染警戒情報</p> <p>○6月30日、デルタ株疑いの変異株(L452R変異)の感染例を鳥取県内で初めて確認しました</p> <p>○デルタ株は、従来株よりも感染力が高いと言われています アルファ株より感染力が高いという報告もあります</p> <p>○全国的には首都圏を中心に、中京圏や関西圏でも感染者が増えており、警戒が必要です</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>◎県民のみなさまへ デルタ株であっても基本的な感染予防策は変わりません ウイルスは対策の隙を狙っています 今まで以上に感染予防策を徹底しましょう</p> </div>						
第6波	【オミクロン株感染警戒情報】 R4.1.6～	<p style="text-align: center;">オミクロン株感染警戒情報</p> <p>オミクロン疑いも含め、オミクロン株の感染例が西部地域で複数確認されており、警戒が必要です</p> <table border="1" style="margin: 10px auto; width: 80%;"> <tr> <td style="text-align: center;">区 域</td> <td style="text-align: center;">西部地区(1/6～)</td> </tr> </table> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>◎県民のみなさまへ オミクロン株であっても基本的な感染予防策は変わりません ウイルスは対策の隙を狙っています 感染予防策の徹底をお願いします</p> </div>	区 域	西部地区(1/6～)				
区 域	西部地区(1/6～)							
	【BA.2 感染拡大情報】 R4.4.14～	<p style="text-align: center;">BA.2 感染拡大情報</p> <p>○新型コロナオミクロン株の変異型「BA.2」疑いの感染例を鳥取県内で初めて確認しました</p> <p>○BA.2系統は、BA.1系統よりも感染力が高いと言われています 入院・重症化リスク、ワクチン予防効果は差がないとの報告もあります</p> <p>○全国的には首都圏を中心にBA.2に置き換わりが進み、感染が再拡大している地域もあり、警戒のレベルを上げてください</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>◎県民のみなさまへ BA.2系統であっても基本的な感染予防策は変わりません ウイルスは対策の隙を狙っています 感染予防対策をあらためて確認し、徹底しましょう</p> </div>						
第7波	【変異株による感染急増警戒情報】 ※主に BA.4、BA.5 系統を対象としたもの R4.6.28～	<p style="text-align: center;">変異株による感染急増警戒情報</p> <p>○県内全域に「変異株による感染急増警戒情報」を発令</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ BA.4、BA.5、BA.2.12.1系統いずれの系統も従来のBA.2系統より感染力が強いと言われています ・ 感染防止対策の徹底をお願いします <table border="1" style="margin: 10px auto; width: 80%;"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>区分</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">県内全域</td> <td style="text-align: center;">変異株による 感染急増警戒情報</td> <td style="text-align: center;">6/28～</td> </tr> </tbody> </table>	地域	区分	備考	県内全域	変異株による 感染急増警戒情報	6/28～
地域	区分	備考						
県内全域	変異株による 感染急増警戒情報	6/28～						

4 取組成果・実績

- ・感染状況や感染拡大の危険性を分かりやすく県民に伝える方法として効果的であった。
- ・新型コロナ警報の発令状況が、各施設や事業所における感染対策の運用基準としても活用されるなど、県民生活や事業活動の場面でも活かされた。

5 課題・問題点・展望等

- ・新型コロナ警報は感染状況に応じて発令基準を随時柔軟に見直したが、各種警戒情報は複数のアラートがあり、同時に発令した場合にかえって分かりにくかった可能性もあり、流行状況や感染リスク等を端的にわかりやすく県民等へ伝える工夫が重要になるものと思われる。

④ 各種呼びかけ

1 経緯・取組の概要	
<p>新型コロナウイルス感染症の発生により、令和2年3月13日に「新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）」が改正され、新型コロナウイルス感染症にも適用されることとなった。特措法の大きな特徴は、都道府県知事が法令に基づいて、住民に対する行動制限や施設管理者に対する施設の使用制限といった自粛要請を行うことができることであるが、一般的に、自粛等の要請のレベルが高いと「感染による直接被害」は縮小していくものの、「社会経済活動の低迷による間接被害」は拡大していくと言われている。</p> <p>新型コロナウイルス感染症は、約3年間にわたり、重症化率や感染動向、新たな変異株の発生など、感染の様相を変化させながら流行の波を繰り返してきたが、各波における鳥取県の要請レベル・内容について、社会経済活動への影響も勘案しながら各種呼びかけを行った。</p> <p>なお、持ち回り開催を除き、177回にも及ぶ対面開催を実施した鳥取県新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、随時メッセージを発出するとともに、CMなどの広報を行った。</p>	
<p>社会経済活動の自粛・禁止レベルと国民的被害の関係のイメージ図</p>	
2 変遷	
R2.3.2～3.17	<p>【第1波における主な要請内容】 安倍首相が3/2から春休みに入るまで、全国の全ての小中高校と特別支援学校に臨時休業するよう要請（法に基づかない要請）したことを受け、本県においても、各県立学校及び市町村教育委員会に臨時休業を行う旨要請。 ※私立学校については、公立学校の対応を情報提供の上、適切な対応をとるように依頼。 ※その後、県内での感染が発生しない状況が続いたため、感染防止対策を講じた上で、県立学校は3/18より再開。</p>
R2.4.17～5.6	<p>生活の維持に必要な場合を除き、みだりに住宅・居所から外出しないことを要請（特措法第45条第1項）</p>
R2.4.29～5.6	<p>主な観光地の駐車場における移動抑制に関する対応要請（特措法第24条第9項）</p>
R2.5.2～5.6	<p>パチンコ店に対する休業要請（特措法第24条第9項）</p>
R2.5.5～5.6	<p>パチンコ店に対する施設の使用停止要請（特措法第45条第2項及び第5項）</p>
[西部地域] R3.7.21～8.3 (2週間)	<p>【第5波における主な要請内容】 飲食店に対する時短要請（特措法第24条第9項） [西部地区] ・対象区域：米子駅前及び米子市繁華街 ・対象店舗：飲食業許可を取得している飲食店・喫茶店等 ・要請内容：営業時間の短縮(営業は午後8時まで、酒類オーダーは午後7</p>

<p>[東部地域] R3. 8. 9～8.22 (2 週間)</p> <p>R4. 2.10</p> <p>R4. 3.10</p>	<p>時まで) [東部地区] ・対象区域：鳥取市繁華街 ・対象店舗：飲食業許可を取得している飲食店・喫茶店等 ・要請内容：営業時間の短縮(営業は午後8時まで、酒類オーダーは午後7時まで) ※両地域とも、要請後に飲食店での感染事例が減少していったことから、当初の予定どおりの2週間で要請期間を終了した。</p> <p>【第6波における呼びかけの内容】 特措法第24条第9項による要請は行わず、飲食店利用者にも対策を守るようメッセージを発信</p> <p>[要請(呼びかけ)内容] ・パーティションを外したり、座席の間隔を狭めたりしない ・手指消毒、会話時のマスク着用の徹底 ・大声を出さず、お酌や乾杯を控え、大騒ぎはNG</p> <p>[要請(呼びかけ)内容] ・認証店の積極的な利用を検討ください。 ・利用に当たっては、大声・大騒ぎ等は控え、マスク会食の徹底や客席間の間隔を勝手に狭くしたり、パーティションを外したりされないよう協力を</p>
--	--

3 取組詳細

(1) 不要不急の外出自粛要請(第1波)

- ・令和2年4月16日から緊急事態宣言が全都道府県に拡大され、本県も該当地域となったことを受け、翌日の4月17日からゴールデンウィーク明けの5月6日までの期間において、特措法第45条第1項に基づき、「生活の維持に必要な場合を除き、みだりに住宅・居所から外出しないこと」を要請した。

(2) 大規模施設等への休業要請等(第1～5波)

- ・第1波から第5波までは、全国一律に発令された第1波を除いて、都市部を中心とした都道府県で緊急事態宣言が断続的に発令されていた時期であり、第1波において、東京都は令和2年4月11日から、特措法に基づき、幅広い施設に対して休業を要請した。以後、感染が拡大している他の自治体も同様の要請を行う傾向が生じた。本県においては、県外からの流入を防ぐという目的もあったものの、新型コロナウイルス感染症の感染の拡がり方については、まだ不明な部分も多かったことから、全国に倣ってパチンコ店に対する施設の使用停止等を要請した。

時期	要請内容
R2. 4.29～5.6	主な観光地の駐車場における移動抑制に関する対応要請(特措法第24条第9項)
R2. 5.2～5.6	パチンコ店に対する休業要請(特措法第24条第9項)
R2. 5.5～5.6	パチンコ店に対する施設の使用停止要請(特措法第45条第2項及び第5項)

- ・その後の分析で、新型コロナウイルス感染症の集団発生は、規模を問わず三密を形成する施設で発生していること、約8割は他者へ感染させていないことなど、新型インフルエンザの特徴とは異なることが明らかになってきた(新型インフルエンザ対策を想定している特措法では、基本的に建築物の床面積が1,000㎡を超えるような大規模施設を使用制限の対象としている。)ため、本県では、特措法に基づく大規模施設等への休業要請は、取り得る対策の手段としては対象外となった。一方で、東京都など緊急事態宣言が発令された地域では、第2波以降も、大規模施設への時短・休業要請が継続された。

(3) 飲食店への時短要請 (第3～5波)

- ・第3波以降は、令和2年11月から、特措法第24条第9項に基づき飲食店等に対して行った営業時間短縮要請等について、地方創生臨時交付金「協力要請推進枠」による協力が支給できるようになったことや、令和3年2月の特措法改正により、飲食店対策を中心とするまん延防止等重点措置の適用が新設されたことに伴い、全国的に飲食店への営業時間短縮要請が急増した。本県では第5波において、飲食店でのクラスターが多発するなど、飲食店における感染が増加したことから、特措法第24条第9項に基づく営業時間短縮要請に踏み切った。ただし、本県においては、社会経済活動への影響を考慮し、長期間の要請や市町村単位での要請は避け、期間は2週間、エリアは繁華街に限定するなど、必要最小限の制限となるように配慮して要請した。

時期	要請内容
R3.7.21～8.3 (2週間)	<ul style="list-style-type: none"> ・対象区域：米子駅前及び米子市繁華街 ・対象店舗：飲食業許可を取得している飲食店・喫茶店等 ・要請内容：営業時間の短縮(営業は午後8時まで、酒類オーダーは午後7時まで)
R3.8.9～8.22 (2週間)	<ul style="list-style-type: none"> ・対象区域：鳥取市繁華街 ・対象店舗：飲食業許可を取得している飲食店・喫茶店等 ・要請内容：営業時間の短縮(営業は午後8時まで、酒類オーダーは午後7時まで)

(4) 飲食店の利用に係る要請 (呼びかけ) (第6波)

- ・第6波から、オミクロン株への置き換わりが進み、感染の様相が一変し、学校や保育園、社会福祉施設、医療機関における感染が中心となり、飲食店の利用を起因とする感染事例は少なくなった。それにもかかわらず、全国的には、飲食店対策を中心とした内容に留まっているまん延防止等重点措置の適用を申請し、飲食店での人数や利用時間を制限する要請を実施する地域もあった。
- ・本県は、飲食店で感染している事例は少なく、まん延防止等重点措置は有効な手段と判断し、社会経済活動への影響が大きい営業時間短縮要請は行わず、飲食店の利用については、人数や会食時間は制限せず、認証店の利用やマナーを守って飲食するよう呼びかけるメッセージを発信した。

4 取組成果・実績

- ・本県は、他の自治体が行ったような特措法に基づく大規模な休業要請は行わず、あくまで県内の感染実態に即した要請や呼びかけを実施した。
- ・特措法に基づき新型コロナウイルス感染症対策として24回の要請を行うとともに、鳥取県新型コロナウイルス感染症対策本部会議毎のメッセージの発出やCMなどの広報を随時行い、感染対策の呼びかけを行った。

【特措法に基づき本県が行った要請の内容】

	時期	要請内容	根拠条項
1	令和2年4月17日～5月6日(20日間)	生活の維持に必要な場合を除き、みだりに住宅・居所から外出しないことを要請	法第45条第1項
2	令和2年4月29日～5月6日(8日間)	4月29日～5月6日の間、主な観光地の駐車場における移動抑制に関する対応を要請	法第24条第9号
3	令和2年5月2日～5月6日(5日間)	新型コロナウイルス感染症拡大防止にむけてパチンコ店に対する休業要請	法第24条第9項
4	令和2年5月5日～5月6日(2日間)	新型コロナウイルス感染症拡大防止にむけてパチンコ店に対する施設の使用停止要請及び公表	法第45条第2項及び法第45条第4項
5	令和3年7月21日～8月3日(14日間)	米子市駅前及び米子市繁華街飲食業許可を取得している飲食店・喫茶店に対し、営業時間の短縮(営業は午後8時まで、酒類オーダーは午後7時まで)の協力を要請	法第24条第9項

6	令和3年8月3日～9月12日(41日間)	鳥取県全域の県民に対し、通院、通勤、生活必需品の買い出しなど必要なものを除き不要不急の外出を控えること、及び、県境をまたぐ移動はできるだけ控えることを要請	法第24条第9項
7	令和3年8月9日～8月22日(14日間)	鳥取市内の繁華街の飲食業許可を取得している飲食店・喫茶店に対し、営業時間の短縮(営業は午後8時まで、酒類オーダーは午後7時まで)の協力を要請	法第24条第9項
8	令和3年12月31日～令和5年3月31日(456日間)	感染不安を感じる無症状の県民に対して、PCR検査又は抗原定性検査の受検を要請 ※R3.12.31～R4.1.23の間は、鳥取県への帰省者に対しても受検を要請	法第24条第9項
9 11	令和4年1月20日～3月21日(61日間)	鳥取県全域の県民に対し、県境をまたぐ移動はできるだけ控えることを要請 ※この間、上記とは別に、区域を限定して、不要不急の外出を控える要請を2件実施(R4.1.27～2.9:米子市・境港市、R4.2.18～3.3:鳥取市)	法第24条第9項
12	令和4年3月3日～4月20日(49日間)	鳥取県全域の県民に対し、基本的な感染防止対策の徹底等を要請	法第24条第9項
13	令和4年4月21日～5月25日(35日間)	鳥取県全域の県民に対し、With コロナの感染対策とニューノーマルな経済活動の促進を要請	法第24条第9項
14 17	令和4年5月26日～8月11日(78日間)	鳥取県全域の県民に対し、基本的な感染防止対策の徹底等を要請 ※適宜、感染状況に応じた要請内容・期間に変えながら実施	法第24条第9項
18	令和4年8月12日～9月15日(35日間)	鳥取県全域の県民、社会福祉施設・医療機関・保育所・学校等の施設に対し、鳥取県BA.5対策強化宣言による基本的感染防止対策の再徹底やクラスター防止緊急対策等を要請	法第24条第9項
19 24	令和4年9月15日～令和5年5月7日(235日間)	鳥取県全域の県民に対し、基本的な感染防止対策の徹底等を要請 ※適宜、感染状況に応じた要請内容・期間に変えながら実施	法第24条第9項

5 課題・問題点・展望等

・本県が行った24件の特措法に基づく要請のうち、多くは感染防止対策の呼びかけであり、移動制限や営業自粛など強制力の高い要請は6件のみであった。また、強制力の高い要請を行う場合でも必要最小限の内容とし、応援金などの事業者支援策も合わせて実施するなど、社会経済への影響が少なくなるよう配慮を行った。

【本県が行った要請内容の内訳】 ※強制力が高いと考えられる要請はゴシック体の6件

根拠となる特措法の条項	件数	備考
第24条第9項(対策の実施に必要な協力の要請)	22件	うち駐車場移動抑制1件、営業自粛1件、時短2件
第45条第1項(不要不急の外出の禁止の要請)	1件	
第45条第2,5項(施設の使用制限の要請、公表)	1件	

・今後の新興感染症への対応の際にも、感染対策の効果と社会経済への影響を十分に配慮した上で必要な要請や呼びかけを行うとともに、必要に応じて経済対策や事業者支援等も合わせて実施することが重要になるものと思われる。

⑤ 公表内容決定の経過

1 経緯・取組の概要				
<p>感染症法第16条の規定により、感染症の発生の状況、動向、原因に関する情報等について、個人情報に留意しつつ積極的に公表することとされている。</p> <p>本県では、新型コロナウイルス感染症の発生当初から、他県の公表状況も参考に、個人情報と人権の保護を前提としつつ、感染の経緯、行動・移動歴を極力具体的に公表し、県民等への情報提供に取り組んだ。</p> <p>公表のタイミングや方法、内容については、3年以上に渡る流行の経過の中で、感染者数の増加や全数届出の見直し等に応じて随時見直しを図り、適切かつ効果的な情報提供に努めた。</p> <p>公表に当たっては、報道機関（県政記者クラブ）とも調整を図り、協力を得ながら対応した。</p> <p>＜主な見直しの概要＞</p>				
公表のタイミング	R2.4.10～ 結果判明当日中	R2.7.13～ 20時以降判明分は 翌日10時	R4.7.16～ 翌日11時	R4.9.3～ 翌日15時
公表方法	R2.4.10～ 新型コロナウイルス感染症対策本部会議（以下「本部会議」という。）及び知事記者会見	R2.12.6～ 部局長等による記者レク	R4.4.18～ 報道資料提供 ※重大案件や県政記者クラブからの要望があれば記者レクを開催	
公表内容	R2.4.10～ 患者一人ずつの基礎情報（年代、性別、居住市町村等）、症状・経過、行動歴等	R4.8.2～ 1日の感染者に係る各種集計件数（年代、性別、居住市町村等）	R4.9.2～ 保健所別・年代別の感染者数等	
2 変遷				
(1) 新規陽性者の情報の公表				
R2.2	公表内容（案）の検討を開始			
R2.3.2	報道機関と調整し、県内1例目の感染者発生時を想定した報道対応方針を策定			
	<ul style="list-style-type: none"> ・第1報から2時間程度後に本部会議を開催し、終了後に知事の囲み取材を実施 ・本部会議を開催しない場合は、第1報から2時間以内に知事の会見を実施 			
R2.4.10	県内1例目の陽性者が判明したことに伴い本部会議を開催し、会議終了後に知事記者会見を実施（鳥取市保健所管内の事例のため鳥取市長も参加）			
R2.4.22	上記報道対応方針の一部変更及び検査結果の公表時期の明示			
	<ul style="list-style-type: none"> ・PCR検査の結果が20時までに判明する場合は、当日中に本部会議、記者会見を行い、同時刻までに判明しない場合は、翌日10時から本部会議等を行い、公表 ・検査結果公表時期を次の3回とすることを明示 <p>①当日の総検査件数確定時(15時頃)、②検査の状況(20時過ぎ)、③全検査結果判明時点</p>			
R2.7	陽性者の公表基準を明示（プライバシー保護、風評被害等に配慮し、感染拡大を防ぐために必要な以下の情報を公表）			
	年代、性別、居住地（市町村名まで）、職業、症状・経過、行動歴			
R2.7.13	陽性者の公表基準の策定 上記報道対応方針の一部変更（感染6例目以降の対応を踏まえ県政記者クラブから提案）			

R2. 8.12	<ul style="list-style-type: none"> ・ 20 時まで当日の全ての検査結果を報道資料提供できる場合は当日中に本部会議と記者会見を実施 ・ 上記時刻までに報道資料提供できない場合は翌日 10 時から本部会議等を実施 <p>※20 時まで全検査結果が判明した場合であっても、実際に報道資料提供するまでに時間を要することがあり、本部会議等が当日中に開催されるのかが分からないまま、報道機関が深夜まで待機することを避けるための対応</p> <p>上記報道対応方針の一部変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 感染者判明時の本部会議及び記者会見は原則取りやめ、集団感染、病院内感染、重大事案（重症・死亡者発生時等）の発生時は、記者クラブと協議の上、必要と判断した場合に本部会議等を当日開催 ・ 入院患者退院時の報道資料提供を原則取りやめ <p>※退院後に感染拡大の恐れがないため。また、誹謗中傷への対応から取扱いを変更</p>
R2.12.31	<p>感染者発生時の報道資料提供の取扱を変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 毎日 18 時 30 分に判明した検査結果分について報道資料提供を実施 <p>※陽性者確認が深夜に及ぶ事例が多発することを考慮した負担軽減</p>
R3. 6. 1	<p>新規陽性者の発表内容を見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 前日確認した陽性者の情報（陽性者数、管轄保健所）を 10 時に「とりネット」ホームページに掲載 ・ 前日確認した陽性者の詳細情報は 15 時に発表（報道資料提供） ・ クラスター等、特殊事象発生時は上記①、②によらず、適時情報を対策本部会議等で発表 <p>※限られた時間内で、保健所等からの聞き取り等へ対応いただいている陽性判明者の方への精神的・肉体的負担軽減、保健所業務の負担軽減の観点からの見直し</p>
R4. 1.17	<p>陽性者確認時の報道資料提供の取扱を変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公表内容について、①管轄保健所、②発症日・症状、③検査経過、④入院等の状況、⑤陽性確認時の症状とし、年代、性別、居住地等は過去 1 週間分を集計して報告することに変更 <p>※年明けからの急速な感染拡大で、陽性者数が多数となったことから、業務等を疫学調査等へ重点化するための対応</p>
R4. 7.16	<p>陽性者数の公表を 10 時から 11 時に変更</p>
R4. 8. 2	<p>陽性者に係る報道資料提供の掲載方法を個別事例ごとから集計方式に変更</p> <p>※陽性者が急増し、情報の確認に相当長時間を要するための対応</p>
R4. 9. 3	<p>患者の発生届の対象者を限定することに伴い、報道資料提供内容を見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公表時間を 15 時に変更 ・ 入手できる情報がなくなるため公表できなくなる項目のホームページ掲載を終了
R5. 5. 9	<p>新型コロナウイルス感染症の 5 類化に伴い公表方法等を変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 定点医療機関から報告された前週 1 週間の新規陽性者数を毎週水曜に速報、金曜に詳報として公表 ・ 併せて、ホームページに掲載している「新型コロナ検査陽性者の状況」などの情報も更新を終了
<p>(2) クラスター事例（集団感染事例）の情報の公表</p>	
R2. 8.27	<p>県独自の「鳥取県新型コロナウイルス感染症のクラスター等に関する条例」（以下「クラスター条例」という。）を制定（R2.9.1 全面施行）</p>
R2. 9.12	<p>初のクラスター事例（同一施設での 5 名以上の集団感染事例）を本部会議で認定・公表 ※以降、本部会議で認定後に記者レクを行った。</p>
R3. 8.30	<p>クラスター事例発表の取扱を変更</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・感染者数の増加に伴い、クラスター発生件数も増加することが想定されるため、新規クラスター事例が生じた場合は、記者レクを実施 ・大規模・重大なクラスター等、特殊な事例は従前どおり対策本部会議を開催
R4. 3. 3	<p>クラスター認定時の公表方法を見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> 1保健所管内で1件のクラスター事例を認定する場合、記者レクから報道資料提供に変更 同一日に1保健所管内で複数のクラスター事例を認定する場合はこれまでどおり記者レクを実施
R4. 4.19	<p>クラスター認定時の公表方法を見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1件のクラスターの中で多くの陽性者が判明するなど重大な事例が発生した場合は、引き続き記者レクを実施し、その他は報道資料提供に変更
R5. 3.27	<p>クラスター事案の公表方法を見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クラスター条例の改正（適用停止）により、条例に基づくクラスター対策は行わないこととなったため、5名以上の集団感染事例が確認された場合のみ、発生施設種別、地域、陽性者数を全県の陽性者数発表に合わせて公表
R5. 5. 9	<p>クラスター事案の公表方法を見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の5類化に伴い、医療機関、社会福祉施設は10名以上の集団感染事例を公表、学校等は臨時休業事例を公表

3 取組詳細

・本県では、新型コロナウイルス感染症の発生当初から、他県の公表状況も参考に、個人情報と人権の保護を前提としつつ、感染の経緯、行動・移動歴を極力具体的に公表し、県民等への情報提供に取り組むとともに、感染者数の増加や全数届出の見直し等に応じて公表のタイミングや方法、内容の見直しを図りながら、適切かつ効果的な情報提供を実施した。

(1) 第1波～

- ・感染者一人ずつの詳細情報（年代、性別、居住地、職業、発症日・症状、経過・行動歴、国外・県外移動歴、入院等の状況、接触者の状況、ワクチン接種歴（接種開始されて以降））について公表した。

(2) 第6波～（R4. 1. 17～）

- ・1日の感染者数が50名を超える状況となり、年代、性別、居住地等は、感染者一人ずつの情報掲載から過去1週間分を集計して感染傾向をお知らせする形へ変更した。

(3) 第7波～（R4. 8. 2～）

- ・1日の感染者数が連日数百名～700名近くなる状況となり、感染者一人ずつの発症日、検査経過等を発表する方法から、年代、性別、居住地、症状、既陽性者との接触の有無、国外・県外移動歴、推定感染経路、ワクチン接種歴の集計件数を報道資料提供する方法へ変更した。

(4) 全数届出見直し（R4. 9. 1～）

- ・発生届が65歳以上の高齢者等に限定化され、陽性者の報告・把握方法が、医療機関からの年代別陽性者数の報告に変更されたことに伴い、保健所別及び年代別の陽性者数と、陽性者のうち発生届出対象者数の発表に変更した。

(4) 全数届出見直し後の公表例

資料提供	
令和●年●月●日	
担当課 (担当者)	新型コロナウイルス感染症対策推進課
電話	0857-26-●●●●

新型コロナウイルス感染症の陽性件数について

このことについて、次のとおりです。

1. 昨日確認された陽性者数 ●名
(内訳)

【管轄保健所別】

鳥取市	倉吉	米子
●	●	●

【年代別】

10才未満	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	90才以上
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

【うち発生届出対象者】

総数	65才以上	その他の陽性者	詳細確認中
●	●	●	●

2. 累計新規陽性者数 ●名

(注) 本県は、令和4年9月2日届出分から、新型コロナウイルス感染症に係る発生届の届定(緊急避難措置)を実施していることから、令和4年9月3日以降に公表する陽性者数については、新型コロナウイルス感染症の患者を診断した医師からの総数のみの報告を用いて公表しています。

4 取組成果・実績

- ・感染者やクラスター発生の都度、基本的に毎日公表し、最新の感染動向、流行状況等について迅速に情報提供を行うことにより、感染拡大の抑止及び県民の不安感の低減につなげることができた。
- ・感染者増加に併せて、件数のみの公表へ変更するなど柔軟に対応した。

5 課題・問題点・展望等

- ・新型コロナウイルス感染症の発生初期は、全国的に死亡・重症化事案が報道されたこともあり、県民の関心(感染拡大の防止)に応える観点から、時間帯に関わらず一刻も早い情報提供を優先していたが、そのことが患者への負担(体調不良時の公表内容の情報聞き取り等)に繋がる側面もあった。
- ・陽性者情報や検査結果等の公表内容・時期は、感染者の発生状況などを考慮して、適時に取扱いを変更していくべきであったが、そのタイミングが難しかった。
- ・公表内容について、本人に同意・意向確認を取っていたが、感染者数が増加するにしたがって、保健所の負担が大きくなった。また、本人の意向を優先することで、「非公開」となる情報が多くなった状況も見られた。感染者数が増大すると、個人情報への配慮と積極的な情報公表のバランスを考慮し、公表内容と本人への意向確認の方法を見直すタイミングを適切に判断する必要がある。
- ・今後の新興感染症への対応時においても、感染者やクラスター発生施設の特定・推定による無用な誹謗中傷が発生しないよう、個人情報や人権への配慮を十分に留意した上で情報提供していくことが必要になるものと思われる。
- ・当初、記者レク時に、直接的には報道しないが、記者は経緯などを確認の上、記事作成する必要があるため、詳細な情報を求めていた。しかし、県としては個人情報への配慮から公表できない部分もあったため、報道機関とのやりとりに苦慮する場面もあった。このことを踏まえて公表可能な範囲と可能でない範囲を報道機関と事前に調整しておくことが必要である。

3 予防・まん延防止

① 緊急事態宣言（全般）

1 経緯・取組の概要	
<p>令和2年4月16日（木）に新型インフルエンザ対策等特別措置法に基づく緊急事態宣言の対象区域が全国に拡大され、「ゴールデンウィークにおける人の移動最小化」に全国を挙げて取り組むこととされた。</p> <p>これを受けて、本県では、特措法に基づく県民への不要不急の外出自粛等の要請や感染防止対策への様々な呼びかけを行ったほか、県の新型コロナウイルス感染症対策本部に「緊急事態措置対策チーム」を設け、ゴールデンウィーク期間中の機動的な対応に備えるとともに、関係各方面への要請や主要観光地等の県外客来訪の状況把握を行った。</p>	
2 変遷	
R2. 4. 7	政府が、7 都府県（東京都、千葉県、埼玉県、神奈川県、大阪府、兵庫県、福岡県）に緊急事態宣言（5/6 まで）。
R2. 4.12	県立集客施設等の利用制限等（全面休館：22 施設、利用制限：8 施設）を開始（4/13～5/6、自主的な取組）※5/7～、5/16～、5/23～、段階的に緩和・開館。
R2. 4.16	政府が、緊急事態措置の対象地域を全国に拡大（5/6 まで）。本県も対象地域に。
	県が、特措法第 45 条第 1 項に基づき、生活の維持に必要な場合を除き、みだりに住宅・居所から外出しないことを要請。（4/17～5/6）
R2. 4.24	特にゴールデンウィーク期間中の来県者の増加等、感染拡大のリスクが高まった場合に、機動的に対応できるよう、鳥取県新型コロナウイルス感染症対策本部に、「緊急事態措置対策チーム」を設置。
R2. 4.27	県内の全ての公立学校を臨時休業（5/6 まで、県立学校については自主的な取組、市町村教育委員会には同様の措置をとるよう要請（法に基づかないもの）。 ※私立学校には、取組の参考としてもらうため、公立学校の対応を情報提供。
R2. 4.28	特措法第 24 条第 9 項に基づき、主な観光地の駐車場における移動抑制に関する対応を要請。（4/29～5/6）
R2. 4.29	県が管理する道の駅を休業（4/29～5/6）。国交省が管理する道の駅もほぼ休業。
R2. 5. 1	県が特措法第 24 条第 9 項に基づき、パチンコ店に対する休業要請。（5/2～5/6）
R2. 5. 4	政府が、緊急事態措置を実施すべき期間を 5/31 まで延長することを決定。
R2. 5. 5	県が特措法第 45 条第 2 項に基づき、パチンコ店に対する施設の使用停止要請。（5/5～5/6） 同日 17 時までには休業しないパチンコ店について、特措法第 45 条第 4 項に基づく公表を実施。
R2. 5.14	政府が、39 県（北海道、東京都、千葉県、埼玉県、神奈川県、大阪府、京都府、兵庫県を除く）の緊急事態宣言を解除。
R2. 5.21	政府が、3 県（大阪府、京都府、兵庫県）の緊急事態宣言を解除。

R2. 5.25	政府が、緊急事態宣言を全面解除。
----------	------------------

3 取組詳細

1 県民への要請・呼びかけ

(1) 特措法に基づく要請

	措置を行った日	緊急事態措置等の内容	特措法根拠条文	期間
1	R2. 4.16	生活の維持に必要な場合を除き、みだりに住宅・居所から外出しないことを要請	法第 45 条第 1 項	R2.4.17～5.6 (20 日間)
2	R2. 4.28	主な観光地の駐車場における移動抑制に関する対応を要請	法第 24 条第 9 項	R2.4.29～5.6 (8 日間)
3	R2. 5. 1	新型コロナウイルス感染症拡大防止にむけてパチンコ店に対する休業要請	法第 24 条第 9 項	R2.5.2～5.6 (5 日間)
	R2. 5. 5	新型コロナウイルス感染症拡大防止にむけてパチンコ店に対する施設の使用停止要請及び公表	法第 45 条第 2 項及び法第 45 条第 4 項	R2.5.5～5.6 (2 日間)

(2) 主な呼びかけ

	呼びかけをした日	呼びかけの内容	
1	R2. 4. 12	県立集客施設等の利用制限 (R2. 4. 13～5. 6) を実施。 ※5/7、5/16、5/23 から、段階的に緩和・開館	
2	R2. 4. 12	感染症拡大防止に向けた様々な取組 (「三つの密」を避ける。手洗い、手指消毒、マスク着用を始めとした咳エチケットなど。) に関する協力を呼びかけ。	
3	R2. 4. 12	繁華街の接待を伴う夜の飲食店への外出自粛を呼びかけ。	
4	R2. 4. 16	不要不急の帰省や旅行など、都道府県を跨いでの移動を避ける (特にゴールデンウィーク中) よう呼びかけ。 県立学校を 4/27～5/6 まで臨時休業とすることについて、市町村立学校も同様の措置をとるよう、市町村教育委員会に要請。	
5	R2. 4. 17	ゴールデンウィーク中は、家族・親戚の帰省を避けていただくよう呼びかけ。	
6	R2. 4. 22	キャッチフレーズを使って呼びかけ。 「ゴールデンウィークは、おる・出んウィークに！」	
7	R2. 4. 23	パチンコ店に対し、県外客の来店自粛の呼びかけ強化を依頼。	
8	R2. 4. 28	パチンコ店に対し、警備員による県外ナンバー車への声かけをはじめ、県外客の来店自粛の一段の強化を依頼。	
9	R2. 5. 1	県内事業者へ、ゴールデンウィーク期間中の従業員の出勤を極力減らすことを呼びかけ。	
10	R2. 5. 5	鳥取型「新しい生活様式」を実践していくことを呼びかけ。	

2 緊急事態措置対策チームの概要

(1) 目的

ゴールデンウィーク期間中における来県者の増加等、新型コロナウイルスの感染拡大リスクが高まった場合に機動的に緊急事態措置を講じる。

(2) 体制

令和新時代創造本部(事務局)、交流人口拡大本部、危機管理局、地域づくり推進部、商工労働部、県土整備部、警察本部 ※市町村との連絡体制も構築。

3 緊急事態措置対策チームの動き

主要観光地等への県外客の来訪状況等についてモニタリングを行うとともに、とりネットホームページ等で随時情報提供した。

(1) 主要観光地の駐車場等の閉鎖

新型インフルエンザ等対策特別措置法第 24 条第 9 項に基づき、4 月 29 日(水)から 5 月 6 日(水)の間、市町や一般財団法人が管理する鳥取砂丘、大山寺及び白壁土蔵群周辺の駐車場に対して、閉鎖の協力要請を行い、県立大山駐車場などの県管理の駐車場を閉鎖した。また、水木しげるロード周辺や船上山などの駐車場も県の動きに呼応して自主的に閉鎖された。

県外からのサーファーが多く訪れることへの不安を抱える地元の方からの要望に応え、主要なサーフィンスポットの駐車スペースを閉鎖または利用自粛の看板を掲示した。

(2) 道の駅の休業

4 月 29 日(水)から 5 月 6 日(水)の間、県が管理する道の駅を休業した。また、国土交通省が管理する道の駅もほとんど休業された。

(3) パチンコ店への休業要請

山陰両県知事会議(5 月 1 日(金))における合意により、鳥根県と協調して新型インフルエンザ等対策特別措置法第 24 条第 9 項に基づき、県内の全パチンコ店に対し、5 月 2 日(土)から 5 月 6 日(水)までの間、休業の協力要請を行った。

また、協力要請後も営業を継続するパチンコ店に対し、5 月 5 日(火)に同法 45 条第 2 項に基づく施設の使用停止(休業)の要請を行い、同条第 4 項に基づき施設名等を公表した。

(4) その他

県、国土交通省、NEXCO 西日本が連携し、道路情報板(電光掲示板)に「不要不急の外出自粛」、「県内観光地駐車場閉鎖中」のメッセージを表示して呼びかけた。

4 取組成果・実績

1 ゴールデンウィーク期間中における主要観光地等のモニタリング結果

(1) 主要観光地の状況

<鳥取砂丘>

・期間中、観光客は最大でも 30 名程度であった。

(5 月 9 日(土)、10 日(日):最大でも観光客は 10 名程度。)

⇒ 5 月 11 日(月)から鳥取砂丘駐車場や一部店舗の駐車場が再開した。

<白壁土蔵群>

・期間中、観光客をほとんど見かけなかった。

(5 月 9、10 日あわせて 5 組程度の観光客。)

⇒ 5 月 11 日から市営駐車場が再開した。

<大山寺周辺>

- ・期間中、観光客をほとんど見かけなかった。
(5月9日、10日ともに駐車台数は10台前後で、例年に比較して10%程度。県外ナンバー車は1、2台見られた。)
- ・5月11日から県立大山駐車場などが再開した。

<水木しげるロード>

- ・観光客をほとんど見かけなかった。
⇒ 5月7日(木)から市営駐車場が再開した。
(5月9、10日ともに観光客をほとんど見かけなかった。県外ナンバー車もほぼ見られなかった。)

(2) パチンコ店

- ・県内62店舗のうち、49店舗が休業要請に応じたが、営業を継続した13店舗においては、県外ナンバー車が期間中を通じて10%程度見られた。
⇒ 休業要請後の5月7日からも「三つの密」を避ける感染症防止対策や県外からの来店者の自粛をお願いする貼り紙等を継続実施するよう依頼した。
(5月9、10日の利用客は、ゴールデンウィーク期間前の水準に下がった。県外ナンバー車は10～15%程度見られた。)
- [参考] 東部地区主要5店舗の状況
4月25日：610台 → 4月29日：1,000台 → 5月9日：680台

(3) 道の駅

- ・営業していた道の駅においては、県外ナンバー車が少数見られた。
⇒ 5月7日から4施設(ポート赤碕、琴の浦、犬狭、にちなみ日野川の郷)が、5月11日から2施設(北条公園、きなんせ岩美)が、営業を再開した。
(5月9、10日ともに駐車台数は10～30台程度。うち県外ナンバー車は5台。)
- ※5月16日(土)から7施設(神話の里白うさぎ、清流茶屋かわはら、若桜、燕趙園、奥大山、西いなば気楽里、大山恵みの里)が営業を再開した。
- ※6月1日(月)から2施設(はっとう、三朝・楽市楽座)が営業を再開した。

(4) サーフィンスポット

- ・県外から来訪したサーファーは見られなかった。
⇒ 5月15日(金)まで閉鎖を継続した。
(5月9、10日ともに県外サーファーは見かけず、トラブルや問い合わせもなかった。)

(5) 公共交通機関

- ・鉄道(特急やくも・スーパーはくと)の利用客は、10名程度。飛行機(鳥取便・米子便)の利用客は20～30名程度であった(いずれも下り)。
⇒ 5月9、10日の利用客は、ゴールデンウィーク前と比べて、ほとんど変化がなかった。

2 ゴールデンウィーク期間中の主要駅、観光地等の人出の調査結果

【ゴールデンウィーク期間中の人出の推計値】

<対前年同期との比較>

- ・主要観光地は90%以上減少し、主要駅、ショッピングセンターも大きく減少した。

(単位：人)

	鳥取駅周辺（主要駅繁華街）	鳥取市南隈周辺（ショッピングセンター）	鳥取砂丘周辺（観光地）	倉吉駅周辺（主要駅）	倉吉市山根周辺（ショッピングセンター）
R元年	3,070	3,640	2,290	950	1,810
R2年	1,290	1,020	30	590	1,200
減少率	-58%	-72%	-99%	-38%	-34%

	米子駅周辺（主要駅）	日吉津村周辺（ショッピングセンター）	境港駅周辺（主要駅）	水木しげる記念館周辺（主要駅）
R元年	2,380	2,320	1,800	2,580
R2年	1,180	500	450	200
減少率	-50%	-78%	-75%	-92%

※KDDI Location Analyzer を利用。R 元年は 4/27～5/6、R2 年は 4/29、5/2～6 の平均値。

<ゴールデンウィーク期間前との比較>

- ・いずれの調査地点もゴールデンウィーク期間前から外出・自粛されており、大きな変化は見られなかった。
- ・ショッピングセンター内の主要店舗は、ゴールデンウィーク期間前から休業しており、食料品等の購入のための来店客が多くを占めていると推察され、大きな変化は見られなかった。

(単位：人)

	鳥取駅周辺（主要駅繁華街）	鳥取市南隈周辺（ショッピングセンター）	鳥取砂丘周辺（観光地）	倉吉駅周辺（主要駅）	倉吉市山根周辺（ショッピングセンター）
GW 前	1,430	1,020	20	710	1,180
GW 中	1,290	1,020	30	590	1,200
減少率	-10%	0%	50%	-17%	2%

	米子駅周辺（主要駅）	日吉津村周辺（ショッピングセンター）	境港駅周辺（主要駅）	水木しげる記念館周辺（主要駅）
GW 前	1,230	520	490	170
GW 中	1,180	500	450	200
減少率	-4%	-4%	-8%	18%

※KDDI Location Analyzer を利用。R 元年は 4/27～5/6、R2 年は 4/29、5/2～6 の平均値。

※鳥取砂丘周辺は 50%増だか、母数が小さいため参考値。

5 課題・問題点・展望等

- ・ウイルスが県内に入り込むことを避けるため、県外から県内への流入を減らし、接触機会を減らすことを主眼においた要請・呼びかけを実施した。
- ・特に、令和 2 年 4 月 16 日からは、政府が緊急事態宣言を全国一斉の措置に拡大したこともあり、県外からの流入は大きく減少し、接触機会減少による感染防止には一定の効果があったものとする。
- ・一方で、その後、集団感染は規模を問わず三密を形成する施設で発生する、約 8 割は他人への感染はないといったウイルスの特性も徐々に明らかになってきたが、都市部を中心に、緊急事態宣言が繰り返し発令され、それに伴って大規模施設への時短・休業要請なども実施さ

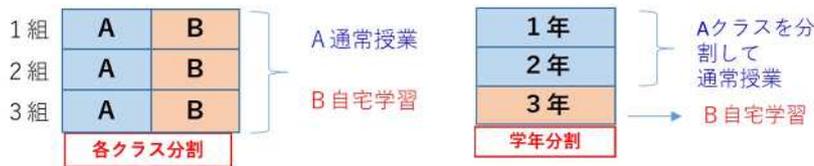
れた。このような措置が繰り返されたことは、感染拡大防止に繋がったと思われる効果に比べ、事業者への影響は大きく、経済が大きなダメージを受けたと考えられることから、社会全体にとって、適切な措置であったかどうかは疑問が残るところである。

- ・国民に一定の制限を要請する場合において、感染防止対策の効果と社会経済活動への影響のバランスが保たれた発動基準を事前に検討しておくことなど、国への働きかけが必要である。

① 緊急事態宣言（学校関係）

1 経緯・取組の概要	
<p>令和2年4月16日の全国一律の緊急事態宣言を受けて、本県では、同年4月27日から5月6日までの間、県内全ての公立学校を臨時休業とし、部活動も全て中止した。</p> <p>その後、県内における感染者の状況、学校再開に向けた文部科学省の考え方等を勘案し、児童生徒の学習機会の確保に努めるため、三つの密の回避や感染防止対策を徹底した上で、同年5月7日から県内全ての公立学校で予定どおり教育活動を再開するとともに、同年4月13日から利用制限を行っていた県立社会教育施設の一部について利用制限を緩和した。</p> <p>学校の再開にあたって、県立高校では分散登校や分割授業等三つの密を回避した授業実施の工夫を行った。</p> <p>また、同年5月27日からは、国の緊急事態宣言の全面解除及び県の感染状況等を踏まえ、文部科学省の示す「学校の新しい生活様式」に基づいた通常の教育活動（一斉登校、一斉授業等）に移行した。</p> <p><参考：安倍首相からの要請を受けての臨時休業></p> <p>令和2年2月27日に、安倍首相が3/2から春休みに入るまで、全国の全ての小中高校と特別支援学校に臨時休業するよう要請（法に基づかない要請）したことを受け、本県においても、各県立学校及び市町村教育委員会に臨時休業を行う旨要請し、全ての公立学校が臨時休業の対応をとった。</p> <p>※私立学校については、公立学校の対応を情報提供の上、適切な対応をとるように依頼。</p> <p>※その後、県内での感染が発生しない状況が続いたため、感染防止対策を講じた上で、県立学校は3/18より再開。</p>	
2 変遷	
R2. 4.16	全国一律の緊急事態宣言
R2. 4.27	全ての公立学校が臨時休業開始（～5.6）
R2. 5. 7	学校再開（分散登校、分割授業等による三つの密の回避）
R2. 5.27	通常の教育活動に移行
3 取組詳細	
<p>1 臨時休業中の対応（4/27～5/6）</p> <p>（1）休業中の学習機会の確保・健康管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・臨時休校中に児童生徒が授業を十分に受けることができないことによって学習に著しい遅れが生じることを防ぐよう対応した。 <ul style="list-style-type: none"> →e-ラーニング教材などICTを活用した学習支援や学習プリントによる支援 →教科ごとに適切に学習課題を課す ・電話等で学校と家庭の相互連絡を適切に行うことで健康状態の把握に努めた。 <p>（2）居場所が必要な子どもへの対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別の事情により自宅で過ごすことができない特別支援学校の幼児・児童・生徒については、その居場所等について、保護者や福祉保健部局と個別に相談・調整の上で対応した。 <p>2 臨時休業後の学校の対応（5/7～）</p> <p>（1）県立高校の授業における三つの密を回避</p> <p>①通常の対応でも三つの密回避（鳥取緑風高校など9校/24校）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1クラスの人数が少ない又は教室が広いことにより通常どおりでも身体的距離が確保可能であった。 	

- ②既にある広い面積の教室や空き教室を使って三つの密を回避（米子高校など4校）
- ・1クラスの人数が多い場合に、面積の広い教室に移動して授業実施又はクラスを2分割して空き教室を使って授業を展開した。
- ③クラスや学年分割による登校で空き教室等を確保して三つの密を回避
（鳥取湖陵高校など11校）
- ・各クラス又は学年を2分割、半分の生徒は登校して授業、半分の生徒は自宅学習等を行った。
 - ・特定学年は登校しクラスを2分割して授業、他の学年は自宅学習を行った



2週間のローテーション（例）

月	火	水	木	金
A	B	A	B	A
B	A	B	A	B

- ④ICTを活用して学習を支援（米子東高校など）
- ・学校内又は学校と自宅におけるオンライン授業（ライブ配信）等により学習を支援した。

(2) その他の感染防止対策の徹底

- ・列車通学生が多い高校において、始業開始時刻を、通常より30分から1時間程度遅らせて時差登校を実施
 - ・特別支援学校において、通学バスの増便等を行い、乗車時の「密集・密接」を低減
 - ・感染の可能性が高い学習活動（音楽・歌唱指導、家庭科・調理実習、体育・接触運動など）を延期
 - ・部活動の活動内容を工夫
 - コンタクトスポーツは個人活動に限定し、対人的な活動は中止する。対外試合・遠征は当面禁止とするなど活動内容を工夫するとともに、活動日・時間を厳守した上で実施
 - 練習会場、部室での更衣時やミーティング時における三つの密の回避の徹底
 - ・昼食時の黙食の徹底
 - 昼食時にスクール形式のままで食事すること、食事中に周囲の児童・生徒と会話をしないことを指導
 - ・学校の衛生管理の徹底
 - 登校前の検温等、体調管理の徹底を改めて保護者に依頼
 - 手洗い・手指消毒の徹底やドアノブなど児童生徒が手を触れる箇所やボールなど共用物品の消毒
 - マスクの着用、こまめな換気の徹底、近距離での会話の回避等の徹底
- ※市町村教育委員会へも感染拡大防止の工夫として例示した。

⇒感染症対策として既発出の通知及び国からのQ&A等を整理した、県立学校の運営上取るべき対策等の指針を示した「鳥取県立学校版感染症予防ガイドライン(新型コロナウイルス感染症)」を令和2年4月15日に作成し、県立学校に通知した。以降、本ガイドラインは、県内の感染拡大の状況や県立高校の感染事例を基に随時改訂を行い、県立学校に文書通知。

⇒部活動における感染症対策として、「鳥取県運動部活動における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」、「鳥取県文化部活動における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」、「大会への参加及び大会実施におけるガイドライン」及び「大会(定期演奏会等の発表会を含む)への参加及び大会実施におけるガイドライン」を策定、随時改訂を行い、県立学校に文書通知した。

⇒学校寮における集団感染を防止するため、子育て・人財局及び生活環境部くらしの安心局と連名で、「学校寮における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」を令和2年8月31日付けで作成して、県立学校、私立学校等に通知した。

⇒感染拡大防止を徹底するため、小中義務教育学校が取るべき感染対策等の指針を示した「鳥取県市町村(学校組合)立学校用新型コロナウイルス感染症予防ガイドライン」を5月12日に作成し、各市町村教育委員会に通知した。

⇒政府から発信される新型コロナウイルス感染症に関する最新情報や県内の感染状況等を踏まえて「鳥取県新型コロナウイルス感染症対策本部会議」で決定した感染防止対策や教育活動別の制限等について、随時、各県立学校に文書通知した。学校においては、集団感染発生時には、専門家の改善指導に基づいた教員向けの資料を作成して共有し、改善策を実行するとともに、生徒に指導を行った。随時改訂される鳥取県立学校版感染症予防ガイドライン(新型コロナウイルス感染症)の発出通知を受けて、変更点等を教員に改めて周知し、生徒指導に反映した。また、教育委員会事務局が随時発出する注意喚起の文書を教員に周知し、生徒指導に反映した。

3 国の緊急事態宣言の全面解除後の対応(R2.5.27～)

区分	5月27(水)～	現 状
登校	JRやバスでの3密回避、マスク着用等での 一斉登校	・分散登校、時差登校 等
授業	可能な限り3密防止に努めた上で 一斉授業	・分割授業、自宅学習 等
学校行事	3密防止の工夫を行った上で、 可能なものから実施	・実施制限(延期、中止)等
部活動	感染症対策に努めながら部活動ガイドラインに基づき 段階的に活動を拡大	・対外試合禁止 等

※市町村教育委員会へも情報提供し、通常の教育活動実施に向けた取組を進めていただくこととした。

4 取組成果・実績

- ・学校関係者が、緊急事態宣言による臨時休業及び学校再開後の様々な場面での感染対策を経験し、感染拡大のリスクを十分に考慮しながら、緊張感を持って引き続き感染症対策を継続する意識が高まった。
- ・この期間に、ICT等を活用したオンライン授業等のノウハウ蓄積を積極的に進めることができた。
- ・鳥取型「新しい学校の生活様式」を全ての学校の児童生徒に周知を図ることで、児童生徒に対して、各自が感染防止対策に向けて行動すべきことを考えさせる取組等を進めることができた。

◆鳥取型「新しい学校生活様式」

- 身体的距離の確保
 - ・教室内ではマスクを着用して児童生徒同士が可能な限り1m離れる
- 三つの密の回避(密閉、密集、密接)
 - ・校内でのマスク着用 ・こまめな手洗い ・定期的な換気
- 感染症予防対策
 - ・登校前の検温 ・登下校時のマスク着用 ・授業中は真正面の会話を避ける ・昼食時は対面とならない

5 課題・問題点・展望等

- ・一部の学校において、学習の遅れや行事の延期を余儀なくされるなどの影響があったが、休業までに十分な準備期間を設けたことで、オンライン学習などの準備を進めることができた。

また、最小限の休業日（実質4日）としたことで、全体的に大きな影響はなかった。

- ・リアルタイムのオンライン学習は初めての試みでもあったため、一部の学校では円滑に実施することができなかったこともあり、学校間でオンライン学習の対応に差が生じるケースもあった。
- ・休業中の子どもの居場所づくりについて、家庭によっては自宅での対応が困難な場合があり、小中学校であれば、放課後児童クラブ等と連携しながら、また、特別支援学校では、保護者や県福祉保健部と調整の上で学校での受け入れを検討するなど、子どもを預かる体制の確保が必要である。

② 営業時間短縮要請等への対応

1 経緯・取組の概要	
<p>第5波のデルタ株の流行による新型コロナウイルス感染症の急激な感染拡大を受けて、米子市の米子駅前及び繁華街、鳥取市の繁華街の飲食店を対象に新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）第24条第9項に基づく営業時間短縮要請を実施した。</p> <p>期間中には、営業時間短縮要請への協力と感染予防の徹底を呼びかけるため、県・市の合同による見回り活動を実施した。これに併せて、営業時間短縮要請に協力いただいた飲食店に対して協力金を支給した。</p> <p>【新型インフルエンザ等対策特別措置法】 （都道府県対策本部長の権限）</p> <p>第24条 都道府県対策本部長は、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、当該都道府県及び関係市町村並びに関係指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うことができる。</p> <p>9 都道府県対策本部長は、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、公私の団体又は個人に対し、その区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関し必要な協力の要請をすることができる。</p>	
2 変遷	
R3. 7.19	知事と米子市長とのWEB会議を実施（営業時間短縮要請の実施内容等を協議・確認）
R3. 7.19-20	対象事業者への周知を実施（訪問・ポスティング・電話で説明）
R3. 7.21	米子市繁華街の飲食店に対する営業時間短縮要請を開始
R3. 8. 3	米子市繁華街の飲食店に対する営業時間短縮要請を終了
R3. 8. 5	知事と鳥取市長とのWEB会議を開催（営業時間短縮要請の実施内容等を協議・確認）
R3. 8. 6	知事と鳥取市長との会議、新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催
R3. 8. 9	鳥取市繁華街の飲食店に対する営業時間短縮要請を開始
R3. 8.22	鳥取市繁華街の飲食店に対する営業時間短縮要請を終了
3 取組詳細	
<p>・米子市内及び鳥取市内の飲食店に対する特措法に基づく営業時間短縮要請を実施し、時短要請への協力と感染予防の徹底を呼びかけるため、県・市と合同による見回り活動を実施した。また、併せて営業時間短縮要請に協力いただいた飲食店に対して協力金を支給した。</p>	

(1) 米子市内での飲食店に対する営業時間短縮要請

ア 要請の内容

要請期間	R3.7.21～8.3 (14日間)
要請内容	営業時間は午前5時から午後8時まで(酒類のオーダーは午後7時まで)
対象地域	<p>米子市内の米子駅前及び繁華街 明治町、朝日町、角盤町1～4丁目、茶町、東町、東倉吉町、西倉吉町、尾高町、加茂町2丁目(東町境から国道9号線まで)、万能町、日野町、四日市町、弥生町、末広町(市道久米町末広通りより明治町方面)、富士見町2丁目(角盤町1丁目境から国道181号線まで)、法勝寺町(紺屋町境から市道富士見町東町線まで)</p> 
対象施設	<p>飲食店(居酒屋、喫茶等)、社交飲食店(スナック、クラブ等)、カラオケボックス 636店舗 ※このうちテイクアウト、デリバリーは除く</p>

イ 要請への協力依頼、呼びかけ等

対応日	体制	内容
R3.7.19	県職員 60名 (30班)	615店舗に時短営業を要請、不在店舗にはチラシをポスティング
R3.7.20	県職員	20店舗(末広町ほか追加)に時短営業を要請、チラシをポスティング
	県職員 10名	7/19・20に不在だった店舗に対して時短営業を要請、意向を確認
R3.7.21	県職員 40名 (20班)	営業している店舗に対して猶予期間を説明し時短営業を要請、店舗における感染防止対策について簡易チェックシートを用いて確認 協力意向があった店舗のうち閉店している店舗については閉店状況を確認(掲示物の有無)
R3.7.22	県職員 22名 (11班)	
R3.7.24	県職員 40名 (20班)	時短営業の実施状況を確認(閉店しているか、掲示があるか)
	県職員 2名	現地確認情報により、営業している可能性のある店舗(灯りが付いている、声が聞こえる等)に対して架電にて状況確認
R3.7.30	市職員 40名 (20班)	時短営業の実施状況を確認(閉店しているか、掲示があるか)

【時短営業の実施状況の確認方法】

- ・リストをもとに店舗を訪問し、外から店内の照明、音等や時短営業(休業)の掲示により営業実態を確認する。(店内には入らない。)
- ・店内から声、カラオケなどの音声が聞こえる場合は、事務所より架電により状況を確認する。

(2) 鳥取市内での飲食店に対する営業時間短縮要請

ア 要請の内容

要請期間	R3.8.9～8.22 (14日間)
要請内容	営業時間は午前5時から午後8時まで(酒類のオーダーは午後7時まで)
対象地域	鳥取市内の繁華街 鳥取市弥生町、未広温泉町(国道53号線及び県道25号線から弥生橋通りまで)、永楽温泉町(県道25号線から弥生橋通りまで)及び栄町(県道43号線から国道53号線まで)
対象施設	飲食店(居酒屋、喫茶等)、社交飲食店(スナック、クラブ等)、カラオケボックス 571店舗 ※このうちテイクアウト、デリバリーは除く



イ 要請への協力依頼、呼びかけ等

対応日	体制	内容
R3.8.6	県・市職員 50名 (25班)	時短営業を要請、不在店舗にはチラシをポスティング
R3.8.7	県・市職員 50名 (25班)	8/6 不在店舗に時短営業を要請 8/7 不在店舗に対して電話連絡し、時短営業を要請、意向を確認
R3.8.9		【要請期間開始】
R3.8.11	県・市職員 50名 (25班)	【時短営業開始の猶予期間最終日】 営業している店舗に対して猶予期間を説明し時短営業を要請、店舗における感染防止対策について簡易チェックシートを用いて確認 時短営業の実施状況を確認(閉店しているか、掲示があるか)
R3.8.13	県・市職員 50名 (25班)	時短営業の実施状況を確認(閉店しているか、掲示があるか)
R3.8.20	県・市職員 50名 (25班)	時短営業の実施状況を確認(閉店しているか、掲示があるか)

【時短営業の実施状況の確認方法】

- ・時短営業終了の午後8時以降に、事前に協力意向を確認したリストをもとに時短営業(休業)に協力すると回答した店舗を訪問し、外から店内の照明、音等や時短営業(休業)の掲示により営業実態を確認する。(店内には入らない。)
- ・店内から声、カラオケなどの音声が聞こえる場合は、架電により状況確認する。

(3) 協力店舗への協力金の支給

- ・営業時間短縮要請に協力いただいた店舗に対して協力金を支給した。
 (協力金) 中小企業等 2.5万円～7.5万円/日
 大企業等 1日当たりの売上減少額の40% (上限20万円/日)

区分	支給内容	
	件数	金額(千円)
第一期(米子市内)	481	202,873
第二期(鳥取市内)	472	194,252

4 取組成果・実績

- ・鳥取市及び米子市の駅前及び繁華街の飲食店に対して営業時間短縮の要請を行い、ほぼ全ての店舗で要請に協力していただくことができた。

<時短営業の実施状況>

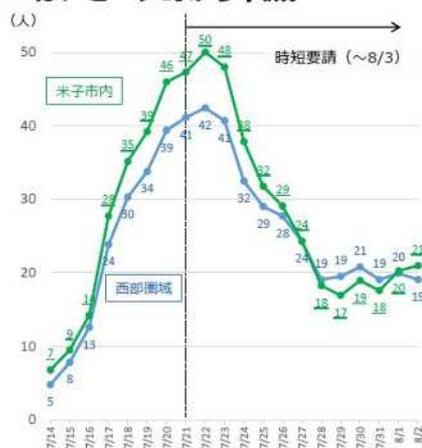
区分	米子市	鳥取市
実施期間	R3.7.21～8.3 (14日間)	R3.8.9～8.22日 (14日間)
営業時間	午前5時から午後8時まで ※酒類のオーダーは午後7時まで	同左
対象地域	米子駅前及び米子市繁華街	鳥取市繁華街
対象店舗	636店(うちテイクアウト、所在不明136店)	569店(うちテイクアウト、所在不明64店)
協力状況	500店(不在26店)のうち470店(94%)が協力 通常営業4店(1%) (7/30時点)	505店(不在34店)のうち462店(91%)が協力 通常営業9店(2%) (8/11時点)

<営業時間短縮要請の効果>

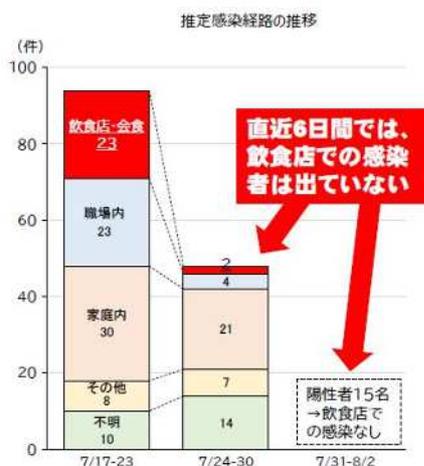
- ・営業時間短縮要請を行った米子市、鳥取市ともに要請開始後において新規陽性者数が減少傾向を示すとともに、推定感染経路について飲食店・会食等の割合が減少したことから、感染拡大防止に一定の効果があったものと思われる。

【米子市】

・新規陽性者(週・10万人あたり)は、ピーク時から半減。



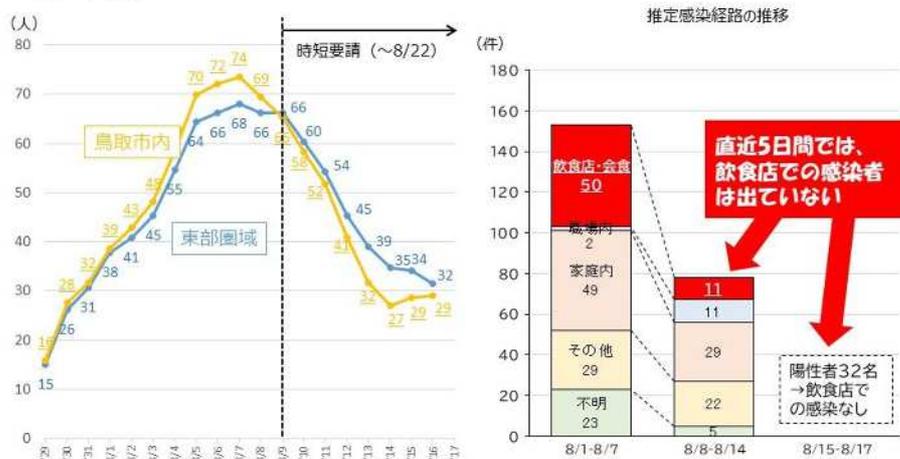
・飲食店・会食での感染は、減少傾向。



【鳥取市】

・新規陽性者(週・10万人あたり)は、ピーク時から半減。

・飲食店・会食での感染は、減少傾向。



5 課題・問題点・展望等

- 令和3年7月と8月に行った営業時間短縮要請については、当時の感染状況から鑑みて躊躇なく必要な行動制限を要請することは必要であったものと思われ、実際に一定の効果があったものと思われる。ただし、このような行動制限を伴う要請に当たっては必要最小限とすべきであることに加え、対象となる事業者に対する財政面等の支援策をしっかりと用意することに留意する必要がある。
 - 営業時間短縮要請については、政府の基本的対処方針に措置内容（営業時間、酒類提供の有無等）が具体的に定められており、「まん延防止等重点措置」等の国が定める要件に合致しなければ「財政支援が受けられない」、「飲食店に対する営業時間短縮要請のみが対象」といった制約があるなど、都道府県に裁量の余地がほとんどなく、感染の実態等に臨機に対応したものではなかったことから、地方の裁量により感染実態に即した行動制限やそれに伴う財政的支援等が実施できる仕組みが必要である。
- (例) まん延防止等重点措置が適用された場合、協力金の給付を伴って有効な対策として打てる感染防止対策として飲食店の営業時間短縮要請が国から示されていたが、第6波以降の県内の感染状況は学校や保育園での感染に伴うものが多く、飲食店での感染拡大事例は少なかったことから、まん延防止等重点措置による感染防止対策が必ずしも有効な手段となり得なかった。

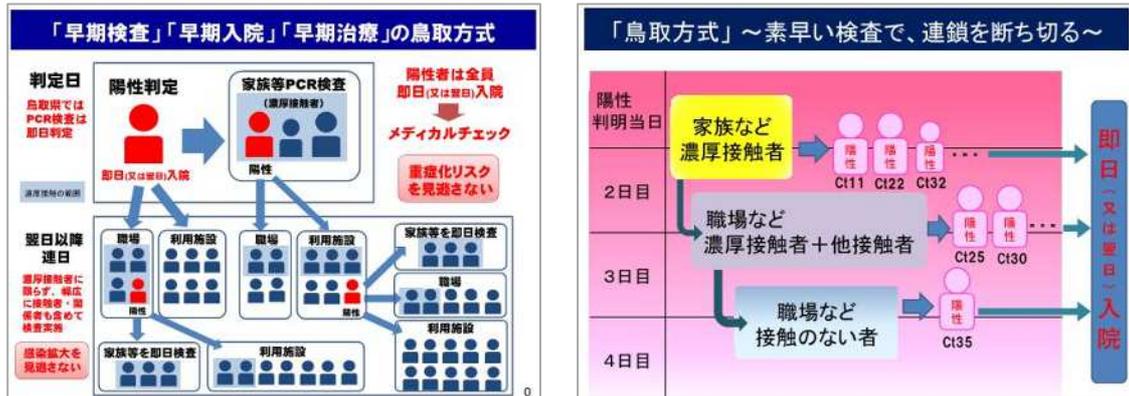
③ 疫学調査、早期検査等

1 経緯・取組の概要	
<p>新型コロナウイルス感染症の発生を予防し、又は感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）第 15 条に基づき、陽性者や接触者等に対する積極的疫学調査を実施し、感染拡大防止を図った。</p> <p>本県では、新型コロナウイルス感染症の発生初期から、陽性者が確認された場合は、直ちに行動歴を聞き取り、接触者を調査し、当初からエアロゾル感染の可能性も考慮し、国の検査基準より対象を拡大して、濃厚接触者のみならず希望する接触者や施設の従業員等を対象に幅広く検査を実施することにより感染拡大防止に取り組む「鳥取方式」による早期検査を実施することにより、感染拡大の抑制と陽性者の早期入院・早期治療につなげた。</p>	
2 変遷	
R2. 2. 7	国の症例定義にとらわれず、検査が必要と認められるケースには柔軟に検査する方針を決定
R2. 3.27	他県の医療機関クラスターの感染源が医療従事者であった事例を受け、医師が必要と判断すれば、症状のない医療スタッフの検査も実施することを決定（院内感染対策として）
R4. 1.13	検査件数や感染動向等のサーベイランスデータについて地理情報システム（GIS）を活用したウェブ公開を開始
R4. 4～	疫学調査の本庁実施・外部委託を開始
R4. 9. 2	医療機関等からの感染症（新規陽性者）の発生届について高齢者等の重症化リスクの高い者への重点化を開始、発生届の対象外となる者への支援のための陽性者コンタクトセンターを開設
3 取組詳細	
<p>（1）積極的疫学調査（行動歴等の聞き取り）の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規陽性者が判明次第、各保健所が陽性者一人ずつから、判明日当日に、行動歴や接触者等の情報の聞き取りを実施した。新規陽性者数の増加に応じて、保健所・総合事務所内、本庁からの職員動員を柔軟に実施し、保健所が行う積極的疫学調査を支援した。 ・令和 4 年 4 月からは、陽性者からの行動歴等の聞き取りについて、本庁でのリモート実施を開始し、保健所業務の負担軽減を図った。新規陽性者数が増加した令和 4 年 8 月からは聞き取り業務の一部を外部委託化して対応した。 ・感染者（新規陽性者）の発生届は HER-SYS（ハース：厚生労働省の新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム）への入力により管理したほか、発生届情報も含めた疫学情報は、患者一人ずつの個票（ワードファイル、エクセルファイル等）を県庁と各保健所間とでノートデータベースや電子メールにより共有し、一括管理することにより、各種統計データの集計等に活用した。 ・令和 4 年 9 月からの発生届についての高齢者等の重症化リスクの高い者への重点化の開始後は、発生届の対象者に対する積極的疫学調査等を継続するとともに、対象外となる者について陽性者コンタクトセンターで登録受付を行い、新規陽性者の発生動向の把握に加えて、新規陽性者に対する相談支援等を実施した。 <p>（2）鳥取方式による早期検査の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第 1 波～第 5 波においては、新規陽性者の家族等についても即日検査し、翌日以降、職場や利用施設も濃厚接触者に限らず幅広く検査を実施した。早期・幅広くに検査し、早期 	

入院・早期治療に繋げる「鳥取方式」(※)を実践することで更なる感染拡大の抑制を図った。

※第5波以降においては、メディカルチェックを経て宿泊療養や在宅療養に移行する「鳥取方式+α」の対応に移行。詳細は、第3章-1-② 入院調整(メディカルチェックセンター)を参照。

- 第6波に入ってからは、感染力が高いオミクロン株が出現し、感染者数が大幅に増加したことから、全庁をあげて保健所業務を支援する体制を構築するなどし、早期・幅広に検査する取組を継続。しかし、オミクロン株は、病原性が低く、感染しても軽症者が多いことが明らかとなってきたため、第6波を超える更なる感染拡大が生じた第7波以降においては、濃厚接触者の検査を高齢者など重症化リスクの高い者や希望者のみにするなど、柔軟に対応を変更しながら対応した。

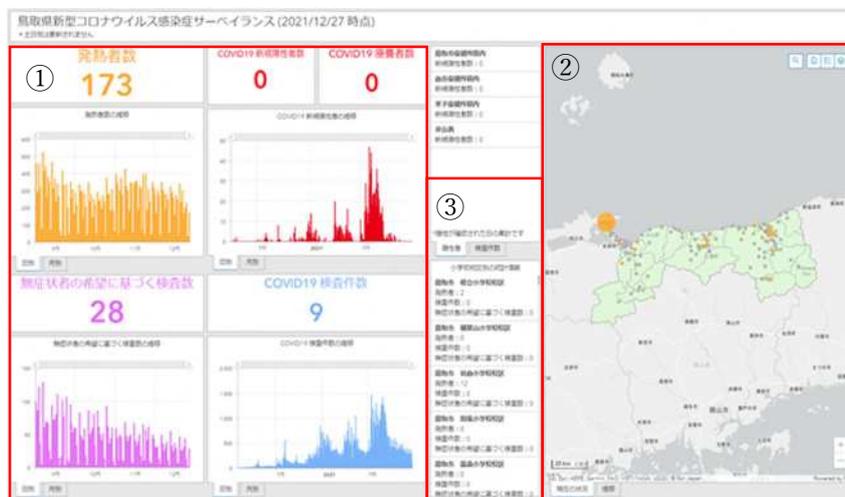


(3) 検査実施件数の把握、地理情報システムを利用した検査動向の分析等

- 保健所による行政検査を幅広に実施するほか、医療機関や民間検査機関における検査の実施件数について、毎日、県庁で集計を行い、保健所の行政検査は専用のノートデータベースを作成し検査対象者情報や件数を管理し、医療機関の検査件数は厚生労働省のG-MIS(医療機関等情報支援システム)への入力結果やメール・ファクシミリでの報告を受け集計した。
- 検査件数は毎日、県のホームページに掲載するとともに、鳥取大学医学部と連携して構築した地理情報システム(GIS)を利用した医療機関向けウェブサイトに感染・検査動向等を掲載し、積極的な検査や診断に活用していただいた。

<医療機関向けウェブサイトの掲載例>

左のグラフ①に「発熱者数」、「陽性者数」、「無症状者の希望に基づく検査数」、「検査件数」を掲載し、その数を右の地図②にマッピングしている。その他、小学校区別の数値も掲載③している。



4 取組成果・実績

- ・新規陽性者から聞き取った行動歴や接触者の情報から、濃厚接触者や接触者を速やかに把握し、必要な調査・検査を迅速に実施することで、更なる感染拡大防止や必要な検査・医療につなげることができた。
- ・保健所だけでなく、本庁や外部委託により積極的疫学調査をすることで、1日最大1,198名（発生届の全数把握見直し前の数値）の新規陽性者が発生した際にも、当日若しくは翌日までに新規陽性者や濃厚接触者等への聞取対応を行うことができた。
- ・感染症（新規陽性者）の発生届について高齢者等の重症化リスクの高い者へ重点化された後においても、発生届の対象者に対する積極的疫学調査等を継続するとともに、対象外となる者について陽性者コンタクトセンターで登録受付を行うことにより、新規陽性者の発生動向の把握をするとともに、新規陽性者に対する相談対応や希望者へのパルスオキシメーターの貸与等の支援を実施することができた。

5 課題・問題点・展望等

- ・新規陽性者の増加に伴って濃厚接触者等も大幅に増加したことを受け、検査対象とする接触者について、一律実施から、検査を希望する方やハイリスク施設の利用者・職員等に重点化していった。新興感染症発生時には、感染者の発生状況や潜伏期間等のウイルスの特性等に依じて、検査及び検体採取キャパも考慮しつつ、適切なタイミングで積極的疫学調査の実施内容や検査対象者等の対応方針を適時見直していくが必要になる。
- ・また、新規陽性者の増加に伴って、積極的疫学調査に係る作業も膨大となっていき、担当部署の職員だけでは手が回らなくなると考えられるため、発生当初から応援職員の配置や業務の外部委託の準備に取りかかしておく必要がある。

④ 濃厚接触者、就業制限、職場点検等

1 経緯・取組の概要	
<p>感染症法に基づき、濃厚接触者に対する外出自粛要請等を行うことにより、感染拡大防止に取り組んだ。</p> <p>濃厚接触者の定義や待機期間等は、徐々に明らかになったウイルスの特性（潜伏期間、感染可能期間等）やオミクロン株等の変異株出現への対応、医療や介護等の社会機能維持のバランスを考慮して、国において適宜見直しが行われ、その都度、見直しに対応した要請を行った。</p> <p>そのような状況下で、県庁をはじめとして医療機関やそれ以外の事業所等においても、多数の出勤停止者が発生する事態が生じることが想定され、また、現実そのような事態が生じたことから、優先業務の選別や応援体制の構築などのBCP的な対応が実施され、事業活動の継続が図られた。</p>	
2 変遷	
R2. 1.17	<p>「新型コロナウイルスに対する積極的疫学調査実施要領（暫定版）」（国立感染症研究所）に濃厚接触者への具体的な対応が規定される</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・「濃厚接触者」とは、「患者（確定例）」が発病した日以降に接触した者のうち、次の範囲に該当するものである。 <ul style="list-style-type: none"> i. 世帯内接触者：「患者（確定例）」と同一住所に居住する者 ii. 医療関係者等：個人防護具を装着しなかった又は正しく着用しないなど、必要な感染予防策なしで、「患者（確定例）」の診察、処置、搬送等に直接関わった医療関係者や搬送担当者 iii. 汚染物質の接触者：「患者（確定例）」由来の体液、分泌物（痰など（汗を除く））などに、必要な感染予防策なしで接触した者 iv. その他：手で触れること又は対面で会話することが可能な距離（目安として2メートル）で、必要な感染予防策なしで、「患者（確定例）」と接触があった者等 ・事前に「濃厚接触者」に対し、最終曝露から14日間、健康状態に注意を払い、37.5℃以上の発熱、または急性呼吸器症状が出た場合、医療機関受診前に、保健所へ連絡するようにお願いする。 </div>
R2. 4.20	<p>濃厚接触者の定義変更</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・発病日以降の接触 ⇒ 発症2日前からの接触、2メートルで接触 ⇒ 1メートルで15分以上接触 </div>
R3. 8.13	<p>濃厚接触者である医療従事者の制限を緩和</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・毎日の業務前検査で陰性等の要件を満たす場合は従事可能に </div>
R3.12. 1	<p>オミクロン株陽性者の濃厚接触者に関する取扱を厳格化</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・飛行機の搭乗者で陽性者が確認された場合、同乗者を濃厚接触者（疑似症患者）として宿泊療養施設への滞在を要請 </div>
R4.1.7	<p>基本的対処方針が改正され、国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者は、事業継続による国民生活及び国民経済安定のため、「業務継続計画の点検を行う」こととされる。</p>
R4. 1.14	<p>濃厚接触者の待機期間の短縮（14日間→10日間）</p>
R4.1.19	<p>基本的対処方針が改正され、「国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者についても、テレビ会議及び在宅勤務（テレワーク）の積極的な実施に努める」こととされる。</p>

R4. 1.20	社会機能維持者に該当する濃厚接触者の特例措置としての制限を緩和 ・無症状かつ6日目にPCR検査が陰性等の場合に待機を解除
R4. 1.28	濃厚接触者の待機期間の短縮（10日間→7日間） ・社会機能維持者については5日目のPCR検査が陰性等の場合に待機を解除
R4. 3.16	濃厚接触者である介護従事者の制限を緩和 ・毎日の業務前検査で陰性等の要件を満たす場合は従事可能に
R4. 3.18	社会機能維持者以外の濃厚接触者の制限を緩和 ・社会機能維持者以外の者も5日目のPCR検査が陰性等の場合に待機を解除
R4. 7.22	濃厚接触者の待機期間を短縮（7日間→5日間、検査陰性で3日間に短縮）
R5. 5. 8	新型コロナウイルス感染症の5類化に伴い濃厚接触者に対する外出自粛要請等を終了

3 取組詳細

(1) 濃厚接触者に対する対応

- ・新型コロナウイルスの発生初期から、陽性者が確認されれば、積極的疫学調査により、直ちに行動歴の聞き取り、それに伴う接触者を調査。陽性者の濃厚接触者に対し、保健所において次の対応を実施した。

- | |
|-------------------------------|
| ①濃厚接触者のPCR検査の実施 |
| ②陰性が確認された場合は、待機期間中の健康観察の依頼・実施 |
| ③期間中に発症すればPCR再検査の実施 |
| ④問題なく待機期間経過すれば解除 |

- ・なお、濃厚接触者のみならず希望する接触者や施設の従業員なども対象に幅広く、徹底的なPCR検査（第6波以降は、無料検査による受検を案内）を実施し、これにより、感染者の発生を抑え込むことができた。
- ・健康観察は、当初は電話により毎日連絡し、対象者の増加等に応じて、メールやMyHERSYSの活用、確認頻度を減らす（毎日⇒定期的⇒最終日）などにより確認を行い、問題なく経過すれば自動解除とするなどの見直しを行い、対応した。
- ・検査についても、感染者の増加に応じて、一律実施から希望者のみへの実施に変更して対応した。

(2) オミクロン株の濃厚接触者への対応

- ・オミクロン株発生当初の令和3年12月には、厚生労働省の取扱いに従い、海外から入国する同一航空機に搭乗していた濃厚接触者について、疑似症患者として宿泊療養施設に滞在していただく対応を実施した。

<主な対応の流れ>

①	国は、入国時又は検疫所長が指定する施設において、新型コロナウイルス感染症の検査陽性となった者に対して、L452R変異株（デルタ株）PCR検査を実施。
②	国は、全自治体に対して、①の検査でL452R変異株（デルタ株）PCR検査で陰性となった者またはゲノム解析結果が「オミクロン株」となった者が搭乗していた航空機に関する情報（入国日、到着空港、便名）を共有。
③	各自治体において、事前に各検疫所から届いている乗客リストと照合し、当該航空機に搭乗していた機内同乗者がいた場合は、その座席位置に関わらず、保健所から該当者に連絡し、濃厚接触者として、宿泊施設に滞在していただく措置をとる。

(3) BCP（業務継続計画）の点検

- ・オミクロン株発生により、急速に感染者が増大したため、国は基本的な対処方針を改正し、国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者は、BCPの点検を行うこととされた。
- ・本県においても、令和4年1月20日に第7回鳥取県コロナに打ち克つ新しい県民生活推進会議を開催し、県内各事業所・団体等においてBCPを点検し、優先業務の選定や従業員の欠勤を前提とした応援体制の構築などコロナ禍における業務継続への備えを呼びかけるとともに、県内事業者に対するBCPの点検・策定に向けた各種支援を実施した。

<主な支援策>

- ・とっとりBCPサポートセンターを設置し、専門家による感染症対応型BCP点検・策定に向けた個別無料相談を実施
- ・自社リスクのセルフ診断などができるBCP策定支援ツールを県ホームページ上に公開

4 取組成果・実績

- ・濃厚接触者への必要な検査や外出自粛要請等を適切に行うことで、更なる感染拡大防止につながることができた。

5 課題・問題点・展望等

- ・ウイルスの特性や濃厚接触者となる者の増加等の状況の変化に応じて、要請内容や対応方法等を適切なタイミングで修正して対応していくことが必要であり、今後の新興感染症に備えて、国と現場を預かる地方公共団体との間でしっかりと情報共有や意見交換を行い、迅速かつ的確な対応を実施できる体制を構築しておくことが重要になるものと思われる。

⑤ 感染対策（マスク、手洗い等）

1 経緯・取組の概要																		
<p>マスクの正しい着用、手指等の消毒、パーティションの設置、正しい換気の仕方などについて、国の基本的対処方針、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議からの提言や新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボードの資料等に基づき、県民に分かりやすいように工夫しながら情報発信を行うことにより感染対策の徹底を図った。</p>																		
2 変遷																		
<p>R2. 4. 3</p> <p>R2.10.26</p>	<p>三つの密の回避について呼び掛け</p> <p>感染リスクが高まる5つの場面での感染対策の徹底を呼びかけ</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">感染リスクが高まる「5つの場面」</p> <p style="text-align: center;">政府の新型コロナウイルス感染症対策分科会 (R2. 10. 23)</p> <p>次の5つの場面で感染リスクが高まります。引き続き感染予防に努め、Go-To-Eatキャンペーンなどをみんなで応援していきましょう。</p> <div style="display: flex; flex-wrap: wrap;"> <div style="width: 50%;"> <p>場面① 飲酒を伴う懇親会等</p> <ul style="list-style-type: none"> 飲酒の影響で気が高まると同様に注意力が低下する。また、感覚が麻痺し、大きな声になりやすい。 特に歓楽などで交わられている飲み会等に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。 また、話し飲みや箸などの共用が感染のリスクを高める。 </div> <div style="width: 50%;"> <p>場面② 大人数や長時間におよぶ飲食</p> <ul style="list-style-type: none"> 長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、演夜のはしご宴では、短時間の食事と比べて、感染リスクが高まる。 大人数、前夜ぼろ以上の飲食では、大声になり開演が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。 </div> </div> <div style="display: flex; flex-wrap: wrap;"> <div style="width: 33%;"> <p>場面③ マスクなしでの会話</p> <ul style="list-style-type: none"> マスクなしで近距離で会話をすることで、飛沫感染やマイクに飛沫感染での感染リスクが高まる。 マスクなしでの感染防止としては、聲かけなどができず、効果が発揮されている。 車やバスで移動する際の車中にも注意が必要。 </div> <div style="width: 33%;"> <p>場面④ 狭い空間での共同生活</p> <ul style="list-style-type: none"> 狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。 密の回避性が高いなどの共同生活での感染が疑われる事例が報告されている。 </div> <div style="width: 33%;"> <p>場面⑤ 居場所の切り替わり</p> <ul style="list-style-type: none"> 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わる時、密の発生や感染の発生により、感染リスクが高まることがある。 休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が報告されている。 </div> </div> </div>																	
<p>R4. 1.26</p>	<p>マスク着用について、布やウレタン素材よりフィルター性能の高い不織布マスクの着用を奨励</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">マスクは鼻まで覆い、不織布マスクの利用を！</p> <p>○ 布やウレタン素材よりもフィルター性能の高い不織布マスクをご利用ください。</p> <p>【市販マスクの性能(実測値)】※坪倉誠教授(理化学研究所/神戸大学作成資料を基に編纂作成)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">なし</th> <th rowspan="2">リネン</th> <th colspan="2">不織布マスク</th> </tr> <tr> <th>布マスク(ポリウレタン)</th> <th>フィット</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>吐き出し時</td> <td>100%</td> <td>48%</td> <td>28%</td> <td>18%</td> </tr> <tr> <td>吸い込み時</td> <td>100%</td> <td>82%</td> <td>70%</td> <td>25%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※マスク隙しを100%とした時、飛沫が漏れる割合を表したものの、割合が低い方が飛沫の遮断率が高く、効果が高い。</p> <p>○ 不織布マスクでもすき間が出来ないように顔にフィット(鼻まで覆う)させる</p> <div style="display: flex; align-items: center;">  <div style="margin-left: 10px;"> <p>①鼻の形に合わせてすき間をなくす</p> <p>②あご下まで伸ばし顔にフィットさせる</p> </div> </div> <p>○ マスクを着用していても、会話は短時間で、大声は避ける</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin-top: 10px;"> <p>学校、幼稚園、保育施設等での徹底をお願いします</p> </div> </div>		なし	リネン	不織布マスク		布マスク(ポリウレタン)	フィット	吐き出し時	100%	48%	28%	18%	吸い込み時	100%	82%	70%	25%
	なし				リネン	不織布マスク												
		布マスク(ポリウレタン)	フィット															
吐き出し時	100%	48%	28%	18%														
吸い込み時	100%	82%	70%	25%														
<p>R4. 7.15</p>	<p>空気の入口（吸気口）と出口（排気口）や空気の流れを阻害しないパーティション設置など効果的な換気の方法を呼び掛け</p>																	

BA.5は換気がポイント！換気を効果的に行いましょう

夏場はエアコン使用により換気が不十分になりがちです。第7波を乗り越えるため、**職場・家庭・高齢者施設・学校等において、より一層換気の徹底**をお願いします。

各施設の特徴に応じた換気のポイント

職場	<ul style="list-style-type: none"> パターションは空気の流れを遮らないように目の高さ程度までとする、また背の高いパターションは空気の流れに対して平行に配置し、空気の通り道を作る。 	
家庭	<ul style="list-style-type: none"> 一般的な家庭用エアコンには換気機能がないことに留意し、エアコン中でも窓開け換気を行う。(30分に1回、数分程度、窓・ドアを全開、2方向の窓を開けるとより効果的) 	
学校等	<ul style="list-style-type: none"> 教室のほか更衣室・廊下・スクールバスなど一時的に多数の生徒・児童・園児が集まる場所は、特に窓を開けるなど換気を徹底 (CO2濃度の測定による換気方法の改善や換気が難しい場合は同時に利用する人数の制限等を実施) 	
高齢者施設	<ul style="list-style-type: none"> 利用者がマスクができない場面(食事・入浴・口腔介助等)では、大量に発生するエアロゾルに対応するためサーキュレーターの設置など局所的な換気対策を実施 (介助者はマスク+ゴーグル+フェイスシールドを必ず着用) 	

BA.5は換気がポイント！換気を効果的に行いましょう

県内においても、**換気不足や換気阻害による感染拡大事例が報告されています**

- 効果的な換気の考え方**
- ✓ **空気の入口(吸気口)と出口(排気口)を意識!** 空気の流れを作ることが重要です。
 - ✓ 家庭用エアコンの多くは換気機能はありません。エアコン使用時も**窓開け換気**が重要です。
 - ✓ **空気の流れを阻害しないパターションの配置が大切**です。(各職場等で再点検を)

換気のポイント

- ① エアロゾル発生が多い人が**多いエリアから排気、反対側から外気を吸気**
- ② 空気の流れを阻害するビニールカーテンなど**背の高いパターションは、空気の流れに対して平行に設置**
- ③ **背の低いパターションで3方向を塞がない** (機の人との距離を1M以上確保)
- ④ **換気扇(機械換気)による常時換気**
- ⑤ 機械換気が無い場合、**30分に1回、数分程度、窓開け換気(窓やドアを全開)**
・2方向を窓開けをすると効果的、窓やドアの全開が難しい場合は、**窓時数cm開ける**だけでも効果的
・室温(18~28℃)や湿度(40~70%)に配慮して換気方法を選択(熱中症にも要注意)
- ⑥ **CO2センサー等を活用し必要な換気量を満たしているか確認(概ね1,000ppm以下を維持)**



R5. 3. 9

マスク着用について、「場面に応じて適切に選択」、「医療機関や高齢者施設等では引き続きマスク着用」、「事業者・お店・イベント主催者等が、マスク着用を求める場合はご協力を」と呼び掛け

マスクを適切に着用して感染防止と社会生活を両立させましょう

- **マスクの着用は、場面に応じて適切に選択してください**
 - マスクの着用は、他者を感染させない効果に次いで、自ら感染するリスクを下げる効果が認められます
 - マスクの着脱は、地域の感染状況や周囲の状況、目の前にいる人の重症化リスクなどを考慮して判断しましょう
 - 外出時はマスクを携帯し、必要に応じていつでも着用ができるようにしてください(着用する際は「不織布マスク」を推奨)
 - マスクの着脱を強いることがないよう、マスクを着ける人・着けない人とがお互いに尊重しましょう
 - 着用しない場合も「咳エチケット」など基本的な感染対策を実施してください
- **医療機関や高齢者施設等ではマスクの着用を引き続きお願いします**
 - 重症化リスクの高い方が多く利用する施設では、施設の着用ルールに従いましょう
 - マスク着用を引き続きお願いする場面～

<p>医療機関の受診・訪問</p> <p>受診、お見舞い、付添等で医療機関を訪れる時</p>	<p>高齢者施設等の訪問時</p> <p>高齢者施設や障害者施設等を通所、宴会、送迎・付添等で訪問する時</p>	<p>症状がある方、隣接の方</p> <p>同居家族に隣接者がいる方等</p> <p>外出控え、通院等やむを得ず外出する際は、人混みを避け、マスクを着用</p>
---	---	---
- **事業者・お店・イベント主催者等が、マスク着用を求める場合はご協力ください**
 - 事業者の判断で利用者又は従業員にマスク着用を求めることは許容されており、一般に従業員が着用するケースが多い傾向です
 - (参考)業界別ガイドラインで示されている主なマスク着用を求める事例
 - ・ 混雑した場面ではマスク着用が効果的であることを事前周知(ライブハウス)
 - ・ 密着し、密して十分な身体距離(1m以上)をとらず、人と人が触れ合ったり密着した空間を長時間過ごすようなイベント(カラオケボックス)
 - ・ お客様と近い距離で一定時間以上対面してサービスを行う特性からスタッフは引き続きマスク着用を推奨(ネイルサロン)
 - ・ スタッフはお客様との会話の機会が多く、各層に高齢者が多いことから、3月中はマスク着用を推奨(遊技業)

マスクを適切に着用して感染防止と社会生活を両立させましょう

3月13日から適用

- **飛沫感染やエアロゾル感染のリスク軽減のためには各場面の飛沫の濃度に注意することが重要であり、「感染状況」「混雑状況」「空間の広さ」「滞在時間」「換気状況」を考慮し、ガイドライン等を参考に効果的なマスク着用についてご検討をお願いします**
- マスク着用が効果的な場面**
- 狭い空間で換気が十分にできない場面
 - 大きな声を発する場面で、人との距離が確保できない場合
 - 普段一緒にいない人等と近い距離で一定時間以上、対面して会話等を行う場面 (相手が高齢者などの重症化リスクの高い方の場合には特に留意)
 - 通勤・通学時など混雑した列車やバスに乗車する時
 - 重症化リスクの高い方が混雑した場所に行く場合 (例えば人と人とが触れ合わない距離を保つことはできない場所等)
- ※ マスクを着用すれば、インフルエンザや花粉症対策にも有効です

まずはマスク着用の有無に関わらず、基本的な感染対策の励行

- 引き続き「**密の回避**」「**人と人との距離の確保**」「**換気**」「**手洗い等の手指衛生**」「**咳エチケット**」など基本的な感染対策の励行をお願いします。

R5. 4.20	5類移行後においてもポイントを押さえたマスク着用、換気、消毒などの感染対策の実施を呼び掛け
3 取組詳細	
<ul style="list-style-type: none"> ・国の基本的対処方針、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議からの提言や新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボードの資料などエビデンスに基づく感染対策について、イラスト等を活用し、より県民の方に分かりやすい資料を作成し、本部会議で呼びかけるとともに広報媒体等を活用した情報発信を行うことで感染対策の徹底を行った。 	
4 取組成果・実績	
<ul style="list-style-type: none"> ・正しいマスク着用や換気、パーティションの設置など基本的な感染対策について、県が発行する広報物や各種ガイドラインに掲載することで、県民への周知を進め、徹底を図ることが出来た。 	
5 課題・問題点・展望等	
<ul style="list-style-type: none"> ・感染が急激に拡大しているような場合は、的確な感染防止対策を迅速に呼びかける必要があるため、国や専門家会議、アドバイザリーボードなどで発出される感染対策について、できるだけ分かりやすく、スピード感を持って幅広く県民に周知する工夫が必要と考える。 	

⑤ 感染対策（マスクバンク）

1 経緯・取組の概要	
<p>新型コロナウイルス感染症の全世界的な拡大により、マスクが入手しづらい状況となったことから、新型コロナウイルス感染症で重症化する恐れのある基礎疾患のある人などに対し、県の備蓄マスクや県民の方から寄付されたマスクを届ける「とっとりささえあいマスクバンク」を開始し、県内5か所に受付窓口を開設した。</p> <p>また、その他の県民の方に対しては、県が県内全世帯にマスク購入券を配布し、マスクを必要とされている方が県内のスーパーマーケットに購入券を持参いただくことで、確実にマスクを購入できる仕組みを構築した。</p>	
2 変遷	
R2.4.27	県内5か所で「とっとりささえあいマスクバンク」の受付を開始
R2.5.14	マスク購入券の配達開始
R.2.5.22	第1回マスク販売を開始
R2.6.15	第2回マスク販売を開始
R2.7.31	マスク販売を終了
3 取組詳細	
<p>1 とっとりささえあいマスクバンク</p> <p>(1) マスクの寄付・配布希望の受付窓口</p> <p>県民の方からのマスクの寄付や、難病や基礎疾患のある人などでお手元にマスクがなくてお困りの方々からのマスク配布希望を受け付けた。</p> <p>○受付時間：8時30分～17時15分 ※土日祝日は県庁福祉保健課でのみ受け付け。</p> <p>○受付窓口：県庁福祉保健課、東部地域振興事務所東部振興課、中部総合事務所地域振興局、西部総合事務所地域振興局、日野振興センター日野振興局</p> <p>(2) 配布方法</p> <p>感染を避けるため、原則として窓口でのお渡しはせず、郵便等でマスクを送付。</p> <p>2 県民のマスク購入支援</p> <p>令和2年1月の国内初感染者の確認以降、感染防止対策のためにマスクを購入する県民が一気に増加し、3月頃にはスーパー・小売店等でマスクがほとんど買えない状況となった。</p> <p>そのため、令和2年4月臨時補正予算により県民向けマスクの販売経費を措置し、福祉保健部・商工労働部・生活環境部が連携し、マスク調達から県内スーパーでの販売までの流通スキームを構築した。販売に当たっては、県内全世帯にマスク購入券を事前配布し、1回目の販売（5/22～）では20枚（10枚/袋×2袋、500円/袋）、2回目の販売（6/15～）では最大40枚購入できることとした。</p> <p>(1) マスクの調達～供給に至るまで</p> <p>○マスクの調達 商工労働部主導で発注先を選定</p> <p>○販売方法 生活環境部主導で、県内スーパー（8社87店舗）における販売を調整</p>	

○小分け作業及び納品検査

確保できた不織布マスクが1箱50枚入りの商品であったため、県内の福祉事業所に1袋10枚入りに小分け包装する作業を委託し、全世帯に行き渡る数量を確保した。

小分け作業中、不良品が一定数含まれていることが確認されたため、急遽、県職員動員により検品作業を実施し、県事業による販売商品としての品質確保に努めた。

○販売

検品作業が加わった結果、1回目の販売当初は購入需要に供給が追い付かず、売り切れとなる店舗が発生したが、納品見込みを事前に販売店舗に示すことで混乱を防いだ。6月以降、徐々に通常の市販品の流通も回復してきたことから、2回目の販売時にはマスク購入券による商品以外の商品も店頭で並ぶようになった。このため、7月末でマスク購入券によるマスク販売を終了した。

(2) マスク購入券の配布

○配布時期

令和2年5月14日(木)から順次配達開始し、5月20日(水)頃配達完了。

○配布方法

日本郵便のエリア指定配達サービス「タウンプラス」を活用し、県内全世帯の郵便受け箱(ポスト)に、マスク購入券はがき1枚を投函。

(3) マスクの販売

○購入期間 ※マスク調達スケジュールの関係から2回の購入期間を設定

第1回 令和2年5月22日(金)～6月14日(日) ※7月31日(金)まで延長

第2回 令和2年6月15日(月)～7月31日(金)

○商品価格・規格

1袋10枚入り1回目500円、2回目470円(税込)

3層構造の不織布マスク、大人用サイズのみ、中国製

○商品の販売者

第1回 特定非営利活動法人鳥取県障害者就労事業振興センター(米子市)

第2回 株式会社バルコス(倉吉市)

○販売数量

第1回 10枚×22万袋=220万枚

第2回 10枚×22万袋=220万枚

○購入可能数量

切り取って使用するマスク購入券1枚につき2袋まで購入可能

(はがきには2回分のマスク購入券を印刷しているので、合計4袋まで購入可能)

→2回目の販売の際は、記載内容に関わらず、購入券1枚につき4袋まで購入可能とした。

○マスク購入券の対象商品取扱店(8社87店舗) ※県内の店舗のみ

エスマート(12店舗)、サンマート(8店舗)、JA鳥取中央(11店舗)、東宝ストア・新あじそう(8店舗)、トスク(11店舗)、鳥取西部ジェイエイショップ(5店舗)、マルイ(12店舗)、まるごう20店舗)

(4) 事業実施の周知方法

とりネット内専用サイトの開設、SNSによる情報発信、新聞広告掲載、市町村への周知協力依頼など

【マスク購入券】

(表面)

(裏面)

<p>料金後納</p>  <p>タウンプラス</p> <p>鳥取県にお住まいの皆様へ</p> <p>鳥取県では、県内のスーパーマーケットの協力を得て、マスク（3層構造・大人用サイズ）の購入をあっせんします。本券の下部分の購入券を切り取って、スーパーマーケットに持参することで、専用の商品を購入することができます。</p> <p><第1回購入分> 令和2年5月22日(金)～6月14日(日) 1セット 10枚入り500円(税込)</p> <p>※追加購入高次券、第2回目の購入をあっせんします。販売時期及び購入価格は、ウェブサイト等により別途お知らせしますので、大切に保管してください。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(マスク購入券に関する問合せ) 電話番号 0857-26-7770 受付時間 午前8時30分から午後5時15分 (土日、祝日も対応)</p> <p>(発着人) 〒680-8570 鳥取市車町一丁目220番地 鳥取県福祉保健部健康医療局健康政策課 (令和2年5月鳥取県発行)</p> </div> <p>第1回マスク購入券 (5/22～6/14)</p>	<p style="text-align: center;">マスク購入券</p> <p style="text-align: center;">購入可能スーパーマーケット（県内店舗のみ）</p> <p>●Eスマート ●サンマート ●J A鳥取中央 ●東宝ストア・新あじそ ●トスタ ●鳥取西部ジェイエイショップ ●マルイ ●まるこつ</p>  <p>※購入可能な店舗一覧など詳細はウェブサイトをご覧ください。 URL: https://www.pref.tottori.lg.jp/coronavirus-mask/</p> <p style="text-align: center;">必ずお読みください</p> <p>【注意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必ず購入券を切り取って、スーパーマーケットに持参ください。 ・購入券1枚につき、1セットのみ購入可能です。 ・マスクは県内の全店舗に配布できる数量を確保していますので、在庫が予想される土日はなるべくお早めにご来店ください。 ・この券を紛失されても再発行はいたしません。 ・この券の複写やマスクの転売を固く禁じます。 ・利用期限を過ぎると購入することはできません。 ・商品の選択はできません。 <p>第2回マスク購入券 第1回マスク購入券 (5/22～6/14)</p>
--	--

4 取組成果・実績

1 とっとりささえあいマスクバンク

・県民の方から多くの感謝の言葉が寄せられるなど、県民同士の助け合いにより、真にマスクを必要とされている方にマスクをお届けできるという、よい取組事例となった。

(1) 受付状況

○R2.5.18 時点

<マスク配布希望>

1,153 件の配布希望を受け付け、16,390 枚のマスクを基礎疾患のある方などへお届けした。

<マスクバンクへの寄付>

63 件：16,665 枚（内訳：手作り布マスク 925 枚、サージカルマスク 15,740 枚）
企業等からの寄付 8 件、13,844 枚（サージカルマスク 13,581 枚、布マスク 263 枚）
個人からの寄付 55 件、2,821 枚（布マスク 662 枚、サージカルマスク 2,159 枚）

○R2.6.11 時点

<マスク配布希望>

1,302 件の配布希望を受け付け、22,356 枚のマスクを基礎疾患のある方などへお届けした。

<マスクバンクへの寄付>

141 件：26,435 枚

(2) 県民の方からマスクバンクへの主な感謝の言葉

※県民の方から多数のお礼の言葉が電話、メール、Twitter などで寄せられた。

- ・早速にマスクが届き迅速な対応に感謝します。手術後の上に感染リスクを考えると、マスクなしでは買い物等の外出にも二の足を踏む思いでしたが、お陰様で最低限必要な外出に助かっています。(鳥取市男性)
- ・免疫抑制剤を飲んでいるので重症化リスクが高いのですが、例に漏れずマスクが手に入らず困っておりました。寄付してくれた方に感謝します。(Twitter への投稿)
- ・毎日マスクを求めて薬局に足を運んでいます、どこも品切れ状態で困っていたところ大変助かりました。(鳥取市女性)

2 県民のマスク購入支援

(1) 販売数量及び売れ残り

第1回 22万袋(仕入れ) - 15万袋(販売数) = 7万袋(残数)

第2回 22万袋(仕入れ) - 9.6万袋(販売数) = 12.4万袋(残数)

※購入率：約56%(246,160袋/440,000袋)

※残数は県が備蓄用に買い取り、医療機関や社会福祉施設等への配布に使用した。

(2) 対応経過等

- ・国内でのマスクのひっ迫及び他県でのマスク購入斡旋の事業化の動きを踏まえ、本県の対応を検討。
- ・R2.4.24の臨時県議会で「マスク流通促進緊急対策事業」として予算案を上程し、可決成立(事業費：約3,500万円)。

5 課題・問題点・展望等

- ・県民のマスク購入支援は、1回目の販売商品に不良品が混在していたことから検品作業が必要となり、想定外に時間を要してしまっただが、納品スケジュールや納品数量を販売店舗と丁寧に調整したことで混乱を最小限に抑えることができた。
- ・コロナ禍の経験を踏まえ、感染症対策としてマスクを着用する習慣は県民に根付いたものと思慮しており、平時からの備えとしてマスクを各家庭で備蓄するよう啓発を図っていく必要がある。

⑥ クラスター対策（条例含む全般）

1 経緯・取組の概要	
<p>新型コロナウイルス感染症の第2波が到来し、全国的に拡がりを見せる中、県内の不特定多数の者が出入りする施設等での感染者集団（クラスター）の発生及びクラスター発生を契機とする感染拡大を防止するため、令和2年8月に本県独自に「鳥取県新型コロナウイルス感染症のクラスター等に関する条例」（以下、「クラスター対策条例」という。）を制定した。</p> <p>この条例はクラスター発生という差し迫った具体的な危険に対して、発生施設等の使用停止による新たな感染の抑制、必要に応じた施設名公表による施設利用者への注意喚起と幅広いPCR検査実施によって感染連鎖を封じ込めることを目的とし、県内各保健所の行う陽性者への積極的疫学調査に加え、クラスター対策を専門に行うクラスター対策チームによる感染施設の推定及び施設の感染拡大防止対策を実施した。</p> <p>併せて、陽性者とその家族、医療従事者への誹謗中傷等の不当な扱いを防止し、県民、事業者、県及び市町村が一丸となって新型コロナウイルス感染症に対応することを条例に定めた。</p> <p>■クラスター発生という具体的な危険に対応する緊急措置</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 施設使用者は自ら店舗・施設等の使用を停止し対策を講じる ② 店舗・施設等の名称を公表 (PCR検査すべき全利用者に直ちに連絡を行った場合は除外) ③ 施設使用者が自ら使用を停止しない場合は、施設の全部又は一部を閉鎖及び対策を講ずることを指示 <p>■患者やその家族、医療従事者等を応援（誹謗中傷の排除）</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 県民等は患者や医療従事者等を応援するなど相互に連携、協力し、一丸となってまん延防止を図る ② 何人も誹謗中傷をしてはならないことを明記 ③ 県は、正しい知識の普及啓発及びその他必要な措置を講ずる 	
2 変遷	
R2.7.29～8.4	「クラスター対策条例」制定検討に係る県民電子アンケートを実施
R2.8.25	8月臨時議会が開催され、「クラスター対策条例」が可決・制定（9/1 施行）
R2.8.31～9.4	クラスター対策条例への周知・理解及びご協力を図るため、飲食・宿泊業関係者、商工関係団体を対象とした説明会を開催 [商工関係団体向け説明会] R2.8.31に東中西部で開催（3会場） [飲食・宿泊業関係者向け説明会] R2.9.3に東部、R2.9.4に中西部で開催（3会場） →うち、米子会場で切実な御意見をいただいた団体に対しては、R2.9.9に当該団体を訪問し、再度、説明及び意見交換を実施
R2.9.12	県内初のクラスターの発生（西部地区内宿舎、10名）
R2.12～R3.9	飲食店、学校、保育所等でのクラスターが27件発生
R3.4.1～	クラスター事案に対処する組織として、新型コロナウイルス感染症対策本部事務局内にクラスター対策チームを新設
R3.4.26	各地区で発生する複数の陽性事案に迅速に対応するとともに、保健所の負担軽減を図るため、クラスター対策特命チームを新設

R4.1~6	保育所、学校を中心に 133 件のクラスターが発生
R4.1.28	施設内で感染者が発生した際の初動対応を行う子ども関係施設等・学校・社会福祉施設の 3 つの感染拡大防止特命チームを発足
R4.6~9	高齢者施設を中心に 278 件のクラスターが発生
R4.9.2	発生届の限定化、陽性者コンタクトセンターの運用開始、機能別クラスターチーム、福祉・医療施設感染対策センターの運用開始
R4.10~R5.3	高齢者施設、保育所を中心に 458 件のクラスターが発生
R5.3.27	重症者減少に伴いクラスター対策条例による対応を停止（新たなクラスター対策に移行）
R5.5.8	新型コロナウイルス感染症が感染症法上の 5 類感染症に変更
R6.1.31	「クラスター対策条例」が失効

3 取組詳細

（1）条例制定後のクラスター対策（R2.9.1以降）

感染者の疫学調査（行動歴の聞取、接触者調査）により立ち寄り先を把握し、立ち寄り先施設等での感染防止対策の実施状況や接触者状況を踏まえ、保健所の判断により、濃厚接触者にとどまらず、幅広く行政検査受検勧奨（積極的疫学調査）を行い、感染可能性のある利用者等の囲い込みを実施した。

検査結果等を踏まえ、同一の施設等で感染の連鎖と認められる 5 名を超える感染者が発生した場合、条例に基づいて当該施設等をクラスター発生場所として認定。

事業者等が施設の利用者や催物の参加者を把握していない場合は、感染拡大を防止するため感染の恐れがある関係者に対する検査受検を促すことを目的として、施設名等を公表した。（施設名等を公表した事例は、飲食店等 4 件）

また、事業者等に対して感染場所となった施設の全部または一部の閉鎖を指導し、感染症対策の専門家とともに保健所（R3.4 月以降はクラスター対策チーム）による現地確認、事業者等へ感染防止対策の指導を行った。（感染防止対策が実施されたことが確認でき次第、施設は利用を再開。）

以下は、上記の内容をフローとしたものであり、基本的な流れはその後もある程度踏襲されている。



なお、第4波において、感染力が増加した変異株（アルファ株）の出現により感染が拡大したことから、各地区で発生する複数の陽性事案に迅速に対応するとともに、保健所の負担軽減を図るため、令和3年4月26日にクラスター対策特命チームを新設した。

【クラスター対策特命チームの概要】

役割	各地区で陽性者が複数発生した場合、直ちに保健所へ駆けつけ、クラスター対策監の命を受け、クラスター対策や積極的疫学調査等のもと、検体採取や患者搬送等の保健所業務を支援する								
体制	<p>4班体制 <担当エリア></p> <table border="1"> <tr> <td>東部担当</td> <td>中部担当</td> <td>西部担当</td> </tr> <tr> <td>2班</td> <td>1班</td> <td>1班</td> </tr> </table> <p>(発生状況に応じて、全県各圏域に対応) <班のメンバー> 4名[参事(1名) + 衛生技師(2名) + 事務(1名)] <small>※衛生技師</small></p> 			東部担当	中部担当	西部担当	2班	1班	1班
東部担当	中部担当	西部担当							
2班	1班	1班							

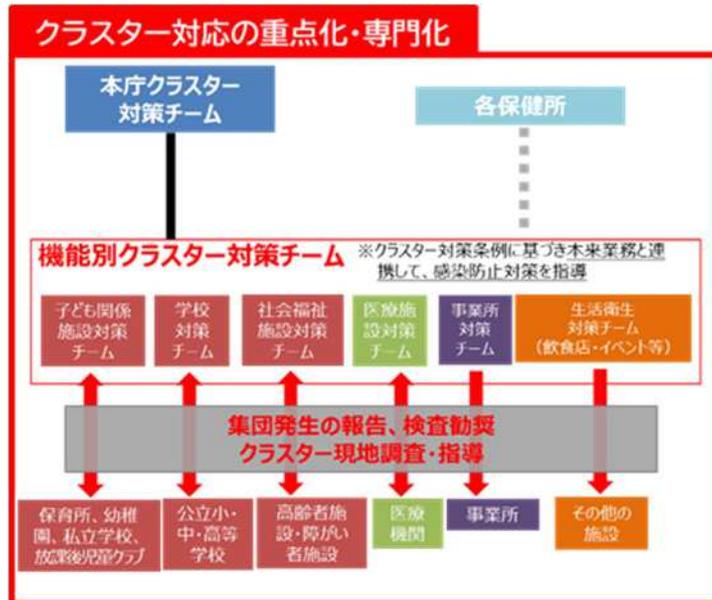
また、第6波に入り、感染の中心が、子ども関係施設・学校・社会福祉施設等となり、当該施設における感染拡大防止対策を強化・実施するため、令和4年1月28日から、感染者が発生した際の初動対応を行う特命チームを発足させた。

<p><子ども関係施設等感染拡大防止特命チーム> 行動記録や活動状況の聴取等の初動対応(クラスターの未然防止)のほか、預かり保育や他の施設等での受入調整など、保育が必要な子どもを守るための調整 ※市町村、県民福祉局と連携 メンバー:子育て・人材局職員 + 本庁等の衛生技師 対象施設:教育・保育施設、放課後児童クラブ、児童養護施設、大学、私立中・高校、専修学校等</p>
<p><学校感染拡大防止特命チーム> ただちに学校と連携を図りながら、行動記録作成支援、活動状況の聴取、接触者等の範囲検討等の初動対応や検査機関とのPCR検査調整、臨時休校等の判断等を行う メンバー:県教育委員会職員、市町村教育委員会職員 対象施設:小学校、中学校、高等学校、特別支援学校</p>
<p><社会福祉施設感染拡大防止特命チーム> クラスター化するおそれがある場合に、濃厚接触者の特定、検査調整を行うとともに、感染拡大防止措置、利用者の状況、施設の職員体制等について確認する メンバー:福祉保健課、長寿社会課、障がい福祉課等の施設所管課職員 対象施設:上記所属の所管する社会福祉施設(高齢者福祉施設等)</p>

(2) 感染者急増・全数把握の見直しに伴うクラスター対策チームの体制変更 (R4.9.2)

第7波以降感染力が更に高いオミクロン株の流行により、陽性者数、クラスター発生数が急増した。加えて、令和4年9月2日から新型コロナウイルス感染症の発生届が高齢者等に重点化された。

このことに伴い、保健所の積極的疫学調査をこれまでのように行うことは困難となり、疫学調査結果をもとにクラスター調査・指導を行っていた体制を、第6波までのクラスター発生施設の傾向を考慮し、発生の可能性が高い、または重症化リスク等の観点から早期に対応が必要な施設に対して専門的な指導と迅速な対応を行う機能別クラスターチームに移行させた。令和4年1月末に組織し、初動対応を担っていた施設別の特命チームの役割を拡充し、子ども関係施設(保育所・幼稚園等、放課後児童クラブ、私立学校)、公立学校、医療機関、福祉施設(障がい福祉サービス事業所、高齢者施設)、その他事業所等を対象として、各施設所管部局により組織するチームにより、初動(端緒の把握)から施設に対する感染防止対策の指導を担うこととした。



R4.8.29 第264回新型コロナウイルス感染症対策本部会議資料抜粋

(3) 新たなクラスター対策への移行 (R5.3.27)

新たな変異株オミクロン株の感染力は高く、感染者は多く確認されているものの、重症者が減少傾向となり、条例上の特別の措置を行う緊急性が低下したとして、令和5年3月20日に条例の運用停止を決定し、同年3月27日から新たなクラスター対策に移行した。また、5類に移行した同年5月8日以降は、福祉施設・医療機関を除き、他の5類感染症と同様の扱いとして、対応を行っている。

なお、その後もクラスター対策条例に基づく特別なクラスター対策を行う必要のない状況となっていると判断できたため、クラスター対策条例は、条例に規定されている失効期限の令和6年1月31日限りで失効した。

【移行後のクラスター対策の概要】

①高齢者施設・医療機関

- ・重症化リスクが高い者が多く入所・入院している**高齢者施設・医療機関の感染拡大防止対策は引き続き実施**
- ・県への報告等の事務作業を軽減し、施設における速やかな対策を進めていただく手法に変更
- ・PCR検査支援拡充(10/10補助) → 当面継続

②保育所、学校等

- ・各施設の感染拡大防止対策のノウハウも出来つつある状況
- ・**自主的な対策に移行**(必要な助言、検査支援は、市町村とも協力しながら引き続き実施)

<クラスターの把握と公表>

- 上記①及び②の施設について、当面、**7日間で5名以上の陽性者が確認された場合、県へ報告**
※7日間以内に5名以上確認した時は、直ちに県へ報告
- 施設内感染と認められる者が5名以上確認された場合は、当面、次の内容を定期的に公表することで調整中
公表内容(案)：**市郡別に、発生施設ごとに陽性者数・施設分類**を公表(施設名の公表なし)

R5.3.20 第420回新型コロナウイルス感染症対策本部会議資料抜粋

4 取組成果・実績

クラスター対策条例に基づき対応を行ったクラスターは以下のとおり。

<令和5年5月7日までに確認されたクラスター数>

	第2～5波	第6波	第7波	第8波	計
学校	6	35	56	83	180
保育所	2	28	59	111	200
高齢者施設等	2	23	102	180	307
事業所	2	16	39	41	98
医療機関	0	8	14	39	61
飲食店	11	7	1	0	19
その他	5	16	7	4	32
計	28	133	278	458	897

5 課題・問題点・展望等

- ・新型コロナウイルス感染症が発生した当初、多くの県民にとって、新型コロナウイルス感染症への関心はかなり高く、速やかな対応を行うため、強力な措置を伴うクラスター対策条例に対しても、前向きに捉えられていたのではないかとと思われるが、一方で権利を制限されることとなる側の関係者の受け止めは厳しいものとなった局面もあったため、理解を求めながら、感染拡大を防ぐ必要があった。
- ・しかし、重症化率が低くなったオミクロン株の流行以降、新型コロナウイルス感染症の感染症法の位置づけが季節性インフルエンザと同様の5類感染症に変更されるような状況になると、社会的な受け止めも、感染拡大初期などから大きく変わっていたほか、旅行や飲食の機会の増加やマスク着用に関する考え方も変化しつつあった。
- ・また、施設における感染拡大防止対策の取組は、集団感染の発生可能性が高く、リスクも高い方が入所（入院）している高齢者福祉施設、医療機関においては、引き続きしっかりとした対策が取られていたが、それ以外の学校や保育所、事業所においては、対策への意識が低下した施設もあり、対策にばらつきが見られたり、調査への協力も得られにくくなったりした面もあった。
- ・県庁の体制として、クラスター対策においては、発生施設の認定、再開などにあたり慎重な調査・対応を求められることから、県庁の衛生技師を中心に多くの人員が投入された。感染者やクラスター発生の急増時においては、感染力や危険性を逐次判断の上、体制の強化や対応の簡略化などの方法により、対策を効果的に行うバランスのとれた体制を維持した。その判断時期や合理化の手法は適切なものであったことから、本県のクラスター対策は、奏功したものと考えられる。
- ・なお、本県のクラスター対策においては、研修や現地指導・助言に当たり、鳥取県感染制御地域支援ネットワークの感染制御専門家チームをはじめ、医療機関や大学等に所属している感染管理の専門的知識を有する医師、看護師、獣医師会等の多大な御協力が不可欠であった。このため、感染症の専門人材の継続的な育成、当該人材に円滑に参画いただく仕組みの確立を一層進める必要がある。

⑥ クラスター対策（保育施設）

1 経緯・取組の概要	
<p>クラスター対策条例の施行、保育施設等における集団感染事例の発生を受け、「鳥取県版保育施設における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」による施設内における感染対策の周知・呼びかけを行うとともに、クラスター認定施設に対する専門家等による現地指導、クラスター発生要因の分析を行い、有効な感染拡大予防策を周知し、コロナ感染拡大の抑制に取り組んだ。</p>	
2 変遷	
R2.8～	鳥取県版保育施設における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン策定 ※以後、R3.1月、R3.8月、R3.9月、R4.5月、R4.6月、R5.4月に改訂を行った。
R2.12.31	県内保育施設において初めてとなるクラスターが発生
R3.1～	鳥取県新型コロナウイルス対策専門家チームによる現地指導 ※以後、子ども関係施設で合計200件クラスターが発生、専門家等による現地指導を行った。
R4.1.28	施設内で感染者が発生した際の初動対応を行う「子ども関係施設等感染拡大防止特命チーム」を発足
R4.9.2	機能別クラスター対策チーム（子ども関係施設対策チーム）の発足
R5.3.27	クラスター対策条例が施行停止し、自主的な対策に移行
3 取組詳細	
<ul style="list-style-type: none"> 施設内で感染者が確認された場合、感染者と接触があり感染の可能性がある者について行政検査を実施。 行政検査の結果、5名以上の感染が確認された場合、クラスター施設として認定。 クラスター認定施設に対しては、専門家等による現地指導を行い、クラスター発生要因の分析、必要な感染対策の徹底等の指導を丁寧に行った。 子ども関係施設等感染拡大防止特命チーム発足後は、複数の感染者が確認された施設に対し、感染対策の指導を行い、クラスター発生の未然防止に取り組んだ。 令和4年9月からは、全数把握の見直しに伴い、保健所の積極的疫学調査の範囲が縮小することとなったことから、特命チームを機能別クラスター対策チームに変更して、クラスター対応の重点化・専門化を図った。 	
4 取組成果・実績	
<ul style="list-style-type: none"> 「鳥取県版保育施設における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」により、各保育施設による自発的な感染対策を呼び掛けた。 クラスター認定施設に対する専門家等による現地指導により、施設側での対策の重要性の理解が深まり、施設内における感染拡大を抑えるとともに再発防止に向けた感染対策が徹底された。 子ども関係施設等感染拡大防止特命チームの発足により、関係部局が連携して感染対策に一丸となって取り組む体制が強化された。 	

5 課題・問題点・展望等

- ・保育施設における感染拡大防止にあたっては、マスク着用や手洗いなど、子ども自身が自ら徹底することは難しく、保育施設関係者や各家庭の理解・協力をいただくことが非常に大切であった。
- ・大規模な感染拡大により、特命チーム発足など、全庁的な体制で感染対策に取り組んだ一方、施設所管課は感染症対策を専門としていないため、例えばマスク着用の科学的根拠や安全面を考慮した推奨年齢などの判断について対応に苦慮する事例もあった。
- ・今後の新たな感染症発生時には、施設所管課や保健所単位で感染症対策の考え方や取扱いに相違が出ないように、専門家の指導もいただきながら知見に基づく統一的な方針を示した上で地域の流行状況に応じて柔軟に対応できるよう取組を推進していく必要がある。

⑥ クラスター対策（学校）

1 経緯・取組の概要	
<p>令和3年春頃から、ウイルス量の多い変異株（アルファ株）の出現により、新型コロナウイルス感染症の感染レベルが高い地域が広がる中で、全国的に部活動に関係する感染及びクラスターが頻発している状況を踏まえ、県立学校における部活動の対外試合等への対応を制限するとともに、感染防止対策を徹底するために運動部活動ガイドラインを改正した。</p> <p>同年5月13日、県立高校の運動部活動においてクラスターが発生し、それを受けて部活動を一旦停止し、専門家チーム等による調査を実施するとともに、全ての学校の部活動で感染対策の点検を実施した。</p> <p>同年8月、感染力の高いデルタ株による感染が急拡大している状況を踏まえ、分散登校等の感染対策を行うとともに、新学期開始後も緊張感を持ってより一層高いレベルの感染防止対策を徹底するよう県立学校に指示した。また、10代以下の感染が急拡大したことや、県立高校の部活動においてクラスターが発生したことを受け、教育活動の制限を行った。</p> <p>令和4年1月には、オミクロン株出現による感染急拡大を受け、学校における感染防止対策をより一層強化するとともに、学校のクラスター事例等に係る調査をもとに、専門家の意見を踏まえて感染防止対策のより一層の徹底及び意識の啓発を図った。</p> <p>同年1月28日の新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、感染が急拡大している地域の子ども関係施設、学校等における感染拡大防止対策について、保健所と連携しながら保健所体制の強化を図るため、3つの本庁特命チームが発足し、教育委員会では、「学校感染拡大防止特命チーム」を組織して、米子保健所に職員を配置して1月下旬から業務を開始し、5類に移行する令和5年5月まで業務を継続した。（令和4年度からは、チームの活動を倉吉保健所にも拡大した。なお、東部管内は鳥取市保健所の管轄であったため、チームは組織されなかった。）</p> <p>令和4年9月の第7波の途中から、感染急拡大期への対応、また、全数把握の大幅な見直しへの対応として、それまでのクラスター対策チームを中心としたクラスター対応体制の変更がなされ、各施設の本庁特命チームを機能別クラスター対策チームに変更して、クラスター対応の重点化・専門化が図られ、学校関係は「学校対策チーム」として位置づけられ、それまでの学校感染拡大防止特命チームの業務も併せ持つ組織となり、米子保健所、倉吉保健所にクラスター対応のための職員を派遣した。</p> <p>なお、保健所の旧クラスター対策チームは、適宜、学校対策チームを指導・支援する体制をとり、クラスター対応の運営に支障をきたすことがないように取り組んだ。</p>	
2 変遷	
R3.4	全国的なクラスター発生を受けて部活動を制限
R3.5.13	県立学校運動部活動においてクラスター発生
R3.8	デルタ株の感染急拡大、部活動のクラスター発生を受けた感染防止対策の徹底
R4.1	オミクロン株の感染急拡大を受けた感染防止対策の徹底
R4.1.28	本庁特命チーム（学校感染拡大防止特命チーム）の発足
R4.9.2	機能別クラスター対策チーム（学校対策チーム）の発足
R5.3.27	クラスター対策条例が施行停止し、自主的な対策に移行

3 取組詳細

1 運動部活動における対外試合等の対応（令和3年4月）

(1) 公式試合

- ・事前に主催者が講じる感染防止対策、会場となる地域の感染状況及び対応制限等を確認し、大会への参加を慎重に判断した上で参加可能とする。

(2) 県外校との練習試合・合同練習・合宿

- ・緊急事態宣言対象地域、まん延防止等重点措置対象地域、感染流行嚴重警戒地域（V）又は感染流行警戒地域（IV）の学校との試合等は一切禁止
- ・上記以外の地域の学校との試合等は、必要性を十分検討した上で、より特段の感染防止対策を徹底して実施可能とする

(3) 県内校との練習試合・合同練習

- ・必要性を検討した上で、より特段の感染防止対策を徹底して実施可能とする

(4) 自校での通常練習・合宿

- ・より特段の感染防止対策を徹底して実施可能とする

※文化部の活動についても文化部活動ガイドラインを遵守するとともに上記に準じて実施

※中学校についても、市町村教育委員会へ上記に準じた対応を依頼

※県内私立中・高等学校においても、上記に準じた対応を依頼

2 運動部活動におけるガイドラインの改正（令和3年4月）

鳥取環境大学のクラスター発生を受け、更衣室及び部室の感染防止対策を徹底するため、ガイドラインを改正した。

(主な改正内容)

◆部室内での感染防止対策

- ・定期的に扉や窓を2方向開けるなど換気を良くする
- ・フィジカルディスタンスを確保する
- ・3密を回避するため利用人数の制限をする
- ・部室等の利用開始時・終了後及び定期的に消毒を行う

◆部室内での飲食に関する制限

- ・飲食は原則しない

※各県立学校の他、高体連・高野連などの関係団体に通知済

※中学校を所管する市町村教育委員会に情報提供済

※文化部活動についても、同様の改正を通知済

※各私立学校にも周知済

3 クラスター発生に伴う県立高校の対応（令和3年5月）

(1) 部活動、大会、練習試合等の対応

<部活動の対応>

- ・クラスター対策特命チーム、専門家チームによる鳥取商業高校クラスターの調査結果・原因分析を踏まえ、全ての県立学校の部活動において当該結果等に基づく点検を実施し、感染防止対策が確認されるまで活動を停止

<練習試合、合同練習、合宿の対応>

- ・県内、県外又は対戦相手の如何にかかわらず、全ての試合等を、当面の間中止

<公式大会の対応>

- ・主催者（県高等学校体育連盟）に対して、大会の延期について要請

(2) 該当高校の学習への対応

- ・臨時休業中に生徒が授業を十分に受けることができないことにより学習に遅れが生じる
ことのないよう対応

→オンライン授業を活用した学習支援や学習プリントによる支援

- ・生徒の健康管理について、生徒（家庭）との連絡を毎日行い、健康状態の把握に努める

(3) 他の学校における学習への対応

- ・マスク着用をはじめ、授業中の「密」防止の工夫や換気の徹底
- ・県内において感染が拡大した万一の場合に備えて、分散登校や分割授業が実施できるような準備を進める

※市町村教育委員会に対しても、より一層感染防止対策を徹底するよう依頼

4 デルタ株の感染急拡大を受けた県立学校の対応（令和3年8月）

(1) 学校の分散登校等

- ・新学期から密閉・密集・密接をそれぞれ回避するために分散登校等の実施を検討

(2) 学校行事

- ・始業式はオンラインで実施するなど密を回避、各種行事については、中止又は延期

(3) 部活動の対応

- ・活動における感染防止対策をより一層徹底
- ・他校との練習試合、合宿は原則中止（公式大会に参加する部活動においては、感染防止対策を徹底した上で実施）

(4) 家庭での過ごし方

- ・風邪症状など体調不良が生じた場合は、すぐにかかりつけ医等に相談の上で検査を受けるとともに、感染状況を踏まえた自覚ある行動をとる
- ・感染が流行している地域との往来は極力控える
- ・生徒は、正しいマスクの着用、密閉・密集・密接の回避、日々の検温及び健康観察表への記入など感染防止対策を徹底

※市町村教育委員会及び私立中・高等学校にも上記の取組を情報提供し、より一層感染防止対策を徹底するよう依頼

5 部活動のクラスター発生を受けた県立学校の対応（令和3年8月）

(1) 文部科学省ガイドラインを受けた学校臨時休業等の対応

- ・学校関係者の感染が一人でも判明した際は、その学校全体を一先ず臨時休業
 - 積極的かつ迅速にPCR検査を実施し、感染拡大を防止
 - 休業期間・範囲は、陽性者の行動履歴を踏まえ、保健所の指導の下、学級閉鎖、学年（学科）閉鎖、学校全体の臨時休業を判断

(2) 部活動の対応

- ・全ての部活動について、部活動ガイドラインを遵守した活動がなされているかどうか生徒・顧問で確認し、管理職に報告
 - 感染拡大の状況を踏まえ、活動時間を平日2時間、土日いずれかを3時間に短縮
 - 対策が不十分な場合は、活動を中止

(3) 2学期以降の学校教育活動等の対応

- ・感染状況に応じて分散登校やICTを活用したオンライン授業等を活用
- ・合唱等感染リスクの高い活動で、リスク回避が困難な場合は、活動を中止又は延期
- ・中学生向け体験入学等、密の回避が困難な活動は中止又は延期
- ・寮を有する全ての学校において、学校寮ガイドラインに応じた運営を徹底

※市町村教育委員会及び私立中・高等学校にも上記の取組を情報提供し、より一層感染防止対策を徹底するよう依頼

6 オミクロン株の感染拡大を受けた県立学校の対応（令和4年1月）

(1) 感染拡大防止に向けた対策の徹底

- ・児童・生徒及び教職員の体調管理、健康観察の徹底
 - 体調不良等の場合は、出勤・登校せず、医療機関を受診
- ・マスクの正しい着用（不織布マスクの推奨）、手洗い・手指消毒、換気等の基本的な感染防止対策の徹底

- ・密閉空間で換気が悪く、近距離での会話・発声があるような場所（カラオケボックス等）への立入りは控えるよう繰り返し指導
- ・教務室、事務室の分散等、BCP（業務継続計画）を立て、教職員が感染した場合のバックアップ体制等を確保

(2) 県外から帰県した場合は、帰県後の無料PCR検査の受検を推奨

(3) 授業や学校行事等への対応

- ・感染リスクの高い教科活動の制限及び分散登校又はオンライン授業等の準備
- ・学校行事の中止又は延期を検討
- ・受験を控えた3年生等への授業・進路指導の機会の確保に向けた工夫
→感染に不安がある生徒については自宅待機を認める（欠席扱いとしない）
※特に1月15日、16日に実施予定の大学入学共通テストに向けた対応

(4) 部活動への対応

- ・感染症対策ガイドラインに則った感染防止をより一層徹底
→活動中以外のマスクの着用を徹底（休憩中、ミーティング中 等）
→部室等利用時の感染防止の徹底（利用人数、換気、飲食や会話を控える等）
 - ・活動日の徹底、活動時間の短縮
 - ・県外の学校との練習試合等の禁止
 - ・感染防止対策が徹底されているか管理職による活動状況の確認、指導の徹底
- ※私立中・高等学校及び小中義務教育学校にも情報提供し、感染防止対策の徹底を依頼

7 学校のクラスター事例等に係る専門家の調査・指摘事項（令和4年1月）

(1) 基本的対策

- ・不織布マスク、正しいマスクの着用方法の徹底
- ・空気の流れを踏まえた換気（一方向で出口は入口より広くする）
- ・石鹸等による手洗い・消毒、施設や共用物品の消毒のより一層の徹底

(2) 教科指導

- ・合唱、リコーダーの演奏等、飛沫が多く飛ぶような活動は行わない
- ・体育時において、接触を伴う活動は行わない
- ・体育等の更衣の際も、マスクを外さない・話をしないことを徹底

(3) その他

- ・床の雑巾がけは控える（目・口が床のウイルスに近い）
- ・食事の際は、対面とならない工夫を行い、黙食を徹底する

※上記の、確認・指摘事項を踏まえ、ガイドラインの見直しを行い、周知徹底を図る

※市町村教育委員会にも上記内容を情報提供し、より一層感染防止対策を徹底するよう依頼

※私立中・高等学校にも上記内容を情報提供し、県立学校と同様の感染防止対策の徹底を指導

8 学校感染拡大防止特命チームの発足（令和4年1月～）

(1) 目的

学校と連携を図りながら、陽性者が確認された学校における行動記録作成支援、活動状況の聴取、接触者等の範囲検討等の初動対応や検査機関とのPCR検査調整、臨時休業等の判断等を行う。（保健所の業務負担軽減のため、保健所業務の一部を担うものであり、当初は感染が急拡大していた米子保健所の業務への対応を行い、令和4年度からは倉吉保健所にも拡大した。）

(2) 対応期間 1月29日（土）～当面の間

(3) 対応人数 3～4人（県教育委員会職員2～3人、米子市教育委員会職員1人）

(4) チームの業務内容

陽性が発生した学校に関する検査の相談・記録、各種対応等を行うとともに、クラスター

- ーが発生した学校への対応を保健所・クラスター対策チームと連携して行う。
- ①検査対象者リストの作成 ②陽性者情報の聞き取り ③検体採取に向けた準備
 - ④検体採取に係る各種調整 ⑤臨時休業等の判断に係る指導助言
 - ⑥学校・陽性者への検査結果返し

- <具体的な業務内容>
- 陽性者の基本情報、行動歴等を学校から聞き取り、指定ファイルに入力
 - 学校からの質問や報告を聞き取り、内容を保健所職員に報告・確認し、学校に回答
 - 陽性者に対する個別説明（結果、療養方法、基本情報、行動歴、公表内容等）
 - 学校への検査

※上記は、設立当初の内容であり、その時々状況に応じて業務内容の見直し等が行われたが、令和4年度に入ると学校の検査調整業務が中心となった。

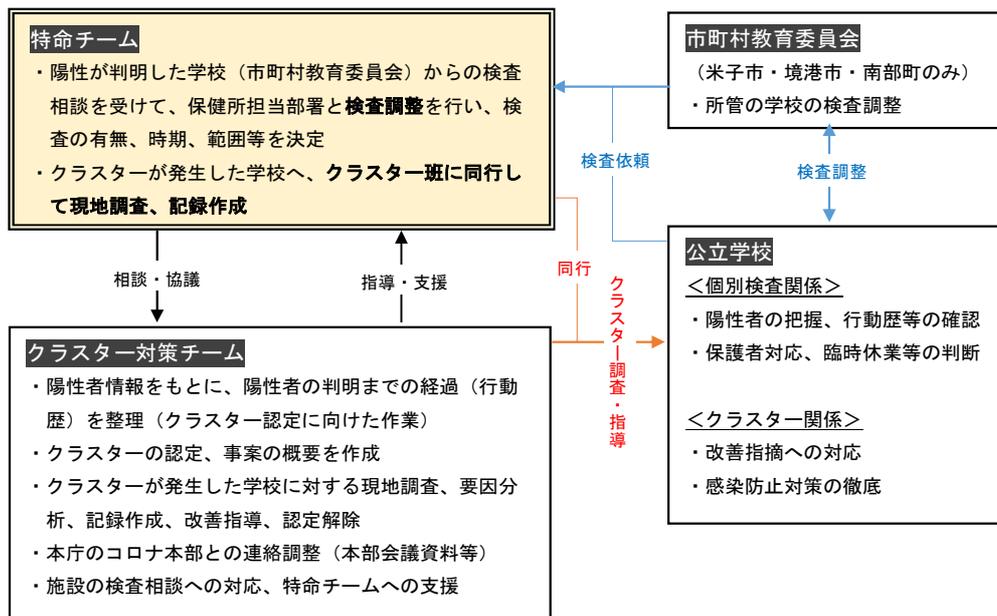
9 学校対策チームへの移行（令和4年9月）

従来の検査調整業務に加え、クラスター対応職員を毎日1名配置して、クラスター関係業務（クラスター認定、現地調査等）にも従事した。

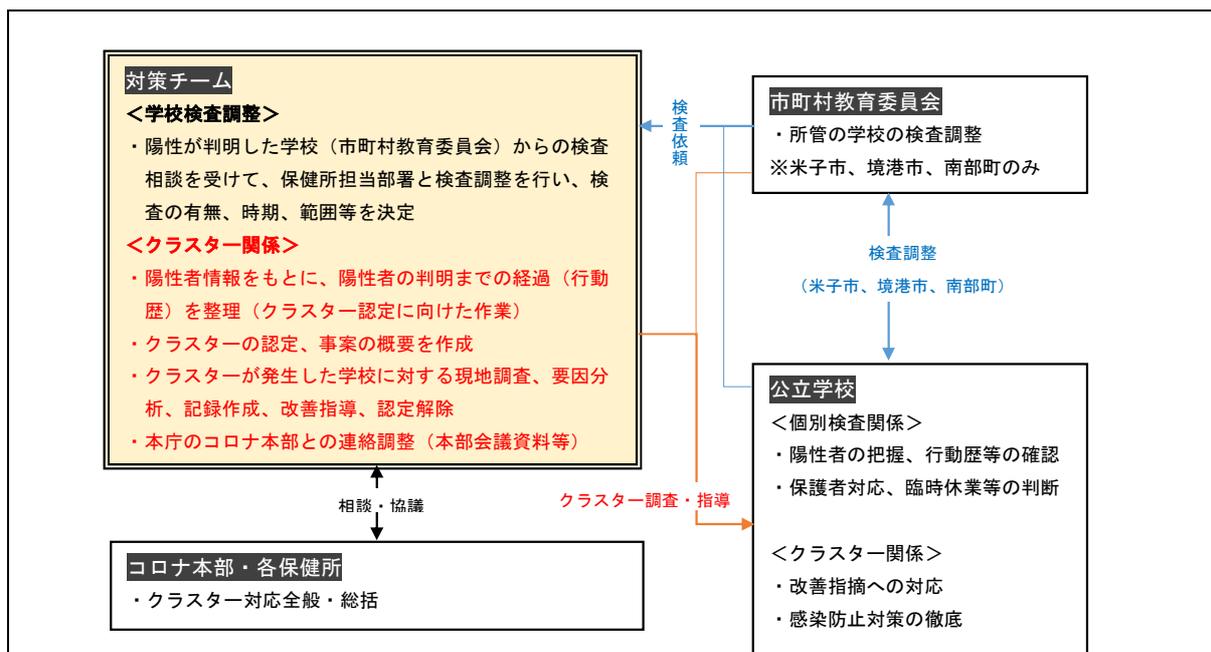
<主な業務>

- ・各施設内での感染拡大防止を主眼とし、クラスター発生要因の調査、ゾーニングや衛生指導等により、クラスターの再発防止を図るとともに、施設内感染の拡がりによる施設外への感染拡大を防止
- ・クラスターの認定に係る報道対応、改善確認等の事務作業

【特命チームから学校対策チームへの移行】



（次ページ）



[参考：県立高校入学者選抜検査（高校入試）における対応]

県立高校入学者選抜検査における感染拡大防止及び受験生が安心して受験できる環境を整えるため、マスク着用、手指消毒、定期的な換気等の基本的な感染防止対策に加え、以下の対応により選抜検査を実施した。

- 令和2年度入学者選抜検査
 - ・新型コロナウイルス感染症に感染した生徒は、医師の許可がおりるまで受験不可。
 - ・感染により受験できない生徒は、再募集入学選抜検査と同日に特別措置による試験を実施。（病院内での試験も認める。）
- 令和3年度入学者選抜検査
 - ・新型コロナウイルス感染症に感染した生徒は、前日までに退院し症状がなければ別室にて受験可。入院中及び症状がある場合は当日の受験不可。
 - ・濃厚接触者である生徒は、PCR検査の結果が陰性で当日症状がなければ別室にて受験可。陰性でも、当日症状があれば当日の受験不可。
 - ・感染等により受験できない生徒は、別日程により、特別措置による試験を実施。
- 令和4年度入学者選抜検査
 - ・新型コロナウイルス感染症に感染した生徒は、前日までに退院又は行動制限が解除されていれば別室にて受験可。入院中及び行動制限が解除されていない場合は当日の受験不可。
 - ・濃厚接触者である生徒及び、感染等により受験できない生徒への対応は前年度に同じ。
- 令和5年度入学者選抜検査
 - ・新型コロナウイルス感染症に感染した生徒は、前日までに退院又は療養期間が解除されていれば別室にて受験可。入院中及び療養期間が解除されていない場合は当日の受験不可。
 - ・濃厚接触者である生徒及び、感染等により受験できない生徒への対応は前年度に同じ。

4 取組成果・実績

（学校の感染対策）

- ・クラスター対策等様々な感染対策を通じて、学校関係者の感染防止に対する意識が高まり、感染拡大の防止につながった。
- ・多くの教育活動が制限される中であっても、新型コロナウイルス感染症を通じて児童生徒は多くのことを学び、考え、表現したり体験したりすることで成長することができた。

(学校チームの運営)

- ・ 県教育委員会事務局職員で特命チームを構成して米子保健所業務の一部を行うことにより、それまでひっ迫していた米子保健所業務の負担軽減に大きく寄与した。
- ・ 学校における陽性者発生時に、学校チームで早期かつ組織的に対応することにより、感染拡大の防止を図ることができた。
- ・ クラスター発生校に対する現地調査、要因分析及び改善指導を通して、当該校はもとより、他の学校においても今後の感染防止対策の参考とすることができた。
- ・ 特命チームから対策チームへの移行に合わせて、学校専用のクラスターデータベースを構築した結果、陽性者の把握や追跡、クラスターの判定業務において有効に活用することができた。また、倉吉・米子保健所とも、クラスターリーダーをある程度固定して配置した結果、業務に係る知識や経験、ノウハウを積むことができ、リーダーとして円滑に業務を進めることができた。
- ・ 学校や市町村教育委員会にとって、日ごろから業務で繋がりのある県教育委員会事務局職員が対応することで、相談しやすく、安心感があつた。
- ・ 県教育委員会事務局職員は、学校等の状況を理解して対応できる場合が多くあり、スムーズに業務を行うことができた。

5 課題・問題点・展望等

(学校の感染対策)

- ・ 学校における感染防止対策について繰り返し注意喚起しているにもかかわらず、教職員や児童・生徒に十分に浸透していないケースもあり、感染が拡大する状況が見られる場面もあつた。(マスク・換気の不徹底、体調不良を自覚しながらの登校など)
- ・ 学校内だけではなく、放課後における行動、放課後児童クラブ、スポーツ少年団、学習塾等で感染するケースもあり、学校教育活動以外の場面における感染防止対策についても児童・生徒に注意喚起するとともに、関係チーム(機関)とも連携して対応することが求められた。
- ・ 学校教育活動に起因するクラスターとして処理した事案の中にも、実際は、前述した放課後における飲食店での濃厚接触や子ども同士の交遊による濃厚接触などの可能性が否めないケースがあるなど、クラスターの原因が特定できないものが多々あつた。

(学校チームの運営)

- ・ 当初、学校チームの業務はその時々での感染状況や保健所の状況によって変化する対応に多大なる労力を要した。
- ・ 学校チームの運営は教育委員会事務局の職員で構成し、業務手順マニュアルも準備していたが、初めて業務に従事する職員や業務経験が浅いなどの不慣れた職員、事前のマニュアル等の予習が不十分な職員が配置されることもしばしばあり、大きなトラブルはなかったものの業務に戸惑う場面が見られた。また、学校から持ち込まれる検体の受け取り、検体と名簿との照合など、専門的知識や経験がない中、感染の危険と隣り合わせの業務も行わざるをえなかった。
- ・ 上記のことからも、専任職員を固定配置して対応することが望ましかつたが、教育委員会事務局に専任職員を配置するほどの人的余裕はなく、業務に従事したいずれの職員も本業の傍ら動員業務に従事しているため、大きな負担となつていた。(時間外勤務手当の支給対象外である指導主事も勤務時間外に動員業務に携るケースが多かつた。)
- ・ また、学校チームにおいてクラスター対応を担うこととなり、令和4年12月頃からは、一定程度の現地調査の経験を重ねたことから、専門性を有しない教育委員会職員のみで対応したが、専門職員による対応ができず、スキルの向上ができにくいという環境もあつたため、学校への衛生指導などの対応に非常に苦慮する場面もあつた。
- ・ 市町村立学校の感染対策等に係る市町村教育委員会との連携について、令和3年度のチー

ム発足当初に感染状況がひっ迫していた米子市教育委員会はチームの一員として参画することで、その後の検査調整業務やクラスター業務において県との協働体制を構築し、一部の教育委員会においても学校との各種調整に協力していただいていたが、その他多くの市町村教育委員会においては、学校の検査調整やクラスター対応にほとんど関与されない状況であるなど、全県で統一的な対応をとることができなかった。

(その他)

- ・クラスターを含め感染症に対する考え方や対応方針（行政検査のタイミング、疫学調査の実施主体（学校チーム又は保健所）等）が、東部・中部・西部地区でそれぞれ異なっており、動員に携わった者が他地区での動員での対応に混乱をきたすことがあったほか、地区に応じた対応マニュアルを別々に作成する必要性が生じた。
- ・地域での流行状況に違いがある場合はやむを得ないが、保健所の人員体制を考慮した上で、学校チームと保健所の役割分担、対応方針等については、できるだけ統一を図るよう調整する必要がある。

⑥ クラスター対策（社会福祉施設）

1 経緯・取組の概要	
<p>社会福祉施設においては、利用者や施設特性に応じた感染防止対策等が必要であり、保健所等による疫学調査の一環だけでは対応が難しく、本庁福祉保健部の各所管課、中西部の県民福祉局、保健所等が一丸となって対応を行った。</p> <p>特に第6波以降、社会福祉施設等で多くのクラスターが発生し、主なものとして、特命チームや「福祉・医療施設感染対策センター」の設置、県内の感染状況の一元的把握、感染防護具等の支給、感染管理認定看護師等の派遣による現地感染対策指導などの取組を行った。</p>	
2 変遷	
R3.1.6～	米子市内で県内初の社会福祉施設のクラスター発生。県・米子市の合同対策チームを設置。以後、本庁・保健所・市町村等が連携しクラスター事案ごとに対応。
R4.1.20	年初より第6波が始まり、高齢者施設等で集団感染事例が相次ぐ。PCR検査等支援事業補助金の補助率を1/2から10/10に拡大。
R4.1.28	施設内で感染者が発生した際の初動対応を行う社会福祉施設感染拡大防止特命チームを発足
R4.1.29～	本庁との連絡調整等業務のため、米子保健所に本庁職員1名を派遣。
R4.2.3～	同じく倉吉保健所に本庁職員1名を派遣。 (以後、夏頃まで) ※第6、7波にかけて福祉施設のクラスター件数が増加するにつれ、五月雨式に派遣職員の増員が行われた。最大で米子4名、倉吉2名。
R4.6.27～	「新型コロナウイルス対策非接触型面会支援事業補助金」を創設。
R4.8.17～	「社会福祉施設・医療機関における感染予防（自主隔離）緊急対策補助金」を創設。
R4.8.30～	「新型コロナウイルス感染症回復患者退院受入促進事業（社会福祉施設分）」を創設。
R4.9.2～	全数把握見直しに伴い、機能別クラスター対策チーム（社会福祉施設対策チーム、医療施設対策チーム）が発足したことを受け、施設からの新規陽性者発生報告を受けて情報を整理し、必要な助言や専門家チームによる支援を調整する「福祉・医療施設感染対策センター」（以下「センター」という。）を本庁に設置。 ※県内感染者発生状況の一元管理、衛生物品配布や現地感染対策指導等の業務フローを整理。福祉保健部全体でローテーションを組み、土日休日含めた体制を整備。
R4.9.9～	施設等において実施する自主検査について、検査範囲等の考え方を整理したQA集を作成・周知。
R4.9.16～	「新型コロナウイルス感染症対策介護老人保健施設空床確保事業費補助金」を創設。

R4.10.24～	センターに派遣職員を複数名雇用。クラスター事案増加に対応できるよう、困難度、緊急度等に応じ対応職員を振り分ける等の効率的なセンター運営を実施。
R4.10.27	施設等における「感染予防・感染拡大防止ガイドライン」を改訂・周知。 ※オミクロン株の特性等を踏まえ、空気の通り道を意識した換気の徹底等を明記。
R4.11.8	施設職員向けに、感染対策研修動画を県独自で作成・周知。
R5.1～	「新型コロナウイルス感染症予防対策緊急支援事業補助金」を創設。 介護施設に関し、他法人からの応援派遣の仕組みを整備・稼働。 クラスター施設に係る現地感染対策指導について、「電話による現地指導」の仕組みを新たに開始。
R5.1	通所利用者が他の通所施設に通う際に感染が広がっているとみられる事例が増加していたことから、通所利用者に対し頻回検査を実施していただくため、15万個ほどの検査キットを県内通所施設に配布。
R5.5.8～	感染症法上の位置づけ変更以降も、社会福祉施設・医療機関については、引き続きセンターで対応。これまでの施設側のノウハウ蓄積も踏まえ、感染発生報告の範囲を絞る等、現場に負荷がかからない効率的な運営に見直し。

3 取組詳細

(1) クラスター対応に係る庁内体制

○社会福祉施設感染拡大防止特命チームの発足 (R4.1.28～)

- ・クラスター化するおそれがある場合に、濃厚接触者の特定、検査調整を行うとともに、感染拡大防止措置、利用者の状況、施設の職員体制等について確認する。

メンバー：福祉保健課、長寿社会課、障がい福祉課等の施設所管課職員

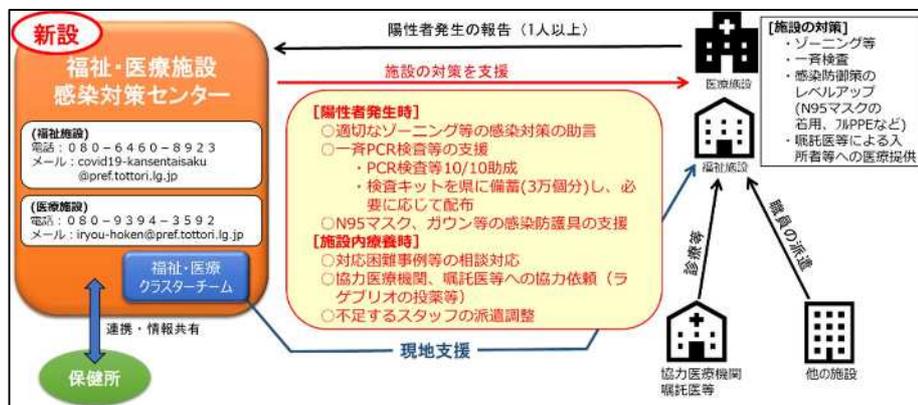
対象施設：上記所属の所管する社会福祉施設（高齢者福祉施設等）

※第6、7波にかけて、最大で米子保健所に4名、倉吉保健所に2名が常駐。

※派遣職員は保健所と連携し、陽性発生時の把握管理、PCR検査キット配布・回収、クラスター発生施設の現地指導業務等を実施した。

○福祉・医療施設感染対策センターの設置 (R4.9.2～)

- ・本庁に設置。陽性発生状況の把握、衛生物品等の配布、現地の感染対策指導等を実施。
- ・専用メール、専用電話等を整備し、施設側と双方向のコミュニケーションを実施。
- ・社会福祉施設感染拡大防止特命チームは、機能別クラスター対策チーム（社会福祉施設対策チーム）に変更し、クラスター対応の重点化・専門化を図った。



(2) クラスター発生防止対策の実施（主なもの）

- 社会福祉施設等に係るPCR検査等支援事業補助金の拡充によるPCR検査の強化
概要：社会福祉施設等が職員及び利用者に対して自主的に行うPCR検査等費用を支援
補助対象施設：高齢者施設、障がい者施設、保育施設、救護施設、医療機関
補助率：10/10（上限は1人・検査1回当たり2万円）

※R4.1.20から、補助率を1/2から10/10に拡充するとともに、それまでは、職員・利用者に感染のおそれがあるときの検査を補助対象としていたものを、一斉検査も含め、重点的に幅広く実施を支援。

- 感染制御看護師（ICN）による現地指導

クラスターとなった施設については、感染制御看護師（ICN）を施設に派遣し、現地指導を実施。また、改善が必要と思われる箇所をリストアップし、後日改善状況を確認することで、クラスターの再発防止を指導した。

<現地指導の流れ>

- ① 福祉・医療施設感染対策センターから感染制御看護師に現地指導を依頼
- ② 感染制御看護師とクラスター対策チームで現地確認し、改善が必要な箇所を指導
- ③ 指導のあった事項をリストアップし、後日、福祉・医療施設感染対策センターから施設に送付
- ④ 施設は、リストアップされた箇所の改善を図り、改善後、福祉・医療施設感染対策センターにその旨報告（改善が不十分と思われる箇所があった場合は、施設に対して口頭で指導）

- クラスター発生の起因を踏まえた効果的な感染予防対策等の横展開

【注意喚起の内容】

- ・家庭内感染に起因する高齢者施設等での感染事例が発生していることを踏まえた、介護職員の家庭内における感染予防の徹底（こまめな換気の徹底、よく手の触れる場所や共用部分のこまめな消毒（ドアノブ、スイッチ等）など）
- ・レクリエーション時のマスク着用、送迎時の複数の窓開けなど基本的な感染防止策の徹底（食事の際、利用者の正面だけでなく、隣同士の部分にもパーテーションを設置など）
- ・共同利用スペース（食堂、職員休憩室）における感染予防の徹底
- ・職員、利用者に感染のおそれがあるときに備えたPCR検査補助金の積極的な活用による感染予防の徹底 など

(3) 補助制度創設による支援

- 新型コロナウイルス対策非接触型面会支援事業補助金（R4.6.27～）

非接触型面会を推進。新型コロナウイルスの感染拡大を防止しつつ、入所者、入院患者と家族等が安心してコミュニケーションがとれる環境を整えることにより、入所者等の孤立を防ぐもの。

- (1) 【オンライン面会支援事業 補助率10/10 50万円/施設】
対象施設が行うタブレット端末等の機器整備に要する経費
- (2) 【非接触型家族面会室の整備 補助率10/10 350万円/施設】

- 社会福祉施設・医療機関における感染予防（自主隔離）緊急対策補助金（R4.8.17～）

県外からの帰省者等との接触等による家庭内感染を避けるため、職員がホテル等に自主隔離する際の宿泊費用等を負担する社会福祉施設等を運営する法人等に対して補助するもの。

上限一部屋につき一日あたり6,000円

- 新型コロナウイルス感染症回復患者退院受入促進事業（社会福祉施設分）（R4.8.30～）

医療機関における患者の滞留を防止するため、新型コロナウイルス感染症から回復した患者の速やかな受け入れを行った社会福祉施設等を運営する法人等に対して補助するもの。

- (1) 入院前施設と同一法人の施設 1名あたり 20万円
- (2) 入院前が在宅又は異なる法人の施設に入所 1名あたり 40万円

○新型コロナウイルス感染症対策介護老人保健施設空床確保事業費補助金（R4.9.16～）
 新型コロナウイルス感染症から回復した患者の老人保健施設への入所を促進することにより、入院協力医療機関のコロナ患者受入病床を効率的に確保。

新型コロナウイルス感染症により入院協力医療機関に入院した患者を、PCR検査陰性化確認前に受け入れることを条件に空床を確保した場合に補助。

- (1) 一床・一日あたり 個室 16,000円
- (2) 2人部屋以上 14,000円

○新型コロナウイルス感染症予防対策緊急支援事業補助金（R5.1.2～）

感染者の発生の有無にかかわらず、感染防止対策を継続的に実施するための衛生用品・空気清浄機等の購入に必要な経費を支援するもの。

サービス累計ごとに補助上限を設定（9千円-12万円）し、定額補助。補助率 10/10。

4 取組成果・実績

- ・ R4.9.2 のセンター設置以降、土日祝日を含む支援体制を構築。累計約 600 施設への検査キット配布、約 170 事業所への現地指導等を実施した。(R5.11 時点)
- ・ 県独自の PCR 検査等補助金については、累計約 2,300 施設、総額 22 億円強規模の支援を実施した(R5.11 時点)。
- ・ そのほか、適切な検査、早期の囲い込み、ゾーニング対策、平時の換気消毒等の対応が適切に図られるよう、各種補助金、研修動画、ガイドライン作成等の支援を多角的に実施した。

5 課題・問題点・展望等

- ・ 本庁、中西部県民福祉局、保健所、市町村が適切な役割分担の上、県内一丸となってチームで対応していく体制整備が必要である。
- ・ 社会福祉施設・医療機関においては、感染症まん延時においても支援継続が必要なケースが多く、感染拡大防止と支援継続を両立させる視点での体制構築や、状態急変時の迅速な対応が可能な体制構築が必要である。
- ・ また、今後の感染症に備えて、感染制御チームの育成や、活用に向けた枠組みの構築が必要である。

⑥ クラスター対策（医療機関）

1 経緯・取組の概要	
<p>鳥取県内では、令和4年1月まで医療機関の院内感染（クラスター）は発生せず、県からは各医療機関に対し主に院内感染対策に係る情報提供の周知等を通して、院内感染の発生防止を図ってきた。</p> <p>令和4年2月に、県内医療機関において初めての院内感染が発生したことを踏まえ、専門家を交えた院内感染緊急対策会議を開催し、「新型コロナ院内感染緊急対策チーム」等を設置し、院内感染対応に係る支援を強化するとともに、鳥取県版新型コロナウイルス院内感染対策ガイドライン（院内感染対策で特に注意するポイント）を策定し、各医療機関へ周知した。</p> <p>また、令和4年9月2日には厚生労働省が提示した新型コロナウイルス感染症に係る発生届の限定措置（緊急避難措置）を受け、全数把握の見直しを行うこととなったことから、医療機関等からの陽性者の報告を受け速やかな感染状況の把握と相談、支援に応じるため、「福祉・医療施設感染対策センター」を新たに設置した。</p> <p>これらのクラスター対策は、鳥取県感染制御地域支援ネットワーク※（感染制御専門家チーム員）（以下「専門家チーム」という。）と連携して、各医療機関における発生防止、拡大防止に取り組んだ。</p> <p>※ 県内東中西部の各医療圏の保健所及び医療機関等で構成する各「医療圏ネットワーク」と、ICD（インфекションコントロールドクター）、感染管理認定看護師等で全県的に構成する「感染制御専門家チーム」から構成。感染制御専門家チームは各医療圏ネットワークに参加する医療機関等からの相談、要請等に対し、内容に応じ助言あるいは実地指導（院内ラウンド）等の支援を行う。</p>	
2 変遷	
R4.2.10	県内の医療機関において、初の新型コロナウイルス感染症の院内感染が発生
R4.2.15	初の院内感染発生を受けて鳥取県新型コロナウイルス院内感染緊急対策会議を開催し、以下の対策を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・「鳥取県新型コロナ院内感染緊急対策チーム」を設置 ・「緊急対応専門職員」を本庁に設置 ・「鳥取県版新型コロナウイルス院内感染対策ガイドライン（基本的な対策と特に注意すべきポイント）」を策定
R4.4.11	療養機能型の医療機関向けの「院内感染対策に係るオンライン講習会」を開催
R4.5.11	県内の医療機関で院内感染が多発していることを踏まえ、院内感染対策に係る意見交換会を開催し、「鳥取県版新型コロナウイルス院内感染対策ガイドライン（基本的な対策と特に注意すべきポイント）」を改訂
R4.9.2	全数把握の見直しを受け、機能別クラスター対策チーム（社会福祉施設対策チーム、医療施設対策チーム）が発足するとともに、「福祉・医療施設感染対策センター」を設置（医療機関からの院内感染発生時の報告先として専用ダイヤルを設置）
R4.11.2	最新の感染状況を踏まえ、「鳥取県版新型コロナウイルス院内感染対策ガイドライン（基本的な対策と特に注意すべきポイント）」を改訂
R4.11.17	第8波に備えた対策として基本的な感染対策を中心とした「院内感染対策に係るオンライン講習会」を開催

R5.3.24	「福祉・医療施設感染対策センター」における報告基準を緩和 (陽性者1名以上発生した場合 ⇒ 一定期間内に陽性者が5名以上発生した場合に変更)
---------	---

3 取組詳細

(1) 会議等

- ・鳥取県新型コロナウイルス院内感染緊急対策会議

ア 日時 令和4年2月15日(火)

イ 参加者 県医師会長、各地区医師会長、看護大学教授、病院ICN等

ウ 概要 ・県内の医療機関で発生した院内感染の概要と対応状況
 ・国が示す基本的な院内感染対策と特に注意すべきポイント等
 ・院内感染対策の徹底に向けた今後の取組等

- ・院内感染対策に係る意見交換会

ア 日時 令和4年5月11日(水)

イ 参加者 県医師会長、県内各病院ICD及びICN等

ウ 概要 ・県内の医療機関で発生した院内感染の概要と対応状況
 ・鳥取県版新型コロナウイルス院内感染対策ガイドラインの見直し
 ・院内感染対策の徹底に向けた今後の取組等

(2) 講習会

- ・院内感染対策に係るオンライン講習会(療養機能型の医療機関向け)

ア 日時 令和4年4月11日(月)

イ 内容 (講師)鳥取大学医学部臨床感染症学講座 教授 千酌浩樹氏
 ・新型コロナウイルス感染症の現状
 ・感染経路と感染予防策について
 ・初期治療薬の選択と使い方

(講師)鳥取生協病院 感染管理認定看護師 松山初江氏

・新型コロナウイルス感染症における施設内の感染対策

ウ 受講者 主に療養機能型の医療機関に勤務する医師、看護師等 181名

- ・院内感染対策に係るオンライン講習会(第8波に備えた対策)

ア 日時 令和4年11月17日(木)

イ 内容 (講師)鳥取大学医学部臨床感染症学講座 教授 千酌浩樹氏、
 助教 棕田権吾氏
 ・感染予防策について(基礎編)

ウ 受講者 県内医療機関に勤務する医師、看護師等 319名

(3) 鳥取県版新型コロナウイルス院内感染対策ガイドライン

県内の感染管理専門家からの意見等を踏まえ、鳥取県版のガイドラインを作成。

<p style="text-align: center;">鳥取県版 新型コロナウイルス院内感染対策ガイドライン 基本的な対策と特に注意すべきポイント</p> <p style="text-align: right;">Ver.3</p> <p style="text-align: center;">陽性者判明前からの院内感染対策のポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 発生に備えた院内の体制整備 <ul style="list-style-type: none"> ・全職員への教育(標準予防策、感染予防対策、流行しているウイルスの特徴など) ・感染対策を担当する部門および関係職、その他スタッフによる巡回を実施。 ○ 標準予防策、感染経路別予防策の徹底 <ul style="list-style-type: none"> ・正しい手指衛生、適切な個人防護具の選択と着用(N95、サージカルマスク、フェイスシールド、ゴーグル、手袋、ガウン、エプロンなど)、おエチケットを徹底。 ・病室前後に十分な換気を行う(ドアを閉じ、ますり、ステッチ、テーブル、ベッド端、パソコン、PDA、電話、ナースコールなどは、多数集積している場所を除外し、換気を行うこと) ・換気を行う必要がないように、換気扇の適切な処理方法、使用後のメンテナンスの適切な取扱い等を指示し、医療廃棄物の適切な処理を行うこと。 ○ 室内換気の徹底 <ul style="list-style-type: none"> ・病室、待合室等の各部署の空気の入れ替え部、機械または窓等の開閉による換気の徹底。 ・汚染エアロゾル(ドリップ)の空気が清潔エア(クリーンゾーン)へ流れ込まないための工夫を検討。 ○ 職員への対応 <ul style="list-style-type: none"> ・仕事前の体温測定及び発熱、咳嗽等の症状が認められる場合、鼻炎等の発症時等である場合でも着脱しうと感した場合には、医療機関等への報告を行い、医療機関等へ送迎を行うこと。マスクの着用を含むおエチケットを徹底し、必ず着脱する場合は、手洗いやアルコール消毒を併せて実施すること。 ・標準予防策や状態時マスクを外す場面においての懸念の実地等、感染予防対策を徹底する。 ○ 取引業者等への対応 <ul style="list-style-type: none"> ・訪問のみなさん、委託業者等、職員などと接触する可能性と考えられる者も含めて、マスクの着用を含むおエチケットや手洗い、アルコール消毒等による感染予防を促す。 ・病室、待合室等でも、物品の受け渡し等は玄関か廊下の扉を閉じた状態で実施すること。廊下等に立ち入る場合には、体温を測定してもらい、発熱が認められる場合には入館を断ることを徹底すること。 ○ 患者への対応 <ul style="list-style-type: none"> ・マスク着用、手洗い、手指消毒の他、病室内でも(廊下に行く際でも)人混みは避ける等、感染予防対策を徹底する。 ・発熱、体調不良等の症状が出た場合には、速やかに検査を行う。 ・可能な限り入院時検査を実施する。 <p style="text-align: right;">等 1</p>	<p style="text-align: center;">鳥取県版 新型コロナウイルス院内感染対策ガイドライン 基本的な対策と特に注意すべきポイント</p> <p style="text-align: right;">Ver.3</p> <p style="text-align: center;">陽性者判明時における院内感染対策の初動対応のポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 院内感染の影響範囲の早期把握 <ul style="list-style-type: none"> ・病室が隣り合っている場合(前後する2名以上の者が感染した場合は)、検知から一日中は一斉検査等、検査対象者を幅広く選定することで、院内感染の影響範囲を把握する(早期の囲い込み)とともに、影響範囲に応じた適切なゾーニング等を行う。 ・感染状況を把握するため、その後のフォローとして再度一斉検査を実施することを検討する。 ○ ゾーニング・コホーディング <ul style="list-style-type: none"> ・2名以上の陽性者が発生した場合、ゾーニングの準備を行う。 ・感染領域と非感染領域を明確に区分けすること、流れが交差しない工夫をすること。 ・入院患者を、感染者・濃厚接触者-それ以外の者の病室に分けること。 ○ 標準予防策の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・陽性者判明時には、アイシールド(フェイスシールド)を常時着用に変更する等、普段の標準予防策からのレベルを上げることを検討する。 ・また、感染者が多数発生している場合やエアロゾルによる感染拡大が疑われる場合には、アイシールド等に加え、N95マスクの常時着用や、手袋、ガウン等も高めた予防策(フルPPE装備)を標準とすることを検討する。 ○ 感染を広げさせないための濃厚接触者等への対応 <ul style="list-style-type: none"> ・濃厚接触者に当たる患者は可能な限り、個室管理とすることが望ましい。 ・濃厚接触者の有無問わず、感染期に転換した患者については、転換先での感染の広がりを防ぐため、居住確認及び待機期間の経過(濃厚接触者)まで個室管理とすることが望ましい。 ○ 鳥取県感染制御専門家チームへの相談 <ul style="list-style-type: none"> ・自院での感染対策について、鳥取県感染制御支援ネットワーク(自院ネットワーク)の鳥取県感染制御専門家チーム等による相談対応、現地での助言を検討する。(陽性者有無に関わらず、相談できます。) ※希望される場合は警報が探知へお問合せください。 (検索はホームページ参照) https://www.pref.tottori.lg.jp/193040.htm <p style="text-align: right;">等 2</p>
--	---

<p style="text-align: center;">鳥取県版 新型コロナウイルス院内感染対策ガイドライン 基本的な対策と特に注意すべきポイント</p> <p style="text-align: right;">Ver.3</p> <p style="text-align: center;">重症化リスクの高い高齢者が多く入院している医療機関において 特に注意すべきポイント</p> <p style="text-align: center;">(※陽性者判明前及び判明時のポイントと一部重複)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 職員、取引業者等によるウイルスの持込みの防止 <ul style="list-style-type: none"> ・(入院が長期化しやすい療養病床などの場合、ウイルスは基本的に(患者からではなく)職員等から院内に持ち込まれるという前提に立った対策を実施) ○ 個人防護具(N95、サージカルマスク、ゴーグル、手袋等)の適切な着用など、標準予防策の徹底 <ul style="list-style-type: none"> ・(喀痰吸引、歯磨き、摂食・嚥下リハ、入浴介助などの場面では、飛沫・接触感染の可能性が高まるおそれ) ○ 適切なゾーニング・コホーディング <ul style="list-style-type: none"> ・(不潔区域から清潔区域への物品(保冷剤など)の持出しはしないが、持ち出す場合には適切に消毒しているか等を含む。患者が使用したリネン類だけでなく、喀痰吸引で使用した器具、使用済の防護具等にも注意が必要) ○ 患者の症状等の把握、必要に応じた迅速な検査等の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・(重症化リスクの高い高齢者等について、体調・症状等を丁寧に確認。感染が疑われる場合は、患者・職員ともに、迅速なPCR検査等を実施。結果に応じ、保健所や鳥取県感染制御専門家チームとも連携して対応。早期発見し、感染拡大を防止。) <p style="text-align: right;">等 3</p>

(4) 院内感染(クラスター)対応

・鳥取県新型コロナ院内感染緊急対策チーム
個別の相談支援や実地での助言等を実施した。(専門家チームと連携して実施)

・緊急対応専門職員
院内感染事案における初動対応の調整等を実施した。
医療機関に対し研修会等による院内感染対策の更なる徹底を図った。

・福祉・医療施設感染対策センター (R4.9.2~)
県内の医療機関から新規陽性者発生報告を受けて情報を整理し、院内感染発生又は院内感染発生の予兆が確認された際に、必要な助言や専門家チームによる支援を調整した。
また、情報整理した医療機関の院内感染発生状況を県庁内関係者に共有した。



- ・各種通知の発出
院内感染事例の傾向等から注意すべき点をまとめた通知を適宜発出した。
院内感染対策に係るオンライン講習会等を研修動画として配信した。

4 取組成果・実績

○専門家チームによる医療機関への支援件数（集計期間：令和4年2月～令和5年5月）

支援内容	東部	中部	西部	全県（合計）
感染制御相談	1	0	0	1
実地指導	7	6	8	21

○保健所応援業務（院内感染初動対応等）

- ・派遣先 米子保健所
- ・派遣期間 令和4年2月10日～令和4年9月2日 延128日
- ・派遣人数 医療・保険課及び健康政策課職員 計13人
- ・対応件数 42件（院内感染発生件数※1）

○福祉・医療施設感染対策センター対応件数（院内感染発生件数※1）

（集計期間：令和4年9月2日～令和5年5月7日）

医療機関種別	東部	中部	西部	全県（合計）
病院	30	27	41	98
診療所	1	0	1	2

（※1）部署（病棟等）毎に院内感染として複数人の陽性者が確認されたものを1件としてカウント（感染経路が不明なもの（院内・院外両方の可能性があるもの）は院内感染として整理）。

5 課題・問題点・展望等

（体制関係）

- ・本庁に福祉・医療施設感染対策センターを設置して以降、本庁で医療機関内での院内感染に関する報告を求めたが、各保健所でもそれとは別に陽性者（入院患者、PCR検査者）の情報を聞き取りしていたため、医療機関によっては報告先について混乱が起き、報告業務が煩雑になると一部医療機関より意見があった。そのため、対策センターと保健所で聞き取る内容が重複しないように整理・調整し、改善を図った。

（感染拡大防止関係）

- ・感染が拡大した医療機関では、N95マスクの不適切な着用（サージカルマスクの上にN95マスク着用していた等）やゾーニング区域が分かりづらく、レッドゾーンからグリーンゾーンへ防護服着用のまま出入りしていた等、基本的な感染対策が正しく実施できていない例が確認された。医療機関に対し、職員への院内教育等による感染対策への意識向上を図る取組を促すことが課題としてあげられる。
- ・助言の受入れや対応改善に積極的でない医療機関もあり、その結果、感染が拡大した事例も確認されている。医療機関への助言にあたっては、行政に対する一定の信頼感が必要であるとともに、ただ対策を伝えるだけではなく、他機関で効果があった又は感染拡大の要因となった等、根拠とともに説明することが重要であり、その繰り返しで信頼を得る必要があると考える。また、ウイルスの特性や有効な対策事例等の最新情報を常に把握して助言する必要があると考える。

⑦ 県版ガイドラインの策定（各種ガイドライン及び遺体の取扱い等）

1 経緯・取組の概要	
<p>新型コロナウイルス感染症が拡大するなか、感染拡大の可能性が高いとされた飲食店及び宿泊施設（飲食サービスを含む）における感染対策例をガイドラインとして策定し、その後、その他の感染リスクのある業種に拡大し、感染状況及び対策内容の見直しが行われるたびにガイドラインの改訂を行った。また、国の事務連絡に基づき、各種イベントの届出の受理や必要な感染対策の指導等を実施した。</p> <p>新型コロナウイルス感染症で亡くなられた方の遺体の取扱い等については、国が示したガイドラインを関係事業者に周知することで対応した。</p>	
2 変遷	
	（県版ガイドラインの作成経過）
R2. 5.21	飲食店、宿泊施設ガイドラインを策定
R2. 5.28	接待を伴う飲食店、理容所、美容所、クリーニング取次所、公衆浴場、登山ガイドラインを策定
R2. 6. 8	スポーツジムガイドラインを策定
R2. 6.16	ライブハウスガイドラインを策定 ・県内のライブハウス 10 店舗に対して、オーダーメイド型ガイドラインを策定
R2. 6.17	海水浴場ガイドラインを策定
R2. 7. 9	公演イベント、スポーツイベント、販売促進イベントガイドラインを策定
R2. 8. 7	観光土産品販売店ガイドラインを策定
R2. 8.31	学校寮ガイドラインを策定
R2. 9.23	会社寮ガイドラインを策定
R3. 1.20	体験型小売業ガイドラインを策定
R3. 3.25	地域イベントガイドラインを策定
R3. 4.30	キャンプ場ガイドラインを策定
R3. 6. 1	遊戯施設（囲碁・将棋・麻雀店）ガイドラインを策定
R3.12.27	テナントビル・マンションガイドラインを策定
R5. 5. 8	県版ガイドラインに代わる「感染対策の手引き」を公表
	（遺体の取扱い等（火葬ガイドライン））
R2. 7.29	国による第 1 版の策定、周知
R5. 1. 6	国による第 2 版の改正、周知

R5. 1.18	第2版の改正により、関係事業者への混乱が生じたため県主催の説明会を開催
R5. 3. 3	国による第3版の改正、周知
R5. 4.26	国による第4版の改正、周知
R5. 6.14	国による第4.1版の改正、周知

3 取組詳細

(1) 県版ガイドラインの策定・周知

- ・県版のガイドライン策定に当たっては、関係団体からの聞き取りや専門家（鳥取大学公衆衛生学教室等）の意見を踏まえ、現地の感染対策状況を担当者が実際に見て聞き取りし、現地で実施可能な感染対策例を示すこととし、業種別に21種類のガイドラインを策定し、これらが本県における対策の目安となった。
- ・クラスター発生のタイミングや飲食店の利用が増える時期には、ガイドラインの周知のため、関係する店舗に訪問し、ガイドラインの周知を行った。また、ガイドラインの改訂時には、関係団体及び認証店に改正内容の周知を行った。

(2) イベントの届出

- ・国の事務連絡に基づき、イベント主催者に対してイベント開催時の感染対策内容の届出を求め、事前に書面によるチェックを行った。国の届出対象は5,000人以上の規模のイベント等を対象にされたが、県の場合は500人以上、新型コロナ警報発令時には100人以上の規模のイベントを対象に実施した。

【届出による主なチェック項目】

- イベント参加者の感染対策
 - ① 飛沫感染対策・・・イベント参加者間の適切な距離の確保
 - ② エアロゾル感染対策・・・常時換気又は窓開け換気（30分に1回5分程度）
 - ③ 接触感染対策・・・手指消毒の徹底や、共用部分の消毒の実施
 - ④ 飲食時の感染対策・・・飲食時の感染対策の周知
 - ⑤ イベント前の感染対策・・・発熱等の症状がある者の参加の自粛の呼びかけ
- 出演者やスタッフの感染対策
 - ⑥ 出演者やスタッフの感染対策・健康管理や必要に応じた検査等の実施
・舞台と客席との適切な距離の確保

なお、飲食を伴う500人以上の規模のイベントについては、イベント当日にも感染対策状況の見回りを行った。

- ・また、感染状況や感染対策を総合的に判断し、イベント開催に起因する感染拡大が懸念されると判断した場合は、県から主催者に対して中止を要請したこともあった。
なお、必要に応じて支援を行った。

【参考：東京オリンピック聖火リレー（令和3年5月）における感染防止対策事例】

※新型コロナウイルス感染症対策運営マニュアルより「沿道の観客に講じる対策」抜粋
<事前対応>

- ・沿道へのサインの手配及び、設置（滞留・密集、大声での声援の防止など）
- ・接触機会を減らすため、可能な限り、動線を一方通行とする

<観客への対応>

- ・マスク未着用の方にはできる限り呼びかけを実施
- ・不調を訴える方に対しては、観覧をご遠慮いただくよう呼びかける
- ・大声での声援禁止や密集回避を呼びかける
- ・観覧エリアが密集しないよう管理を行う（必要に応じてプラカード等サインも使用）

※リレー走行時に、沿道で密集状態が発生した場合は、ただちに密集回避策を講じる。

(3) 遺体の取扱い等の周知

- ・ 遺体の取扱い等については、国の示すガイドラインの関係事業者への周知及び個別の問合せ対応に加え、取扱いが大幅に変更となった第2版の改正時には、関係事業者の中で混乱が生じたため、火葬場及び葬儀事業者に対する説明会を行い、ガイドラインの考え方を関係者間で共有した。また、医療関係者への周知も併せて行った。

<国ガイドライン>

新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン（令和2年7月29日、第1版、厚生労働省、経済産業省）

4 取組成果・実績

- ・ 業種別に21種類のガイドラインを策定し、周知を行うとともに、必要に応じて個別に感染対策の指導を行うことにより、様々な業界に対して感染対策の周知・徹底を図ることができた。遺体の取扱い等についても、国の示すガイドラインの周知を行うとともに、必要に応じて関係団体等に対する説明会を開催するなど、関係団体等に対して感染対策の周知・徹底を図ることができた。

5 課題・問題点・展望等

- ・ 国から飲食店に対する第三者認証制度（飲食店が取り組む新型コロナウイルス感染防止対策について、基準を満たした飲食店を都道府県が認証し、公表するもの）について示されたが、そこで示された基準と県版ガイドラインの内容が異なり、事業者の中で混乱が生じることとなった。また、各業界が独自にガイドラインを作成したが、その内容が県版ガイドラインと異なる部分もあり、事業者からの苦情や問合せが多数あった。効果的な対策内容を共通して示すことで、事業者の混乱を防ぎ、必要な対策が実施されるよう啓発していく必要があった。例えば、国が対策（例えばマスクの取扱い等）を緩和しても、県は従来の対策を継続していたため、実際に対策を行う事業者にとっては混乱を招く一因にもなったことから、県が継続して行っている取組の有効性や理由等とセットで示すことができれば、事業者にとって分かりやすかったと思われる。

4 県民生活および県民経済の安定

① 新しい県民生活の推進（県民生活推進会議、安心観光・飲食エリア等）

1 経緯・取組の概要	
<p>「鳥取県コロナに打ち克つ新しい県民生活推進会議」をはじめとして、「美味しい 楽しい 行ってみ隊」や「安心観光・飲食エリア」の創出など、県民運動的に「新しい県民生活」の定着と県内の需要喚起の両立に向けた取組を展開・情報発信を展開してきた。</p>	
2 変遷	
R2. 6. 1	県庁内に新たに「新しい県民生活推進室」を設置
R2. 6. 5	<ul style="list-style-type: none"> ●第1回官民連携会議 …「新しい県民生活」定着・県内の需要喚起に向けた県の取組 「鳥取県民コロナに打ち克つ行動宣言」を採択
R2. 6	○美味しい 楽しい 行ってみ隊の結成
R2. 8. 3	●第2回官民連携会議…県内の新型コロナウイルス感染症の現状、県の取組等
R2. 8.31	<ul style="list-style-type: none"> ●第3回官民連携会議…県内の新型コロナウイルス感染症の現状、県の取組状況 ○「安心観光・飲食エリア」の協定締結（大山寺エリア・鳥取砂丘エリア）
R2.10.30	○「安心観光・飲食エリア」の協定締結（はわい温泉東郷温泉エリア・若桜氷ノ山エリア・皆生温泉エリア）
R2.11.30	○「安心観光・飲食エリア」の協定締結（浦富海岸エリア）
R3. 1.20	●第4回官民連携会議…県内の新型コロナウイルス感染症の現状、県の取組状況
R3. 4. 7	●第5回官民連携会議…現状及び県の取組状況
R3. 5.11	●第6回官民連携会議…現状及び緊急事態宣言を踏まえた国の支援策
R4. 1.20	●第7回官民連携会議…BCPの徹底、ワクチン接種の促進等
R4. 4.27	<ul style="list-style-type: none"> ●第8回官民連携会議 …感染防御型 With コロナの周知、総合緊急対策関連予算（5月議会）の支援策
3 取組詳細	
<p>（1）鳥取県コロナに打ち克つ新しい県民生活推進会議（官民連携会議）</p> <p>【目的】新型コロナウイルス感染症を克服するため「新しい県民生活」の定着や県内の需要喚起に向けた取組を官民挙げて展開するため令和2年6月5日に設置。</p> <p>第1回会議の中で「鳥取県県民コロナに打ち克つ行動宣言」採択</p> <p><宣言内容></p> <p>コロナを克服し、安心・安全で活力ある鳥取県を取り戻すために、取り組みを進めます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 県民みんなで、感染予防を取り入れた生活をします。 2 事業活動においても感染防止対策を実践します。 3 県産品の購入、県内のお店の利用・県内観光で県内の事業者を応援します。 	

【構成員】 経済、産業、福祉保健、教育、消費者、報道、行政の団体代表者及び専門家

【形式】 約1時間のオンラインでの開催

【開催実績】 計8回開催

(2) 「美味しい 楽しい 行ってみ隊」

【概要】 コロナ禍で感染拡大防止対策を行いながら頑張っている県内のお店、県産品、観光施設、アクティビティ等を応援することで地域経済を県民運動的に盛り上げるため、令和2年6月に結成。

【構成員】 隊長：統轄監 126の賛同団体・事業者及び県職員

(参画団体)・商工団体、農林水産業団体、福祉保健団体、金融機関、県内企業(製造業、宿泊業等) など

(3) 「安心観光・飲食エリア」の創出

【目的】 観光地等の団体が地域をとりまとめ、自主的に感染予防対策を実施することにより、安心して観光や飲食を満喫していただけるエリアを創出する。

【状況】 県内6箇所が宣言。1か月に1回の行政点検、2週間に1回の自主点検を実施。全エリア内で216店舗が取組に参加。うち、約6割が認証事業所(新型コロナ安心対策認証店)として登録済み

『安心観光・飲食エリア』のPRのための経費(ポスター・ロゴマーク活用等)に対する補助制度を創設。R2は補助率3/4でそれ以降は1/2

(補助率1/2、上限20万円)

観光客が増加する夏と冬に感染対策研修やおもてなし研修を実施した。

エリアの協定は、令和5年度をもって終了する。

- ・大山寺エリア(46店舗)(R2.8.31協定締結、9.28宣言) 大山旅館組合・大山観光局・大山町
- ・鳥取砂丘エリア(23店舗)(R2.8.31協定締結、10.3宣言) 鳥取大砂丘観光協会・アクティビティ協会・鳥取市
- ・はわい・東郷温泉エリア(42店舗)(R2.10.30協定締結、12.7宣言) はわい温泉・東郷温泉旅館組合、湯梨浜町観光協会、湯梨浜町
- ・若桜町氷ノ山エリア(18店舗)(R2.10.30協定締結、12.19宣言) 氷ノ山観光業者組合、若桜町観光協会、若桜町
- ・皆生温泉エリア(47店舗)(R2.10.30協定締結、12.26宣言) 皆生温泉旅館組合、米子市観光協会、米子市
- ・浦富海岸エリア(38店舗)(R2.11.30協定締結、3.8宣言) 岩美町観光協会、岩美町

4 取組成果・実績

上記3に記載

5 課題・問題点・展望等

- (1) 第2回会議以降の主目的は、国の経済対策予算等を活用した県の予算を検討するために、経済界や医療・福祉、教育現場などの現状・課題等の意見を聴取する場となっていた。
- (2) 感染対策と需要喚起のバランスが求められる中で、少し需要喚起にアクセルを踏むための県民へのメッセージとして実施してきたが、先が読めない中で実施の判断が非常に難しかった。
- (3) コロナ初期は、事業者の感染対策を進めるという意図で必要性の高い取組であったが、他部局の支援策により認証制度等が浸透し、一般化していく中で、エリアの意義や毎月の点検の必要性が希薄化。後半は点検活動も簡略化されていった。認証制度が浸透していったタイミングで、エリアの取組の見直しや方向転換の議論もあったが、感染動向が不透明な中、対応の切替えの判断が難しい状況であった。